

我が国における法曹志望者数に関する調査 報告書

令和6年3月

公益社団法人 商事法務研究会

報告編

目 次

序章 本調査の目的と内容	1
1 調査の目的	1
2 調査研究グループ	1
3 調査内容・方法	1
4 研究会の実施日程	3
5 報告書の構成・執筆担当について	4
6 凡例	4
 第1章 法科大学院志願者数等推移の分析	5
1 法科大学院志願者数等の推移について	5
2 他のデータとの比較による分析	9
3 その他の視点	14
4 まとめ	19
 第2章 法曹コースの制度や在学中受験資格の活用状況等	21
1 法曹コースの制度の活用状況について	21
2 在学中受験資格の活用状況について	23
3 さらなる活用に向けた調査や取組みについての提案	25
 第3章 若年層やその保護者等の認識の変化等	28
1 高校生アンケートの結果	28
2 保護者アンケートの結果	50
3 若手法曹アンケートの結果	70
 第4章 法曹志望者の増加に係る法改正の効果に関する考察	81
1 各調査から得られた主な知見	81
2 各調査の結果を踏まえた法改正の効果に関する考察	82

序章 本調査の目的と内容

1 調査の目的

我が国においては、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中心とする法曹養成制度が創設され、制度創設当初は多くの者が法曹を志望し、法科大学院を志願したものの、その後法科大学院志願者数は減少し、平成28年度には1万人を下回るに至った。こうした事態を受け止め、法科大学院志願者数については法曹志望者数の回復を図るために様々な取組が行われ、その一環として、法科大学院における教育の充実と時間的・経済的負担の軽減を目的とする法改正も行われた。

上記法改正の際、国会においては法改正による法曹志望者の増加等に係る効果について、適切な時期に十分な分析及び調査を行うことを求める附帯決議がされたところ、令和5年は法改正による新制度下で初めて司法試験が実施された年であり、現時点における法改正の効果を検証するとともに今後の施策について検討するために必要な調査を開始する必要がある。本調査は、このような問題意識に基づき、令和5年度に実施したものである。

2 調査研究グループ

調査実施にあたっては、以下の研究者による調査研究グループを設置した。

石田 京子 早稲田大学法学学術院教授(監修)
上松健太郎 弁護士／名古屋大学大学院法学研究科准教授／法科大学院協会
広報委員会委員
佐伯 昌彦 立教大学法学部教授
濱中 淳子 早稲田大学教育・総合科学学術院教授
藤本 亮 名古屋大学大学院法学研究科教授

また、調査実施にあたっては、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会、法科大学院協会の協力を得た。

3 調査内容・方法

(1) 調査内容

委託を受けた調査は、以下の4つの項目である。

① 法科大学院志願者数推移の分析

平成17年度から平成19年度まで4万人を超えていた法科大学院志願者数は、その後減少し、平成28年度には1万人を切り、その後著変なく推移したものの、令和4年度には1万人を超えた。こうした推移について、社会情勢、法曹養成に関する制度を巡る状況その他の参

考とし得る事情を踏まえて分析すること。

② 法曹コースの制度や在学中受験資格の活用状況等

法曹となる人材を確保するために法科大学院における教育の充実と時間的・経済的負担の軽減を図るべく、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(いわゆる連携法)(平成14年法律第139号)等の令和元年改正により、(1)法科大学院において法曹となろうとする者に必要な学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきことなどが大学の責務として法律上明記され、(2)大学を早期卒業(3年で卒業)して法科大学院既修者コース(2年間の課程)に進学し、法曹を目指す「法曹コース(連携法曹基礎課程)」が創設され、(3)一定の要件を満たした者が法科大学院在学中に司法試験を受験できるよう新たな受験資格(在学中受験資格)が設けられるなど、所要の法改正が行われた。上記①(法科大学院志願者数推移の分析)の結果を踏まえつつ、法曹志望者の増加等に係るこの法改正の効果について、特に法曹コースの制度や在学中受験資格の活用状況について分析を行い、その結果を踏まえ更なる調査の検討を行うこと。

③ 若年層やその保護者等の認識の変化等

未来の法曹になり得る若年層やその保護者等を対象とし、法曹養成制度や法曹という職業に関する認識がどのように変化したのかという観点から調査・分析を行うこと。また、若手法曹が進路選択を決定した時期や、進路選択に当たって考慮した要素について調査及び分析を行うこと。

④ 法曹志望者の増加等に係る法改正の効果に関する考察

以上の分析及び検証の結果を踏まえ、法曹志望者の増加等に係る上記法改正の効果について考察すること。

(2) 調査方法

上記調査内容の①および②については、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会の会議資料等を中心に検討を進めた。③については、以下の3つのアンケート調査を実施した。

- **高校生アンケート**：国立大学法学部への合格実績が高い全国の高校の1年生を対象に、法学部イメージ、法曹コース認知度、弁護士イメージ、将来の職業を選択する上で重視すること等をたずねた。地域バランスおよびジェンダーバランスに配慮しつつ、国立大学法学部への合格実績が高い高校から候補となる高校をリストアップし、調査協力を了承した高校に調査票を配布(またはオンラインアンケートを実施)した。最終的に、全国から20校の高校から協力を得た。地域ごとの内訳は、北海道・東北地方が1校、関東地方が5校、中部地方が1校、近畿地方が8校、中国・四国地方が3校、九州地方が2校であった。
- **保護者アンケート**：親子共に大学進学を希望している、と答えた高校生の保護者に対して、法学部イメージ、法曹コース認知度、法曹イメージ、自分の子どもに将来就い

てほしい職業等をたずねた。対象者の抽出にあたっては、調査会社が持つオンライン調査のためのモニターから、「高校生の子どもがいるか」→「子どもは大学進学を希望しているか」→「回答者(親)は大学進学を希望しているか」、でスクリーニングを行った。さらに、インターネットアンケートにおいては、アンケート回答によるポイント等を得ることを目的とした不誠実な回答者(Satisficer)が少なからずデータを歪ませてしまうことがあり得るため、質問中に2問、特定の選択肢を選ぶように求める項目を入れ、指示に従っていない回答者は集計から削除した。最終的に、高校1年生の男女、高校2年生の男女の子どもがいる保護者を各300人、さらに高校3年生の男女の子どもがいる保護者を各400人で割り付け、計2000人の回答を得た。このような手法を取つて回答者を抽出した背景には、高校生アンケートの対象者である、国立大学法学部への合格実績の高い全国の高校に在学する高校生とできるだけ対応し得るサンプルとなる保護者層を獲得するためである。もっとも、反対にいえば、抽出したサンプルは、親子共に大学進学を希望すると保護者が回答した層であり、かつ、トラップ質問にも適切に回答した回答者層であることから、平均的な高校生の保護者層とは一定の乖離があり得ることに注意が必要である。

- 若手法曹アンケート**：司法修習期74期・75期の裁判官、検察官、弁護士を対象に、法曹を志望した時期や契機、法曹になると決意した理由、法曹を目指すにあたって不安だったこと等をたずねた。調査はオンラインで実施し、調査依頼状の配布にあたっては最高裁判所、検察庁、日本弁護士連合会の協力を得た。

3つのアンケートの実施時期、回収数等は以下の通りである。

	実施時期	回収数
高校生 アンケート	2023年11月17日～ 2024年1月18日	2811件(紙調査票回答:1386件、WEB回答:1425件)
保護者 アンケート	2024年1月10日～ 2024年1月15日	2000件(1年生男子・女子の保護者各300件、2年生男子・女子の保護者各300件、3年生男子・女子の保護者各400件)
若手法曹 アンケート	2023年12月20日 ～2024年2月1日	411件(内訳:裁判官98件、検察官52件、弁護士241件、不明20件)

4 研究会の実施日程

本受託研究の実施にあたり、以下の日程でオンラインでの研究会を実施した。研究会には、研究者グループのメンバーのほか、委託先の法務省、協力機関である文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会、法科大学院協会の担当者も出席した。

2023年8月10日のキックオフ会議を皮切りに、第2回を9月1日、第3回を9月26日、第4回を11月14日、第5回を2024年1月19日、第6回を2月15日、そして、最後に第7回を3月14日に実施し、調査設計から結果の分析、本報告書のとりまとめまで、検討を行った。

なお、上記の日程のほか、高校生アンケート、保護者アンケートの実施を担った調査会社と

の打ち合わせや、報告書執筆にあたっての研究者間での細部の調整などを行うための打ち合わせを数回実施している。

5 報告書の構成・執筆担当について

本報告書は、「報告編」と「資料編」の二部構成となっており、資料編では3つのアンケート調査の質問票、記述統計(一部クロス表を含む)をまとめている。報告編は、調査項目ごとに章立てを行い、以下の分担で分析と執筆を行っている。

第1章 法科大学院志願者数等推移の分析	上松健太郎
第2章 法曹コース制度等の活用状況ほか	上松健太郎
第3章 若年層や保護者等の認識の変化等	1 高校生アンケート 濱中 淳子 2 保護者アンケート 佐伯 昌彦 3 若手法曹アンケート 藤本 亮
第4章 法曹志望者の増加に係る法改正の効果の考察	石田 京子

報告書取りまとめにあたっては、各関係機関から意見を募り、これらを反映した上で監修担当の石田教授と事務局とで調整を行い、最終報告書を作成した。

6 凡例

既修者コース	法学既修者コース
適性試験	法科大学院全国統一適性試験
法科大学院等特別委員会	中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会
法曹コース	文部科学大臣の認定を受けた、連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程(連携法曹基礎課程)
未修者コース	法学未修者コース

第1章 法科大学院志願者数等推移の分析

1 法科大学院志願者数等の推移について

(1) 法科大学院志願者数及び予備試験受験者数の推移について

ア 法科大学院の志願者数について

(ア)法科大学院の志願者数の推移は、以下の通りである。

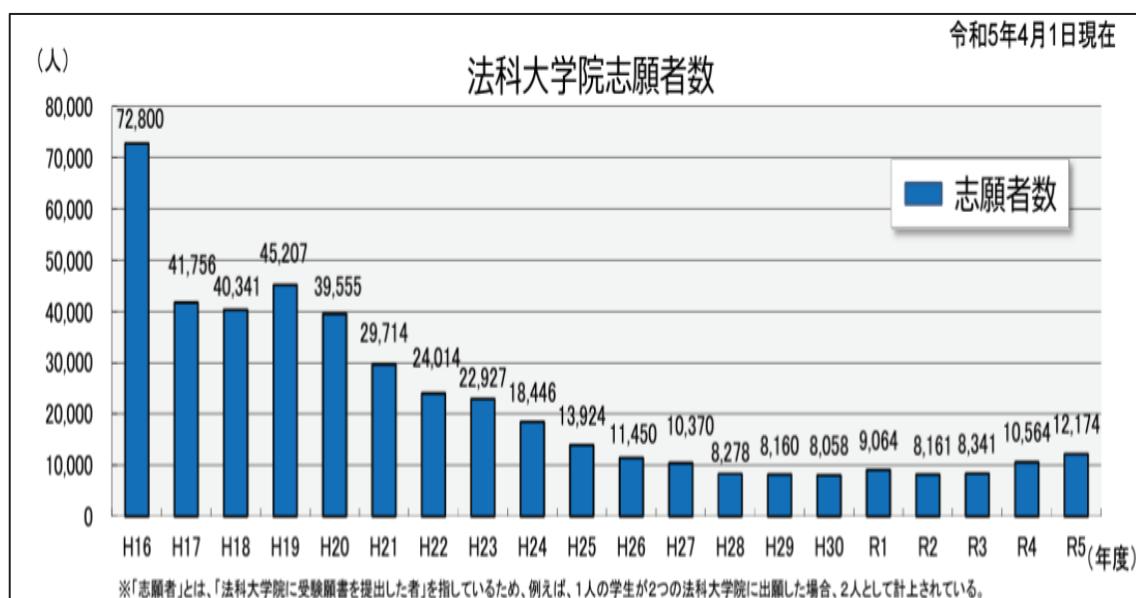


図 1-1 法科大学院志願者数の推移

出典：法科大学院等特別委員会第113回配付資料の【参考資料5】法科大学院の志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移等¹

(イ)実際には、ひとりの者が複数の法科大学院入試に出願することは珍しくない（また、ひとつの法科大学院の未修者コースと既修者コース等に併願することも考えられる）。そこで、以下の考え方により、法科大学院志願者数を推計した。

a 法科大学院設立時（平成16年度）から平成30年度までは、法科大学院に入学するには、

¹ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/1421098_00016.htm
https://www.mext.go.jp/content/20231220-mxt_senmon02-000032781_9.pdf

その前年に実施された適性試験を受験する必要があった²。そこで、平成30年度までの期間においては、適性試験受験者数と法科大学院志願者数は概ね一致していると考えられる。そこで、平成30年度入学者までは、前年に実施された適性試験受験者数を法科大学院志願者数として採用する。

平成15年(平成16年度法科大学院入学)から平成29年(平成30年度法科大学院入学)までの適性試験受験者数の推移は、以下の通りである。

法科大学院適性試験志願者数及び受験者数				
	日弁連法務研究財団		大学入試センター	
	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数
平成15年度	20,043	18,355	39,350	35,521
平成16年度	13,993	12,249	24,036	21,429
平成17年度	10,724	9,617	19,859	17,872
平成18年度	12,433	11,213	18,450	16,680
平成19年度	11,945	10,798	15,937	14,323
平成20年度	9,930	8,940	13,138	11,870
平成21年度	8,547	7,737	10,282	9,370
平成22年度	7,820	7,066	8,650	7,909
平成23年度	7,829	7,249		
平成24年度	6,457	5,967		
平成25年度	5,377	4,945		
平成26年度	4,407	4,091		
平成27年度	3,928	3,621		
平成28年度	3,535	3,286		
平成29年度	3,322	3,086		

※ 平成23年度試験から、適性試験の実施主体が日弁連法務研究財団に一本化された。
※ 平成23年度試験から、年2回行われるようになった。表中の数字は、実志願者数及び実受験者数である。
※ 平成30年度以降実施していない。

図 1-2 法科大学院適性試験志願者数及び受験者数

出典:法曹養成制度改革連絡協議会第20回協議会(令和4年12月22日開催)の資料2-12「法科大学院適性試験志願者数及び受験者数」³

² 適性試験は、平成22年までは、日弁連法務研究財団と大学入試センターによりそれぞれ実施されていたが、平成23年以降、日弁連法務研究財団に一本化された。平成22年までの2種類の適性試験の受験者数は、一貫して大学入試センターのものの方が多く、大きな傾向としては、大部分の法科大学院受験生が両方の適性試験を受験し、大学入試センターの適性試験はほとんどの法科大学院受験生が受験する、というものだったと考えられる。そのため、平成22年までの適性試験受験者数は、大学入試センターのものを採用する。法科大学院入試との関係では、法科大学院によって採用する適性試験が異なっていたものの、現時点では、どの法科大学院がどちらの適性試験を採用していたかについては調査できなかった。

³ https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00207.html

<https://www.moj.go.jp/content/001388129.pdf>

図1-2中「年度」とあるのは、本報告書における「年」である。

b 次に、令和元年度以降については、平成30年度までの法科大学院志願者数：適性試験受験者数の比率から、法科大学院志願者数を推計することとした。

すなわち、平成21年度から平成30年度における法科大学院志願者数：適性試験受験者数の平均値は、法科大学院志願者数：適性試験受験者数 = 1:0.40056 となる。

そこで、令和元年度以降については、各年度の法科大学院志願者数に 0.40056 をかけることで、法科大学院志願者数を推計した。

c 以上の考え方に基づいて算出した法科大学院志願者数（令和元年度以降の値は推計値）は、以下の通りである。

表 1-1 法科大学院志願者数（令和元年度以降は推計値）

平成21年度	11,870	平成20年実施適性試験（大学入試センター）受験者数
平成22年度	9,370	平成21年実施適性試験（大学入試センター）受験者数
平成23年度	7,909	平成22年実施適性試験（大学入試センター）受験者数
平成24年度	7,249	平成23年実施適性試験（日弁連法務研究財団）受験者数
平成25年度	5,967	平成24年実施適性試験（日弁連法務研究財団）受験者数
平成26年度	4,945	平成25年実施適性試験（日弁連法務研究財団）受験者数
平成27年度	4,091	平成26年実施適性試験（日弁連法務研究財団）受験者数
平成28年度	3,621	平成27年実施適性試験（日弁連法務研究財団）受験者数
平成29年度	3,286	平成28年実施適性試験（日弁連法務研究財団）受験者数
平成30年度	3,086	平成29年実施適性試験（日弁連法務研究財団）受験者数
令和元年度	3,630	推計値（志願者数 × 0.40056）
令和2年度	3,268	推計値（志願者数 × 0.40056）
令和3年度	3,341	推計値（志願者数 × 0.40056）
令和4年度	4,231	推計値（志願者数 × 0.40056）
令和5年度	4,876	推計値（志願者数 × 0.40056）

イ 予備試験受験者数の推移について

司法試験予備試験受験者の推移は、以下の通りである。

表 1-2 司法試験予備試験受験者数の推移

実施年	予備試験受験者数
平成23年	6,477
平成24年	7,183
平成25年	9,224
平成26年	10,347
平成27年	10,334
平成28年	10,442
平成29年	10,743
平成30年	11,136
令和元年	11,780
令和2年	10,608
令和3年	11,717
令和4年	13,004
令和5年	13,372

出典：法曹養成制度改革連絡協議会第20回協議会（令和4年12月22日開催）の資料【3-18】司法試験予備試験合格者に関するデータ一覧⁴をベースに、令和5年予備試験の結果を追加

（2）分析の視点

ア 法科大学院志願者数について

(ア)法科大学院志願者の数値(推計値を含む)を分析の対象とする。

(イ)大きな傾向は、以下の通りである。

- a 制度が始まった平成16年度から数年間の志願者数は、非常に多い。
- b 平成21年度以降は、平成21年度から平成30年度までが減少、令和元年度に1年間だけ増加し、令和2年度には再度減少するが、令和2年度から令和5年度の間は増加傾向がみられる。

(ウ)このうち、以下の2つの時期を分析の対象とする。

- i) 平成21年度から平成30年度(減少傾向)
- ii) 令和2年度から令和5年度(増加傾向)

⁴ https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00207.html

<https://www.moj.go.jp/content/001388190.pdf>

(エ)平成16年度から平成20年度までの期間を除外するのは、制度開始当初の外れ値だと考えられるためである。

令和元年度を除外するのは、この年だけ志願者が一時的に急増しているところ、この急増は、この年から、法科大学院入試から適性試験が任意化されたことが影響していると考えられるためである。

イ 予備試験受験者数について

予備試験受験者の数は、平成23年の制度開始後、令和5年まで、一貫して増加傾向にある。この増加傾向を分析の対象とする。

iii) 平成23年から令和5年の予備試験受験者数の推移(増加傾向)

2 他のデータとの比較による分析

(1) 比較対象

法科大学院志願者数及び予備試験受験者数の推移を分析するため、以下の要素と比較検討した。

① 日本の人口の推移

人口推計 / 各年 10 月 1 日現在人口

https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00200524&bunya_l=02

② 大学生数の推移／③ 法学部生数の推移

学校基本調査における、各年度の「高等教育機関 学校調査 学校調査票(大学・大学院)」のエクセル表「10(10-1)関係学科別」シートの「4年次計」の列より、該当箇所をそれぞれ抽出した。法学部生数については、データとしては「法学・政治学」となっているが、これ以上に分類したデータがないため、この数値を用いることとする。

(例:令和4年度の情報元)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfd=000032265027&fileKind=0>

④ 募集中の法科大学院の推移／⑤ 法科大学院の募集定員の推移

法科大学院等特別委員会第 113 回配付資料の【参考資料 2】法科大学院制度の経緯について(1 頁)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/1421098_00016.htm

https://www.mext.go.jp/content/20231220-mxt_senmon02-000032781_6.pdf

⑥ 司法試験合格率の推移

法科大学院等特別委員会第 113 回配付資料の【資料 2-5】司法試験結果の分析(法科大学院)を参照

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/1421098_00016.htm

https://www.mext.go.jp/content/20231220-mxt_senmon02-000032781_2-5.pdf

⑦ 国家総合職(大卒)志願者数の推移

人事院令和3年度年次報告書の「第2部 人材確保に向けた国家公務員採用試験の課題と今後の施策」に記載されたデータに、令和4年度及び令和5年度のデータを追加。

https://www.jinji.go.jp/kouho_houdo/kisya/2206/hakusho_r3.html

⑧ 公認会計士試験受験者数の推移

金融庁「令和5年公認会計士試験合格者調」より

https://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeishi-shiken/r5shiken/ronbungoukaku_r05/03.pdf

以上の①～⑧のデータは、表1-3の通りである。

表 1-3 比較対象とする各データ

	①日本の総人口 (前年10月)	②大学4年生の学生数 (前年度)	③大学4年生の法学部 生数 (前年度)	④募集中の法 科大学院数
平成21年 (2009年)	127,692,000	664,750	47,708	74
平成22年 (2010年)	127,510,000	664,519	46,719	74
平成23年 (2011年)	128,057,000	680,984	48,453	73
平成24年 (2012年)	127,799,000	677,108	47,532	73
平成25年 (2013年)	127,515,000	672,383	46,572	69
平成26年 (2014年)	127,298,000	676,998	45,825	67
平成27年 (2015年)	127,083,000	669,770	44,828	54
平成28年 (2016年)	127,095,000	660,968	43,693	45
平成29年 (2017年)	126,933,000	666,793	43,430	43
平成30年 (2018年)	126,706,000	661,051	43,025	39
令和元年 (2019年)	126,443,000	665,976	43,594	35
令和2年 (2020年)	126,167,000	665,077	44,330	35
令和3年 (2021年)	126,146,000	672,247	43,665	35
令和4年 (2022年)	125,502,000	673,568	42,901	35
令和5年 (2023年)	124,947,000	675,589	41,281	34
	⑤法科大学院の 募集定員	⑥司法試験合格率 (前年 度の司法試験合格率)	⑦国家総合職試験 (大卒程度試験)	⑧公認会計士 試験受験者数
平成21年 (2009年)	5,765	32.98%	22,186	21,255
平成22年 (2010年)	4,909	27.64%	26,888	25,648
平成23年 (2011年)	4,571	25.41%	27,567	23,151
平成24年 (2012年)	4,484	23.54%	21,358	17,894
平成25年 (2013年)	4,261	25.06%	20,911	13,224
平成26年 (2014年)	3,809	26.77%	19,898	10,870
平成27年 (2015年)	3,169	22.58%	21,129	10,180
平成28年 (2016年)	2,724	23.08%	21,485	10,256
平成29年 (2017年)	2,566	22.95%	20,932	11,032
平成30年 (2018年)	2,330	25.86%	20,356	11,742
令和元年 (2019年)	2,253	29.11%	18,328	12,532
令和2年 (2020年)	2,233	33.63%	18,137	13,231
令和3年 (2021年)	2,233	39.16%	15,883	14,192
令和4年 (2022年)	2,233	41.50%	16,626	18,789
令和5年 (2023年)	2,197	45.52%	16,900	20,317

(2) それぞれの指標との相関関係

①～⑧のデータそれぞれについて、

i) 平成21年度から平成30年度の法科大学院志願者の減少傾向

- ii) 令和2年度から令和5年度の法科大学院志願者の増加傾向
 - iii) 平成23年から令和5年の予備試験受験者の増加傾向
- との相関係数を算出した。

その結果は、以下の表 1-4 の通りである。

表 1-4 各データとの相関係数

	①日本の総人口(前年10月)	②大学4年生の学生数(前年度)	③大学4年生の法学部生数(前年度)	④募集中の法科大学院数	⑤法科大学院の募集定員	⑥司法試験合格率(前年度の司法試験合格率)	⑦国家総合職試験(大卒程度試験)	⑧公認会計士試験受験者数	法科大学院志願者実数	予備試験受験者数
i) 平成21年度から平成30年度の法科大学院志願者の減少傾向	0.776	0.163	0.840*	0.838*	0.967**	0.784	0.563	0.871*		-0.966**
ii) 令和2年度から令和5年度の法科大学院志願者の増加傾向	-0.999**	0.788	-0.968*	-0.822	-0.822	0.907	-0.140	0.983*		0.924
iii) 平成23年から令和5年の予備試験受験者の増加傾向	-0.913*	-0.370	-0.944*	-0.863*	-0.883*	0.687	-0.849*	-0.210	-0.752	

(*p<.05, **p<.01)

(3) 相関関係についての考察

ア 「i) 平成21年度から平成30年度の法科大学院志願者の減少傾向」との相関関係について

(ア)③法学部生数と「i) 平成21年度から平成30年度の法科大学院志願者の減少傾向」との間の相関係数は 0.840 であり、一定の相関関係が認められる。法科大学院志願者の出身学部のうち、法学部が占める割合が高いことからすれば、法学部生数の減少と法科大学院志願者実数との相関関係の中には、法学部生数→法科大学院志願者数という因果関係が一定程度存在する可能性がある。

(イ)④募集中の法科大学院数と「i) 平成21年度から平成30年度の法科大学院志願者の減少傾向」との間の相関係数は 0.838 である。また、⑤法科大学院の募集定員と「i) 平成21年度から平成30年度の法科大学院志願者の減少傾向」との間の相関係数は 0.967 である。これらとの間には、比較的強い相関関係が認められる。

法科大学院志願者数が減少したことが原因となり、法科大学院の募集停止や法科大学院の募集定員減少が生じた、との因果関係も想定できる。他方で、法科大学院の募集停止や募集定員減少が原因となり、法科大学院進学を志願する者が減少した、という因果関係もありうるかもしれない。

(ウ)⑥司法試験合格率と「i) 平成21年度から平成30年度の法科大学院志願者の減少傾向」との間の相関係数は 0.784 であり、一定の相関関係が認められる。

司法試験合格率が低いことにより、自らが司法試験に合格する見込みを肯定できず、法科大学院進学を断念する、という者がいる可能性はある。

(エ)⑧公認会計士試験の受験者数と「i) 平成21年度から平成30年度の法科大学院志願者の減少傾向」との間の相関係数は 0.871 であり、一定の相関関係がある。因果関係ではな

いと考えられるため、何らかの共通の要因があることが推測される。

イ 「ii) 令和2年度から令和5年度の法科大学院志願者の増加傾向」との相関関係について

(ア)「i) 平成21年度から平成30年度の法科大学院志願者の減少傾向」との間で一定の相関関係が認められた以下の3つについて、いずれも、マイナスの強い相関となっている。

③大学4年生の法学部生数 相関係数 -0.968

④募集中の法科大学院数 相関係数 -0.822

⑤法科大学院の募集定員 相関係数 -0.822

(イ)⑥司法試験合格率と「ii) 令和2年度から令和5年度の法科大学院志願者の増加傾向」との間の相関係数は 0.907 であり、一定の相関関係が認められる。司法試験合格率が高まることにより、自らが司法試験に合格する見込みを肯定できるようになり、法科大学院進学を志願する、という者がいる可能性はある。

(ウ)⑧公認会計士試験の受験者数と「ii) 令和2年度から令和5年度の法科大学院志願者の増加傾向」との間の相関係数は 0.983 であり、強い相関関係がある。因果関係ではないと考えられるため、何らかの共通の要因があることが推測される。

(エ)予備試験受験者数と「ii) 令和2年度から令和5年度の法科大学院志願者の増加傾向」との相関係数は 0.924 であり、強い相関関係がある。

ウ 「iii) 平成23年から令和5年の予備試験受験者の増加傾向」との相関関係について

①～⑧の中には、「iii) 平成23年から令和5年の予備試験受験者の増加傾向」との間に有意な相関関係がありそうなデータは見受けられなかった。

工 総合的な分析

i) 平成21年度から平成30年度の法科大学院志願者の減少傾向

ii) 令和2年度から令和5年度の法科大学院志願者の増加傾向

iii) 平成23年から令和5年の予備試験受験者の増加傾向

という3つの傾向との相関係数を総合すると、以下の分析が可能である。

(ア)令和2年度から令和5年度までの法科大学院志願者数の増加は、日本の総人口(①)及び法学部生数(③)や法科大学院数(④)や法科大学院の募集定員総数(⑤)とは、マイナスの相関関係がある。他方で、これらの要素は、いずれも、平成21年度から平成30年度までの法科大学院志願者数の減少傾向とは、一定の相関関係がある。

ここからは、令和2年度から令和5年度の法科大学院志願者数の増加傾向は、日本の総人口の減少(①)、法学部生数の減少(③)、法科大学院数の減少(④)、法科大学院の募集定員総数の減少(⑤)というマイナス要因を打ち消すだけの効果を持つ、別の要因によってもたらされたものであることが示唆される。

(イ)「i) 平成21年度から平成30年度の法科大学院志願者の減少傾向」、「ii) 令和2年度から令和5年度の法科大学院志願者の増加傾向」及び「iii) 平成23年から令和5年の予備試験受験者の増加傾向」に共通して一定の相関関係が認められる要素は、「⑥司法試験合格率」である。

(ウ)「i) 平成21年度から平成30年度の法科大学院志願者の減少傾向」と「ii) 令和2年度から令和5年度の法科大学院志願者の増加傾向」という2つに共通して一定の相関関係がみられる(そして、「iii) 平成23年から令和5年の予備試験受験者の増加傾向」とは相関関係が認められない)要素は、「⑧公認会計士試験の受験者数」である。因果関係は想定できないが、減少傾向・増加傾向の両方に一定の相関があることから、「法科大学院志願者数の推移」と「公認会計士試験受験者数の推移」には、何らかの共通する要因が存在することが示唆される。

3 その他の視点

- i) 平成21年度から平成30年度の法科大学院志願者の減少傾向
- ii) 令和2年度から令和5年度の法科大学院志願者の増加傾向
- iii) 平成23年から令和5年の予備試験受験者の増加傾向

を説明する要因として、他に、以下の各点が挙げられる。ただし、いずれも、客観的データでの裏付けをするにはさらなる調査が必要である。

(1) 弁護士の就職状況との関係について

ア 弁護士の就職状況について

(ア) 司法修習生の弁護士就職の状況は、概要、62期(平成21年12月登録)頃から厳しくなっていき、63期(平成22年12月登録)、64期(平成23年12月登録)はかなり厳しく、65期(平成24年12月登録)から67期(平成26年12月登録)までがもっとも厳しく、68期(平成27年12月登録)から徐々に改善し、70期(平成29年12月登録)以降は大幅に改善、というものである。

これらを裏付けるデータとしては、「弁護士未登録者数の推移」(法曹養成制度改革連絡協議会第20回協議会(令和4年12月22日開催)の資料2-7)⁵がある⁶。

⁵ https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00207.html

<https://www.moj.go.jp/content/001388125.pdf>

⁶ 未登録者の推移について、日弁連のまとめには、「司法修習終了後の一括登録時点で弁護士登録をしない未登録者が年々増加しており、65期以降は550人前後となっています。この中には弁護士として法律事務所に就職できないという理由で未登録である人が相当多数含まれており、未登録者数の急増は、それだけ就職環境が悪化していることの現れだと捉えられます。」との記載がある(2012年(平成24年)3月15日の日本弁護士連合会による法曹人口政策に関する提言の資料集)。

表 1-5 弁護士未登録者数の推移

修習期 (一括登録日)		修習 終了者	弁護士未登録者							令和4年11月25日時点 弁護士未登録者の進路の内訳	
一括登録 時点	約1か月 後		約2か月 後	約3か月 後	約4か月 後	約6か月 後	約12か月 後	約2か月後 (新第81期は約4か月後、第60期、88 期、89期、70期、71期、72期、73期は 約3か月後、第87期は約4か月後)	約12か月後		
現行	第60期 (H19.9.5)	1,397	70	50	20	17	12	—	—	企業、官庁、大学等への就職等:4 就職活動中:11 就職活動中:6 不明・その他:4	—
			5.0%	3.6%	1.4%	1.2%	0.9%	—	—		
新	第60期 (H19.12.20)	979	32	21	17	14	12	—	—	—	—
			3.3%	2.1%	1.7%	1.4%	1.2%	—	—		
現行	第61期 (H20.9.3)	609	33	24	12	10	7	—	—	企業、官庁、大学等への就職等:2 就職手帳中:O 企業、官庁、大学等への就職等:1 就職活動中:2 不明・その他:8	—
			5.4%	3.9%	2.0%	1.6%	1.1%	—	—		
新	第61期 (H20.12.18)	1,731	89	66	42	32	29	—	—	登録見込み:3 企業、官庁、大学等への就職等:1 就職活動中:2 不明・その他:8	—
			5.1%	3.8%	2.4%	1.8%	1.7%	—	—		
現行	第62期 (H21.9.3)	354	51	32	26	22	18	14	14	登録見込み:3 企業、官庁、大学等への就職等:6 就職活動中:11 不明・その他:6	登録見込み:1 企業、官庁、大学等への就職等:3 就職活動中:6 不明・その他:4
			14.4%	9.0%	7.3%	6.2%	5.1%	4.0%	4.0%		
新	第62期 (H21.12.17)	1,992	133	94	65	55	41	33	25	登録見込み:14 企業、官庁、大学等への就職等:1 就職活動中:5 不明・その他:16	企業、官庁、大学等への就職等:1 就職活動中:5 不明・その他:8
			6.7%	4.7%	3.3%	2.8%	2.1%	1.7%	1.3%		
現行	第63期 (H22.8.26)	195	44	31	26	19	11	10	8	登録見込み:14 企業、官庁、大学等への就職等:2 就職活動中:4 不明・その他:6	企業、官庁、大学等への就職等:2 就職活動中:2 不明・その他:4
			22.6%	15.9%	13.3%	9.7%	5.6%	5.1%	4.1%		
新	第63期 (H22.12.16)	1,949	214	140	97	73	66	50	38	登録見込み:33 企業、官庁、大学等への就職等:1 就職活動中:20 不明・その他:29	企業、官庁、大学等への就職等:8 就職活動中:13 不明・その他:17
			11.0%	7.2%	5.0%	3.7%	3.4%	2.6%	1.9%		
現行	第64期 (H23.8.25)	161	64	48	35	27	21	18	12	登録見込み:13 企業、官庁、大学等への就職等:8 就職活動中:5 不明・その他:9	企業、官庁、大学等への就職等:5 就職活動中:3 不明・その他:4
			39.8%	29.8%	21.7%	16.8%	13.0%	11.2%	7.5%		
新	第64期 (H23.12.15)	1,991	400	278	144	109	89	67	44	登録見込み:59 企業、官庁、大学等への就職等:2 就職活動中:14 不明・その他:39	登録見込み:1 企業、官庁、大学等への就職等:2 就職活動中:6 不明・その他:15
			20.1%	14.0%	7.2%	5.5%	4.5%	3.4%	2.2%		
現行・ 新	第65期 (H24.12.20)	2,080	546	298	184	135	100	73	52	登録見込み:61 就職活動中:19 企業、官庁、大学等への就職等:2 就職活動中:4 不明・その他:80	登録見込み:1 企業、官庁、大学等への就職等:1 就職活動中:4 不明・その他:30
			26.3%	14.3%	8.8%	6.5%	4.8%	3.5%	2.5%		
第66期 (H25.12.19)	2,034	570	312	196	151	113	87	57	57	登録見込み:17 就職活動中:9 企業、官庁、研究機等で就業:29 その他:4 不明:4	企業、官庁、大学等への就職等:2 就職活動中:4 企業、官庁、研究機等で就業:26 その他:7 不明:23
			28.0%	15.3%	9.6%	7.4%	5.6%	4.3%	2.8%		
第67期 (H26.12.18)	1,973	550	317	179	155	99	76	61	61	登録見込み:1 就職活動中:9 企業、官庁、研究機等で就業:28 その他:9 不明:36	登録見込み:1 就職活動中:4 企業、官庁、研究機等で就業:26 その他:7 不明:23
			27.9%	16.1%	9.1%	7.9%	5.0%	3.9%	3.1%		
第68期 (H27.12.17)	1,766	468	225	129	86	64	55	38	38	登録済み:6 登録見込み:12 就職活動中:6 企業、官庁等で就業:19 その他:1 不明:42	登録見込み:2 就職活動中:4 企業、官庁等で就業:14 不明:18
			26.5%	12.7%	7.3%	4.9%	3.6%	3.1%	2.2%		
第69期 (H28.12.15)	1,762	416	176	106	77	46	39	28	28	登録済み:33 登録見込み:6 就職活動中:1 企業、官庁、研究機等で就業:10 不明:27	登録見込み:2 就職活動中:0 企業、官庁、研究機等で就業:5 不明:21
			23.6%	10.0%	6.0%	4.4%	2.6%	2.2%	1.6%		
第70期 (H29.12.14)	1,563	356	156	92	64	35	30	23	23	登録済み:31 登録見込み:6 就職活動中:2 企業、官庁、研究機等で就業:8 不明:17	登録見込み:1 就職活動中:0 企業、官庁、研究機等で就業:7 不明:13
			22.8%	10.0%	5.9%	4.1%	2.2%	1.9%	1.5%		
第71期 (H30.12.13)	1,517	334	124	75	54	36	29	20	20	登録済み:25 登録見込み:3 就職活動中:3 企業、官庁、研究機等で就業:7 不明:16	企業、官庁、研究機等で就業:6 就職活動中:2 不明:12
			22.0%	8.2%	4.9%	3.6%	2.4%	1.9%	1.3%		
第72期 (R1.12.12)	1,487	315	112	78	50	35	25	17	17	登録済み:25 登録見込み:3 就職活動中:3 企業等で就業:4 不明:16	登録見込み:1 企業等への就業:4 就職活動中:2 不明:10
			21.2%	7.5%	5.2%	3.4%	2.4%	1.7%	1.1%		
第73期 (R2.12.17)	1,468	286	118	92	67	51	42	28	28	登録済み:25 登録見込み:1 就職活動中:4 企業、官庁、研究機等で就業:12 不明:25	企業、官庁、大学等への就業:9 就職活動中:4 不明:15
			19.5%	8.1%	6.3%	4.6%	3.5%	2.9%	1.9%		
第74期 (R4.4.21)	1,456	175	85	71	50	43	31	—	—	—	—
			12.0%	5.8%	4.9%	3.4%	3.0%	2.1%	—		

(注)

1 日本弁護士連合会調べ。

2 現行第60期の約4か月後は、平成20年2月6日時点(約5か月後)の数字である。現行第61期の約4か月後は、平成21年2月1日時点(約5か月後)の数字である。

3 「弁護士未登録者」は、修習終了者から、裁判官・検察官に任命した者及び弁護士登録をした者を引いた数である。

(イ)「i) 平成21年度から平成30年度の法科大学院志願者の減少傾向」のうち、少なくとも平成21年度から平成27年度までの減少傾向については、弁護士の就職状況の悪化が一定の寄与をしている可能性がある。

「ii) 令和2年度から令和5年度の法科大学院志願者の増加傾向」は、令和2年度以降の就職状況(売り手市場)と整合する。前者から後者への因果関係は想定されないが、後者から前者への因果関係は一定程度考えられる。

イ 弁護士の就職状況に関する報道について

(ア)平成22年頃から、マスコミで弁護士の就職状況の悪化が報じられるようになった。また、平成24年には日弁連が法曹人口に関する提言を公表し、この根拠として、弁護士の就職状況の厳しさ等を強く打ち出した⁷。この日弁連提言についても、マスコミの報道がなされた。

他方で、前述の通り、弁護士の就職状況は68期(平成27年12月登録)から徐々に改善し、70期(平成29年12月登録)以降は大幅に改善しているが、この改善傾向がマスコミで報じられることはほとんどない。もっとも、近年は、「弁護士の就職状況が悪い」との報道はなされておらず、また、日弁連からも弁護士の就職状況が厳しいことを訴える内容の提言等は出されていない。

(イ)「i) 平成21年度から平成30年度の法科大学院志願者の減少傾向」のうち、平成22年度から平成25年度までの期間の減少については、マスコミの報道や日弁連提言が出された時期と重なっている。これらの影響を一定程度受けたと考えるのが自然である。

(2) 法曹の魅力発信の取組みについて

我が国においては、従前、法曹一般の魅力を発信するための取組みは、必ずしも組織的には行われていなかった。

これに対し、平成26年頃から、同時多発的に、関係各所において、法曹一般の魅力を発信するための取組みが始まってきた。また、平成28年頃からは、中高生を対象にする企画が増え、特に平成30年以降は、毎年、多くの企画が実施されるようになってきている。

主な取組みは、表1-6「法曹の魅力発信の主な取組み」の通りである。

⁷ 2012年（平成24年）3月15日の日本弁護士連合会による「法曹人口政策に関する提言」
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120315.pdf

表 1-6 法曹の魅力発信の主な取組み

1. 法科大学院キャラバン

開始時期:2014年10月～

主催:法科大学院協会

共催:日本弁護士連合会、後援:最高裁判所、法務省、文部科学省等

- ・ 対象は、当初は主に法学部生。その後、中高生等にも広げる。
- ・ 2014年度に始まって以降、2019年度まで、毎年、全国で開催。
- ・ 2020年度は新型コロナウイルス感染症のため、不開催。
- ・ 2021年度以降は、オンライン開催やハイブリッド開催。

2. 日本弁護士連合会による法曹の魅力発信の取組み

2014年5月 「弁護士になろう!! ☆8人のチャレンジ☆」⁸作成

2016年 日弁連公式HP内に、弁護士になるための情報をまとめたページを開設⁹

2016年 「弁護士に会ってみよう！」企画スタート¹⁰

2017年3月 「弁護士になろう 8人のチャレンジ 社会人編」¹¹

2019年3月 「弁護士になろう!! ☆8人のチャレンジ☆ vol. 2」¹²

2024年2月 「弁護士に聞いてみよう」企画スタート¹³

3. 来たれ、リーガル女子！

開催時期:2016年度～

- ・ 日本弁護士会連合会、内閣府、各地の弁護士会が実施する企画。
- ・ 主に女子中高生をターゲットとする企画。男女共同参画の観点から、特に女性法曹の魅力発信に取り組む。

2016年11月23日 女子中高生のみなさんへ 女性の裁判官・検察官・弁護士の仕事や働き方ってどんなかな？（早稲田大学）

2017年11月23日 来たれ、リーガル女子！（大阪）

2018年11月3日 来たれ、リーガル女子！（福岡）

2019年11月3日 来たれ、リーガル女子！（愛知） ※大阪、福岡、鹿児島に中継

2020年度 大阪、福岡（鹿児島に中継）、愛知で実施

2021年2月6日 来たれ、リーガル女子！（日弁連主催 オンライン開催）

2021年度 福岡、愛知、日弁連オンライン・札幌（2022/1/30）、大阪

2022年度 福岡、愛知、日弁連オンライン・広島（2023/1/21）

2023年度 福岡、愛知、札幌、大阪、日弁連・関東（2024/2/17）

4. 「法曹という仕事」

最高裁判所、法務省・最高検察庁、日本弁護士連合会が合同で開催する法曹三者共同企画。これまでに、令和元年度¹⁴、令和3年度¹⁵、令和4年度¹⁶、令和5年度¹⁷に開催。

⁸ <https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/bengoshininarou.pdf>

⁹ https://www.nichibenren.or.jp/legal_info/top.html

¹⁰ https://www.nichibenren.or.jp/legal_info/top/meet_lawyer.html

¹¹ https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/bengoshininarou_shakaijin.pdf

¹² https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/bengoshininarou_2.pdf

¹³ https://www.nichibenren.or.jp/legal_info/top/meet_lawyer_2.html

¹⁴ <https://www.courts.go.jp/saikosai/about/saikousaikouhou/housou/kekka/index.html>

¹⁵ https://www.courts.go.jp/saikosai/about/saikousaikouhou/R3_housou/r3_kekka/index.html

¹⁶ https://www.courts.go.jp/saikosai/about/saikousaikouhou/R4_housou/index.html

¹⁷ https://www.courts.go.jp/saikosai/about/saikousaikouhou/R5_housou/index.html

イ これらの取組みの多くは、中高生や学部生(特に、進路選択前の1、2年生)を対象とする取組みであるため、法科大学院志願者数への影響が出るのは、2年(学部2年生の場合)～9年(中学1年生の場合)後となる。

平成28年頃から本格化したことを考えれば、「ii) 令和2年度から令和5年度の法科大学院志願者の増加傾向」に対して、一定の寄与がある可能性がある。

(3) 制度変更との関係

ア 司法試験予備試験について

平成23年、司法試験予備試験が始まった。司法試験予備試験は、法科大学院に進学しなくても司法試験の受験資格が得られる制度であるため、予備試験が開始されたことによる法科大学院志願者数への影響が想定される。

前述の通り、法科大学院志願者数は平成21年度から平成25年度にかけて急激に減少し、平成30年度まで減少傾向が続いている。平成23年度以降の減少のうち、要因の一部が予備試験の開始にある可能性はあるものの、それ以上の分析は困難である。

イ 法曹コース及び司法試験の法科大学院在学中受験資格の導入について

(ア) 令和元年、法曹コースの設立と司法試験の在学中受験を可能とする制度改正がなされた。法曹コースについては、平成31年(令和元年)度の法学部入学者から登録可能となり、法曹コース1期生が早期卒業を経て法科大学院に入学したのは、令和4年度である。

令和4年度の法科大学院志願者は延べ人数で1万人を超える、推計値でも4,000人を上回った。令和4年度は、法曹コースの制度創設前の学生(主に大学4年生)と早期卒業した法曹コース1期生(大学3年生)が同時に法科大学院に入学した年であり、いわば特殊な年であるため、令和4年度の1年だけでは判断がつかないが、令和5年度の法曹志望者数は1万2,174人、推計値は約4,900人と、さらに増加した。とすれば、法曹コースの制度が創設されたことが法科大学院志願者数の増加の要因となっている可能性があると考えられる。

(イ) 司法試験の法科大学院在学中受験資格は、令和5年司法試験から導入されたばかりであるため、現時点では、これが法科大学院志願者数等に与える影響を客観的に分析することはできない。ただ、法科大学院既修者コースへの入学者が在学中受験を利用できるようになる年は、令和4年度入学者からである。令和4年度及び令和5年度の法科大学院志願者数が増加していることのうち、一定程度は、在学中受験制度が寄与している可能性がある。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大との関係

令和2年2月頃から新型コロナウイルス感染症の影響が広がり、この影響は、少なくとも、5類に移行した令和5年5月までは続いている。

新型コロナウイルス感染症と法科大学院志願者数の推移との関係について、明確な分析

は困難であるが、一応、以下の点が指摘できる。

- ・ 令和2年度と令和3年度、大学教育は大きな制約を受けた。令和2年度は、講義はオンライン講義が中心であったし、年間を通じて、サークル活動や懇親会等は制限されていた。令和3年度も、かなりの程度影響が残っていた。この時期に大学1年生、大学2年生だった学生は、コロナ禍の大学生活を通じて進路選択をすることになった。
- ・ 令和2年度と令和3年度、民間企業への就職活動も、かなりの程度、制約を受けた。この時期に大学3年生、大学4年生だった学生は、これにより、民間企業への就職活動に対する取組み方に影響を受け、そのために進路を切り替えた者がいる可能性がある。(なお、令和2年度から令和4年度にかけて、コロナ禍の影響を受けて、民間企業が新規採用を抑制した、というデータは、確認できなかった。)

以上から、令和3年度及び令和4年度の法科大学院志願者数には、コロナ禍の影響が何らかの形で出ている可能性がある。他方で、コロナ禍の影響がまだ残っている現時点では、これらをデータ等から分析することは困難である。

(5) 予備試験受験者数の増加について

予備試験受験者数の増加に影響を与える可能性のあるデータとして、予備試験合格者の司法試験合格率の推移がある。予備試験合格の資格に基づく者の司法試験合格率は、平成24年は68.24%であり、平成29年までは70%前後で推移しているが、平成30年以降上昇し、令和3年は93.50%、令和4年は97.53%、令和5年は92.63%である。

ここからは、予備試験に合格すれば司法試験にも合格できる、との考え方から、予備試験を受験する者が増えている可能性がある。

他方で、予備試験受験者の増加の相当部分は、予備試験に合格しなかった者が再度受験していることで説明できるのかもしれない。ただし、現状は、予備試験の受験回数に関するデータが公表されていないため、仮説にとどまる。

4 まとめ

(1) 法科大学院志願者数について

- i) 平成21年度から平成30年度の法科大学院志願者の減少傾向
 - ii) 令和2年度から令和5年度の法科大学院志願者の増加傾向
- という2つの傾向に注目した。
- ア 「i) 平成21年度から平成30年度の法科大学院志願者の減少傾向」については、
- ・ 法学部生の減少
 - ・ 法科大学院の募集停止、募集定員の削減
 - ・ 弁護士の就職難及びそれについての報道等
 - ・ 司法試験合格率の低下

等が影響していることが伺われる。

イ 「ii) 令和2年度から令和5年度の法科大学院志願者の増加傾向」については、

- ・ 法曹コースの制度創設
- ・ 司法試験の在学中受験資格の導入
- ・ 法曹の魅力発信の取組の充実
- ・ 弁護士の就職状況の改善(及び弁護士の就職難についての報道がなされなくなったこと)
- ・ 司法試験合格率の上昇

等が影響していることが伺われる。

ウ 「i) 平成21年度から平成30年度の法科大学院志願者の減少傾向」と「ii) 令和2年度から令和5年度の法科大学院志願者の増加傾向」の両方に相関する要素は、

- ・ 司法試験合格率
- ・ 公認会計士試験の受験者数

である。ただし、後者については直接の因果関係は想定できず、前者についても何らかの因果関係があるかは不明である。

(2) 予備試験受験者数について

iii) 平成23年から令和5年の予備試験受験者の増加傾向
という一貫した増加傾向がみられる。

この要因として、予備試験合格者の司法試験合格率が高止まりしていることが考えられる。他方で、予備試験受験者の増加は、不合格だったものが再度受験することの累積効果である可能性もある。

法科大学院志願者を含む法曹志望者に関する検証のためには、予備試験受験者の増加傾向についても着目し、その要因を分析することが有意義である。この分析のためには、予備試験の受験回数についてのデータを分析する必要がある。他方で、予備試験の受験回数については、公表されたデータは見当たらない。受験制度として各受験生にIDが付与されていることや、「司法試験予備試験に関するアンケート調査」¹⁸等の調査は実施されていることから、今後、予備試験の受験回数に関するデータが何らかの形で公表されれば、予備試験受験者の増加傾向の要因をさらに分析することが可能になると思われる。

¹⁸ <https://www.moj.go.jp/content/001238188.pdf>

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/071/attach/1397305.htm

第2章 法曹コースの制度や在学中受験資格の活用状況等

1 法曹コースの制度の活用状況について

(1) 「令和5年度法曹コース実態調査」について

法曹コースの実態については、法科大学院等特別委員会(第112回)資料2「令和5年度法曹コース実態調査」にまとめられている¹⁹。

注目すべき点は、以下の通りである。

ア 法曹コースの数、協定の数、自大学に法科大学院がない法曹コースの数などについて、同調査の p.5、6に記載がある。

- ・ 法曹コース数 40コース
- ・ 協定数 70協定(40の法曹コースがそれぞれの法科大学院と締結した協定数)

表 2-1 法曹養成連携協定の締結状況(令和 5 年度法曹コース実態調査より)

■自大学の法科大学院がない法曹コース……………10コース

※いずれも、法科大学院を廃止した経緯あり（学生募集を停止した場合も含む）

(新潟、信州、香川、熊本、鹿児島、北海学園、明治学院、立教、近畿、西南学院)

■地方大学枠の対象となる法曹コース……………5コース

※地方大学とは、直近の国勢調査（令和 2 年）における大都市圏以外の地域に設置されている大学及び大都市圏であっても当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域にある大学とする。

(新潟、信州、香川、熊本、鹿児島)

■遠隔地(他都県)の法科大学院と協定締結している法曹コース……10コース

(新潟、信州、香川、熊本、鹿児島、明治学院、同志社、立命館、近畿、西南学院)

■3以上の協定を締結している法曹コース……………10コース

- ・新潟大学×4法科大学院（東北、神戸、慶應、中央）
- ・信州大学×3法科大学院（慶應、中央、東京都立）
- ・香川大学×3法科大学院（大阪、広島、岡山）
- ・熊本大学×4 法科大学院（神戸、九州、中央、早稲田）
- ・鹿児島大学×4 法科大学院（千葉、神戸、九州、中央）
- ・明治大学×3 法科大学院（慶應、中央、明治）
- ・明治学院大学×6 法科大学院（千葉、東京都立、慶應、中央、明治、早稲田）
- ・立教大学×3 法科大学院（慶應、中央、早稲田）
- ・立命館大学×4 法科大学院（立命館、名古屋、神戸、中央）
- ・西南学院大学×5 法科大学院（九州、学習院、中央、早稲田、同志社）

イ 在籍者数、修了者数、法科大学院進学者数は、同調査の p.8～21に記載があり、令和5

¹⁹ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/1421098_00014.htm

https://www.mext.go.jp/content/20230831-mxt_senmon02-000031679_2.pdf

年度の2年次から4年次の在籍者数は、全法曹コース合計値で、以下の通りである。

2年次 1,271 名

3年次 1,228 名

4年次 891 名

(2) 「早期卒業・飛び入学制度を活用した法科大学院入学者数」について

法科大学院等特別委員会(第113回)の参考資料6「早期卒業・飛び入学制度を活用した法科大学院入学者数」²⁰によれば、早期卒業者(学部3年次で卒業した者)の人数は、令和3年度入学者が合計130名だったのに対して、令和4年度入学者が合計292名、令和5年度入学者が合計300名と、法曹コース制度開始前と比較し、急激に増加していることが確認できる。

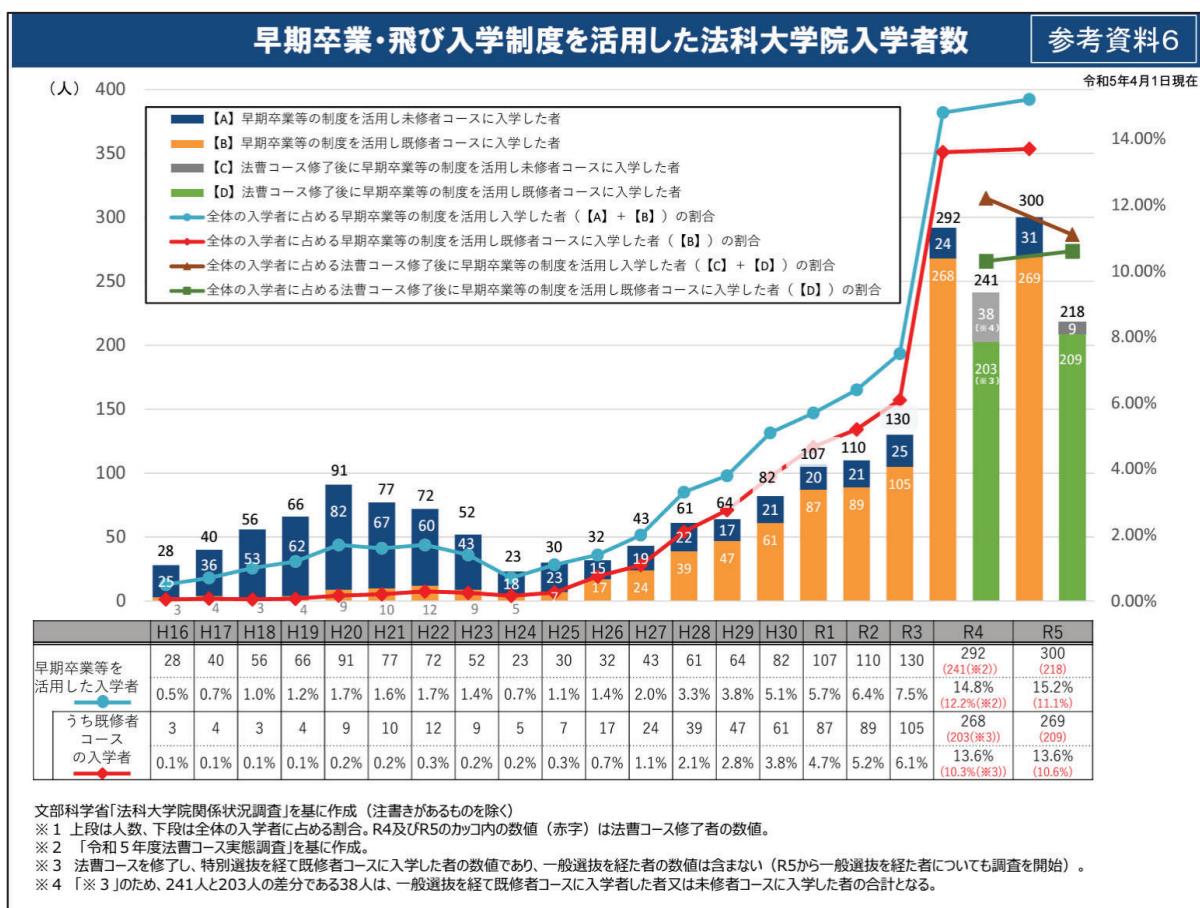


図2-1 早期卒業・飛び入学制度を活用した法科大学院入学者数

出典：法科大学院等特別委員会(第113回)の参考資料6

²⁰ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/1421098_00016.htm

https://www.mext.go.jp/content/20231220-mxt_senmon02-000032781_10.pdf

(3) 法曹コースの制度の活用について

ア 法曹コース制度を利用する学生の数について

令和5年度は、全40コース合計で、1学年1,200名を超える学生が法曹コースに登録している。また、法曹コース修了者の人数は、令和3年度(3年次修了者のみ)は272名、令和4年度は3年次修了者256名と4年次修了者308名の合計564名である。令和5年度の在籍者数(3年次1,228名、4年次891名)からすれば、令和5年度の修了者は、3年次修了者も4年次修了者も、さらに増加することが見込まれる。

そして、令和3年度修了生及び令和4年度修了生は、大部分が法科大学院に進学している。ここからすれば、令和5年度以降も、法曹コース修了生の大部分は法科大学院に進学すると考えられる。

以上から、法曹コースは、これまでのところ、制度設計どおりに活用されているといえる。

イ 法曹志望者の地域的な多様性を担保するための制度として

法曹コースの数は40であるが、このうち、自大学の法科大学院がない法曹コースが10コースある。このうち、新潟、信州、香川、熊本、鹿児島は、県内に法科大学院がない大学に設置された法曹コースである。これらの法曹コースについて、令和4年度の修了者の進路をみると、協定先の法科大学院に進学した者が多数いる。法科大学院志願者の地域的な多様性を担保するためのひとつの制度として機能しているといえる。

2 在学中受験資格の活用状況について

(1) 在学中受験に関するデータについて

令和5年司法試験から、司法試験の在学中受験(法科大学院在学中の受験資格による司法試験受験)が始まった。

令和5年司法試験について、在学中受験に関するデータは、以下の通りである。

ア 法科大学院最終年次在籍者数²¹

合計 1,664 名

既修者 1,297 名

未修者 367 名

イ 在学中受験資格に基づく司法試験の出願者数²²

²¹出典：法科大学院等特別委員会（第114回）資料5（別紙）「各法科大学院の令和5年司法試験在学中受験の状況について」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/1421098_00017.htm

https://www.mext.go.jp/content/20240227-mxt_senmon02-000033945_5_2.pdf

²² 法科大学院等特別委員会第113回配付資料【資料2-2】

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/1421098_00016.htm

https://www.mext.go.jp/content/20231220-mxt_senmon02-000032781_2-5.pdf

合計 1,114 名

既修者 939 名

未修者 175 名

ウ 令和5年司法試験のデータ²³

(ア) 司法試験受験者数

法科大学院修了 2,505 名

法科大学院在学中 1,070 名

(イ) 短答式試験合格者数

法科大学院修了 1,864 名

法科大学院在学中 933 名

(ウ) 最終合格者数

法科大学院修了 817 名(合格率 32.61%)

法科大学院在学中 637 名(合格率 59.53%)

(2) 在学中受験に対応するための法科大学院側の対応について

法科大学院等特別委員会(第112回)資料3「司法試験の在学中受験に向けた教育課程の工夫等に関する調査」²⁴には、在学中受験制度が開始するにあたり、法科大学院側がカリキュラム上の配慮や工夫をしていることがわかる。

たとえば、修了要件単位数を削減する、履修登録単位数の上限を引き上げる、3年次前期の講義の開講日を早める、3年次前期の期末試験の実施時期を変える、授業の配置を工夫する(例:法律実務基礎科目を3年次後期に配置する)、エクステーンシップ等の実施時期を変更する、等がなされている。

(3) 在学中受験資格の活用状況

ア 令和5年度の募集継続校34校における法科大学院最終年次在籍者 1,664 名のうち、1,066 名が在学中受験資格により司法試験を受験した(募集停止校からの在学中受験者も含めると、1,070 名)。そして、このうちの637名が司法試験に最終合格した。

人数からしても、割合からしても、在学中受験資格は法科大学院生に十分活用されているといえる。

イ 多くの法科大学院において、在学中受験に対応するカリキュラム変更、工夫や配慮がなされている。在学中受験資格の導入は、法科大学院からも活用されていると評価できる。

²³同上。

²⁴ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/1421098_00014.htm

https://www.mext.go.jp/content/20230831-mxt_senmon02-000031679_3.pdf

3 さらなる活用に向けた調査や取組みについての提案

(1) 法曹コースについて

ア 法曹コースの在籍者数及び修了者数は、現時点でも相当な水準に至っている。しかし、法曹コースごとのばらつきが大きく、個々に見ていくと、本来であれば各大学で設定した定員数まで登録人数を増やしていくけるであろう法曹コースもあるようと思われる。

より多くの学生に法曹コースの魅力を知ってもらうためには、以下のような調査や取組みが考えられる。

(ア)法学部1年生に対する適切な情報提供。制度の説明会だけではなく、法曹コースの在籍者や修了者による体験談を聞く機会、法曹コースの実際の講義を体験できる機会などを設けることが考えられる。

(イ)法曹コースを選択することのメリット、デメリットを明確にし、また、不合理なデメリットは解消する。法曹コースを選択することのメリット、デメリットを明確にするために、学生への調査をすることも考えられる(法曹コースを選択した学生／法曹コースを選択しなかった学生。法曹コースを修了した学生／法曹コースを途中でやめた学生)。

イ 法曹コースの魅力を高めるとともに、これらの魅力をさらに打ち出す。

- ・ 調査からは、高度な教育内容など、早期卒業や特別選抜以外の魅力を理由に法曹コースに登録した学生が相当数存在することがわかる²⁵。
- ・ 法曹コースの正規カリキュラム及び関連カリキュラムの中に、法曹としてのキャリア構築に関する内容を組み込む。

ウ 法曹コースを検討する学生にとっては、法科大学院への進学及びその先の司法試験合格が重要な関心事だと考えられる。法曹コース選択に関する学生の意思決定を円滑にするため、法曹コースを選択した者に関する各種データ(法曹コース修了、法科大学院進学、司法試験合格等の状況)を調査し、公表することが望ましい。

(2) 在学中受験について

ア 在学中受験の活用の傾向は、今後も続していくと考えられる。

在学中であるから、法科大学院のカリキュラムとの関係で、工夫が必要である。

イ 学生の選択により、在学中受験が事実上可能なカリキュラムとすることが望ましい。

他方で、在学中受験を選択しない学生は今後も存在し続けるであろうから、在学中受験を選択しない学生にとっても不利益のないカリキュラムを工夫することが求められる。

²⁵ 法科大学院等特別委員会（第112回）資料4－2「令和4年度先導的大学改革推進委託事業 法科大学院等の教育の充実に関する調査研究」P68

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/1421098_00014.htm

https://www.mext.go.jp/content/20230831-mxt_senmon02-000031679_5.pdf

ウ 在学中受験を選択する者にとっても選択しない者にとっても学びやすいカリキュラムについては、現在進行形で、各法科大学院が試行錯誤を続けている²⁶。どのような工夫がなされているか、それに対する学生の評価はどのようなものか、等について、継続的に調査をすることが望ましい。

エ 多くの法科大学院において、特に最終年次の後期は、以下のような様々な属性の学生が混在して同じ講義を受けることになる。

- ・ 在学中受験で合格した者
- ・ 在学中受験をしたが、不合格だった者
- ・ 在学中受験をしなかった者

これらの学生が同じ講義を受けることのメリットとデメリットを調査し、必要な対応を検討するきっかけとすることが大切である。

(3) 法曹コース及び在学中受験を含む法曹養成制度全体について

ア 法曹コース及び在学中受験は、適切に活用されており、法曹という進路を検討する学生等との関係で、現在の法曹養成制度の魅力を高めることに寄与している。

よりよい法曹養成制度を実現するには、法曹コース、在学中受験、法科大学院を含めた、法曹養成制度全体についても、視野に入れる必要がある。

この点については、以下のようない調査が考えられる。

イ 法曹養成制度全体の調査としては、まずは、法務省及び文部科学省によって実施されている「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート」²⁷が、法曹を目指す学生の全体的な傾向等を把握する上で、非常に優れた調査である。このアンケート調査は、今後もできる限り継続されるべきだと考える。

次に、予備試験については、予備試験受験者の増加の要因をさらに掘り下げて分析するためには、受験回数のデータを利用できることが望ましい。予備試験の制度からして受験IDにより受験回数を把握できていると思われるため、これを公表することがまず考えられる。また、法務省は、第69期司法修習生を対象に、「司法試験予備試験に関するアンケート調査」を実施し、この結果を公表している。このような調査を今後も実施することも有益である。

さらには、(この「司法試験予備試験に関するアンケート調査」と同じように、)毎年の司法修習生を対象に、司法試験に合格するまでにどのような制度を利用したかを調査することが考えられる。具体的には、法曹コース利用の有無、予備試験の受験の有無(いつ、何回受験

²⁶法科大学院等特別委員会（第112回）資料3「司法試験の在学中受験に向けた教育課程の工夫等に関する調査」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/1421098_00014.htm
https://www.mext.go.jp/content/20230831-mxt_senmon02-000031679_3.pdf

²⁷ 法曹養成制度改革連絡協議会（第21回）資料6「令和4年度 法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート結果」<https://www.moj.go.jp/content/001404397.pdf>
https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00228.html

し、その結果がどうか)、法科大学院進学に関する情報、在学中受験利用の有無、司法試験に合格した際にどのような司法試験受験資格に基づき受験したか、司法試験受験回数等である。これにより、法曹となる者の全体的な傾向が把握できることに加え、法曹を目指す学生に対して司法試験合格までの見通しを与えることができる。

第3章 若年層やその保護者等の認識の変化等

1 高校生アンケートの結果

(1) 調査票の構成

この調査は、国立大学法学部への合格実績の高い全国の高校に通う生徒を対象に設計されたものであり、大きく5つの要素によって構成されている。

第一は、法曹になる過程・法曹イメージに関するものである(「I 高校卒業後の進路・法曹になる過程・法曹イメージに関する質問」)。ここには 7 つの大問が設定され、次の順序で並んでいる。

1. 大学に進学して、法律学を学ぶことを視野に含めているか
2. 大学で法律学を学ぶことに対するイメージ
3. 司法試験を受験するための2つのルートについての認知
4. 「法曹コース」(連携法曹基礎課程)の認知
5. 「法曹コース」の情報源
6. 「法曹コース」への関心
7. 法曹に対するイメージ

そのうえで、調査は、自分自身の将来に関する質問へと入る(「II 将来の職業イメージに関する質問」)。まず、第二の部分として、次の 2 つを尋ねる。

1. 職業選択にあたって重要視すること
2. 具体的に考えている職業

第三の部分として用意しているのは、以上の「具体的に考えている職業」において法曹(裁判官、検察官、弁護士)を選んだ回答者への質問であり、具体的な項目として次の 4 つが設定されている。

1. 法曹のなかでとくに強く考えている職業
2. その職業を考えるようになった時期
3. その職業が視野に入ったきっかけ
4. その職業を目指すにあたって感じている不安

そして第四の部分は、法曹以外の職業を選んだ場合のものである。第三の部分と同じ観

点から質問している。

1. 法曹以外の職業のなかでとくに強く考えている職業
2. その職業を考えるようになった時期
3. その職業が視野に入ったきっかけ
4. その職業を目指すにあたって感じている不安

最後に第五の部分として、属性があてられている。設定しているのは、次の 3 つである。

1. 性別
2. 校内成績
3. 進路としての文系・理系

(2) 結果の概要

回答者の属性

本調査には、全国の 20 の進学校に通う高校1年生、合計 2,811 人にご協力いただいた。内訳は、男子 58.4%、女子 34.6% と、やや男子に偏っている。共学 13 校、男子校 6 校、女子校 1 校という構成であり、男子校の協力が相対的に多かったことなどの影響による。

成績は、6 つの選択肢から選んでもらっている。上位 20% が 18.2%、上位 20%~40% が 15.0%、中間 27.9%、下位 20%~40% が 15.0%、下位 20% が 12.3%、わからない・答えたくないが 9.2% といった分布だ。

文理については、文系 27.4%、理系 64.2% となっており、法学、法曹が位置づく文系の生徒が少ない。全体の分布が、理系の生徒による回答に影響されている可能性も考慮しながら、以下、結果の概要を示す。

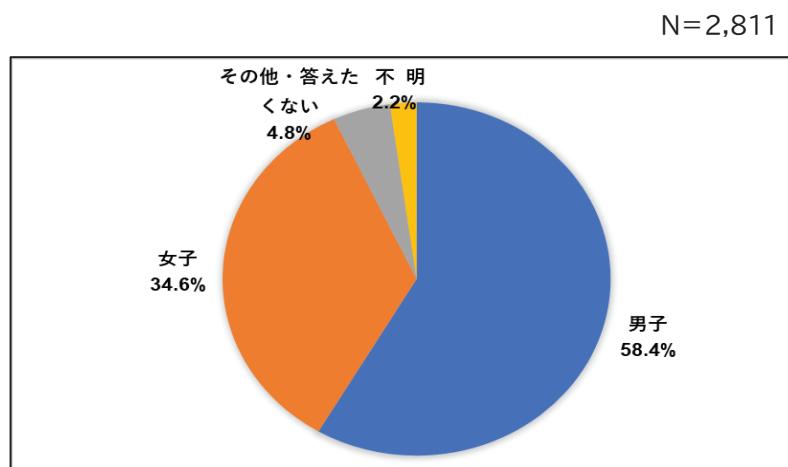


図 3-1-1 回答者の性別

表 3-1-1 回答者の成績

N=2,811

1 上位 20%	18.2%
2 上位 20%~40%	15.0%
3 中間	27.9%
4 下位 20%~40%	15.0%
5 下位 20%	12.3%
6 わからない・答えたくない	9.2%
不明	2.3%

N=2,811

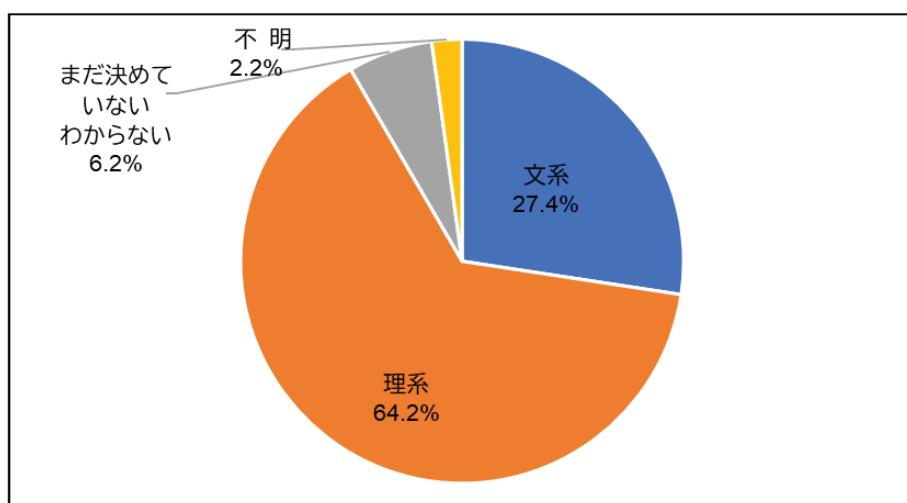


図 3-1-2 回答者の文系・理系の別

I 高校卒業後の進路・法曹になる過程・法曹イメージに関する質問

I-1 大学に進学して、そこで主に法律学を学ぶこと(法学部・法学科への入学など)を視野に入っていますか。

大学に進学して、法律学を学ぶことを視野に入れているかどうかを尋ねたところ、回答者全体の 15.0%が「入れている」と回答した。

ただ、文系のみにしほると、その比率は 42.5%という値を示す。「入れていない」が 38.3%であり、「入れている」の比率のほうが高い。

なお、「入れている」と「入れていない」を足し合わせた比率は、全体で 82.1%、文系のみで算出すると 80.8%。進学校に通う生徒の8割強が、高校 1 年生の冬時点で、法律学を学ぶか否かという点を決めているということになる。

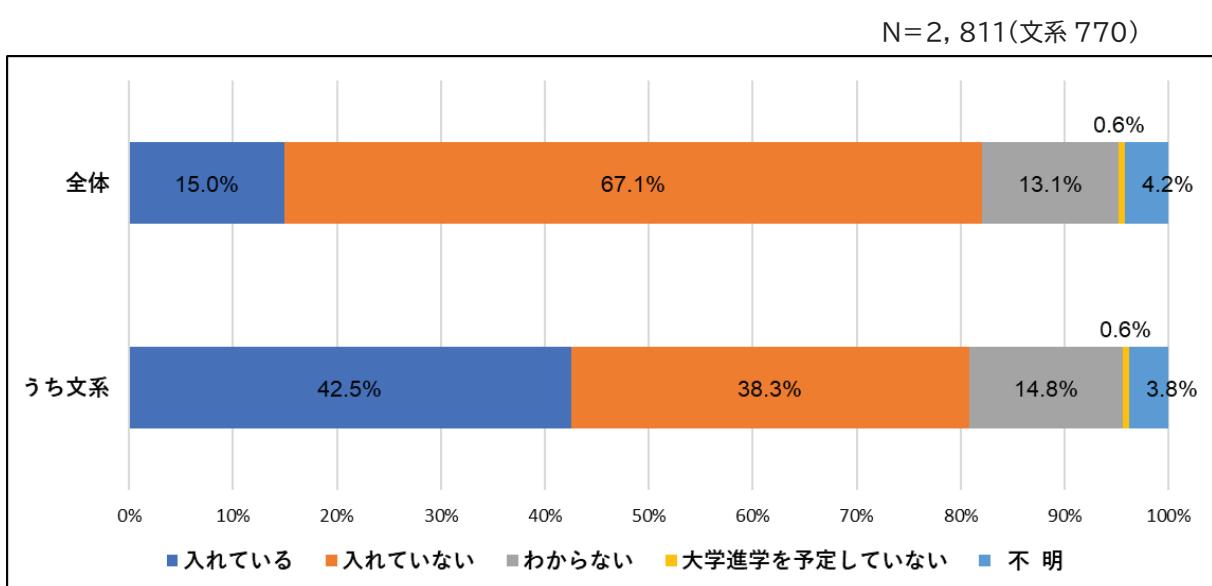


図 3-1-3 大学で法律学を学ぶことを視野に入れているか

I-2 あなたは大学で主に法律学を学ぶことにどのようなイメージを持っていますか。(1)から(8)のそれぞれについて、もっともあてはまるもの1つに○をつけてください。

法律学を学ぶことに対するイメージについて8項目から尋ねたところ、もっとも肯定的な回答の比率が高かったのは、(3)勉強が忙しそう、そして(5)法曹(裁判官、検察官、弁護士)を目指す人が周りに多そう、が続く。他方で否定的な回答の比率がもっとも大きかったのは、(1)勉強が楽しそう、そして(4)大学生活が楽しそう、が続く。キャリアとの関連性が強いものの、在学中の負荷が大きい進学先だと捉えられているようである。

N=2,811

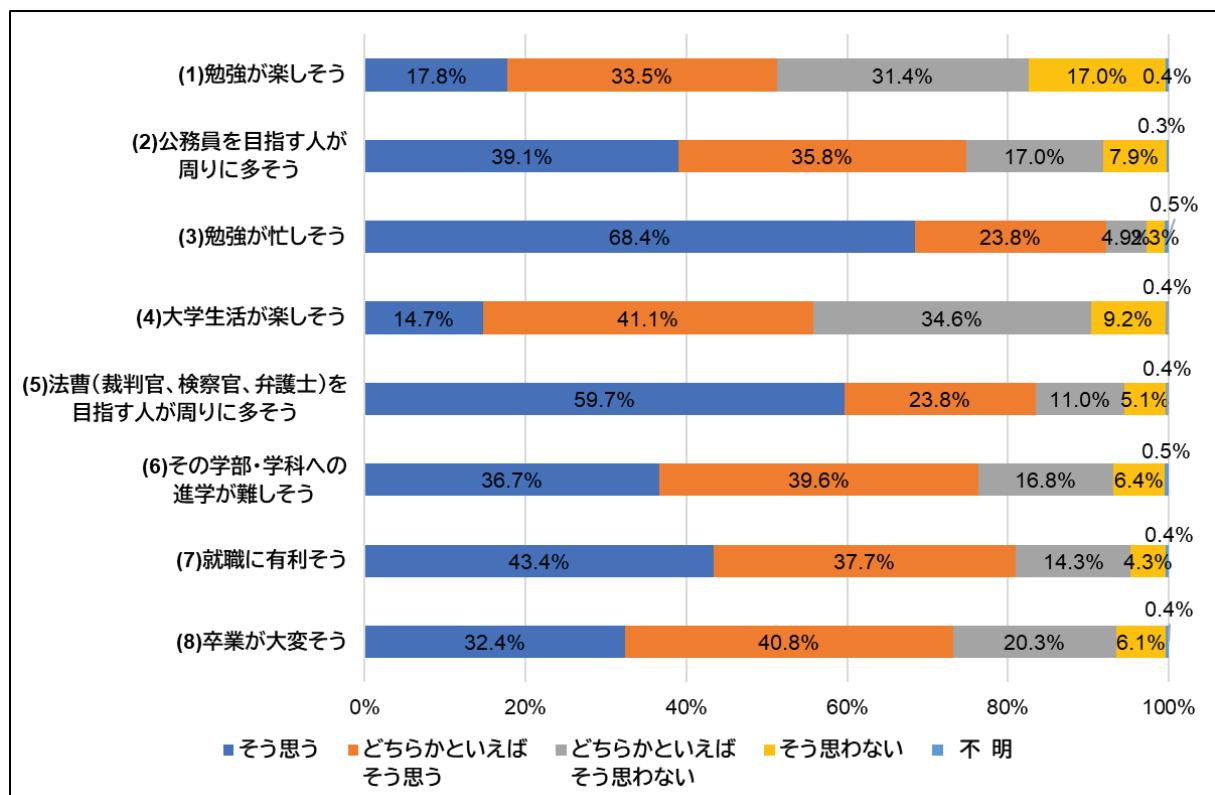


図 3-1-4 大学で法律学を学ぶことのイメージ

I -3 法曹(裁判官、検察官、弁護士)になるためには、司法試験に合格する必要があります。司法試験を受験するためには、①大学卒業後に法科大学院(ロースクール)に進学して所定の単位を取得するか、②(受験資格に制限のない)司法試験予備試験に合格する必要があります。あなたは、司法試験受験資格を得る①と②の方法について知っていましたか。

司法試験の受験資格を得るための2つの方法については、回答者全体の4割弱が、文系のみに限定すると4割強が、その両方を知っていると答えている。関連して、I-1で「法律学を学ぶことを視野に入れている」と回答した生徒に限定すれば、半数以上である56.2%が両方知っていると答えていることを付け加えておきたい。

なお、全体ならびに文系の分布をみると、法科大学院進学(①)と予備試験合格(②)では、予備試験合格(②)のほうが、認知度が高いという傾向も読み取れた。法科大学院進学は高校生にとってはまだ先の話になるが、予備試験は高校生も受験できることが一つの要因であるかもしれない。

N=2,811(文系 770, 法志望者 422)

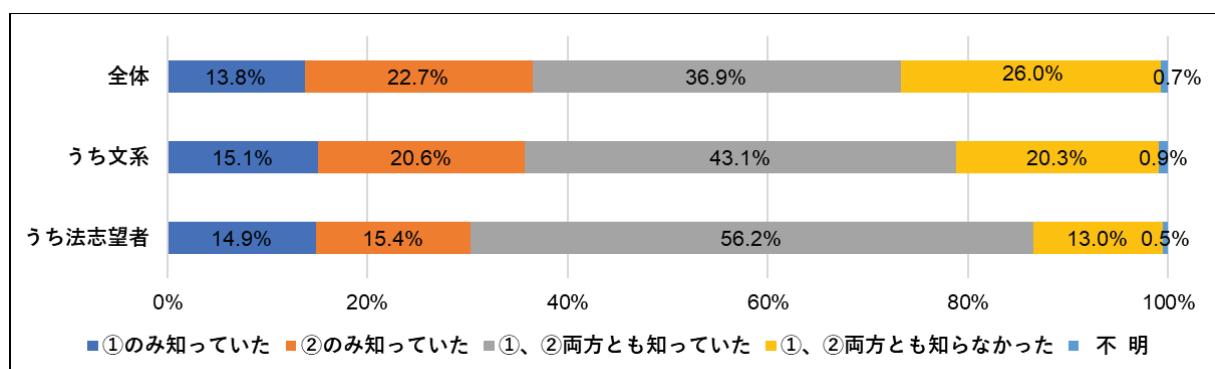


図 3-1-5 司法試験の受験資格について知っていたか

I -4 令和2年に、大学の法学部を3年で卒業し、法科大学院に進学して法曹を目指す「法曹コース(連携法曹基礎課程)」が創設されました。この「法曹コース」について知っていますか。

すでに法曹コースが創設されてから数年たつが、その存在はあまり知られていないことが読み取れる。回答者全体で「聞いたこともない」は 77.6%。文系に限定しても 66.6%という値を示しており、およそ 3 人に 2 人がまったく知らない状況にある。

なお、この分布を、I -1 で「法律学を学ぶことを視野に入れている」と回答した生徒に限定して算出すると、「聞いたこともない」という生徒の比率は 53.1%にまで下がる。とはいえ、「知っている」とした生徒の比率は 21.3%であり、広報の不十分さは否めない結果が確認される。

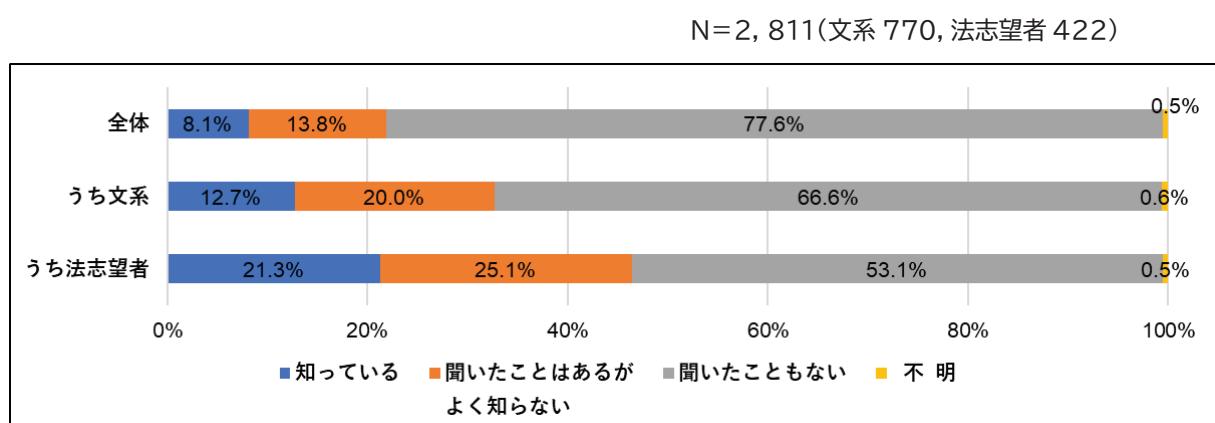


図 3-1-6 法曹コースについて知っているか

I-5 「I-4」で「1 知っている」「2 聞いたことはあるがよく知らない」と答えた方におたずねします。「法曹コース」について、どこで聞きましたか。

I-4 によれば、法曹コースについてすでに知っている回答者（「聞いたことはあるがよく知らない」人も含める）は、全体の 21.9%（8.1%+13.8%）であり、615 人だが、これら回答者の情報源を尋ねると、以下の結果となった。

もっとも大きな情報源になっているのは「新聞やネット記事」であり、39.5%という値を示す。対してその他項目に目立った値は認められず、むしろ「学校」の 16.9%という低さについては強調される点かもしれない。情報源としての学校の機能は弱く、強化していくことが課題としてあげられよう。

N=615

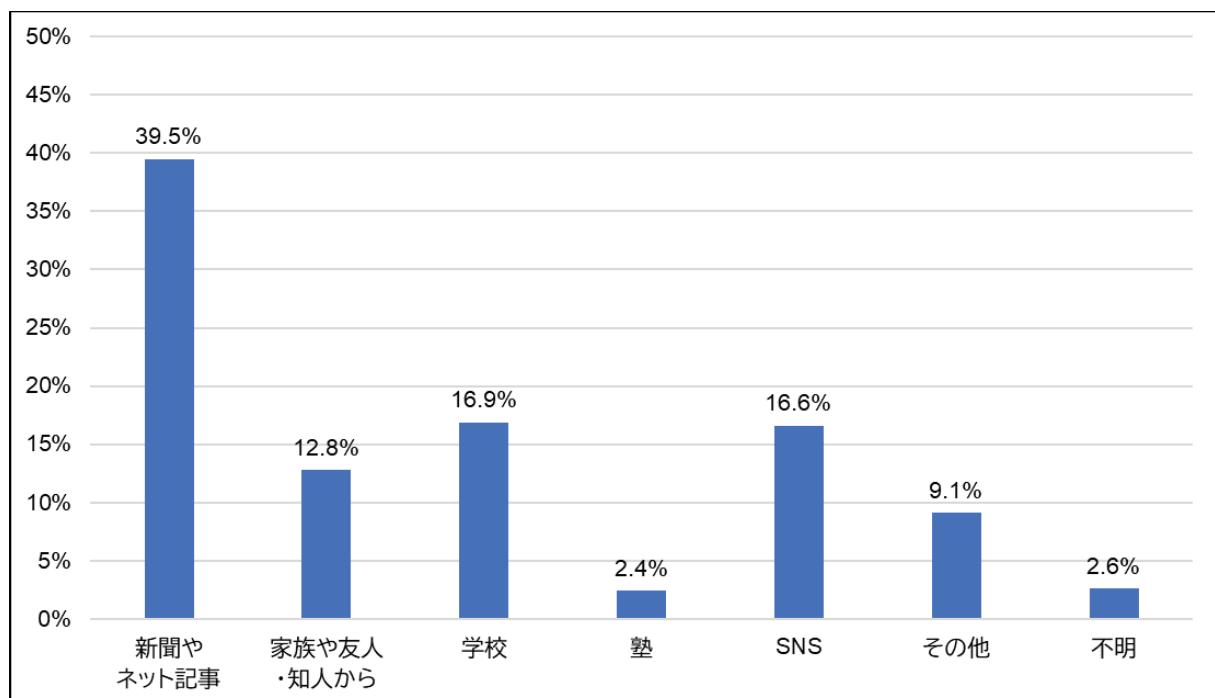


図 3-1-7 法曹コースについての情報源

I -6 あなたは「法曹コース」に関心がありますか。

法曹コースへの関心については、全体でこそ「関心はない」が 62.6%を占めているが、I-1 で「法律学を学ぶことを視野に入れている」と回答した生徒に関しては「少し関心がある」がもっとも多く、48.8%という値を示している。「関心を持っている」22.0%と足し合わせれば、70.8%が関心を持っているということであり、その比率の大きさは強調されよう。法律学を学んだうえで結果として法曹にならないというケースも少なくないが、高校生の段階では、まずは法曹になることも選択肢に含めているということがわかる。

N=2,811(文系 770, 法志望者 422)

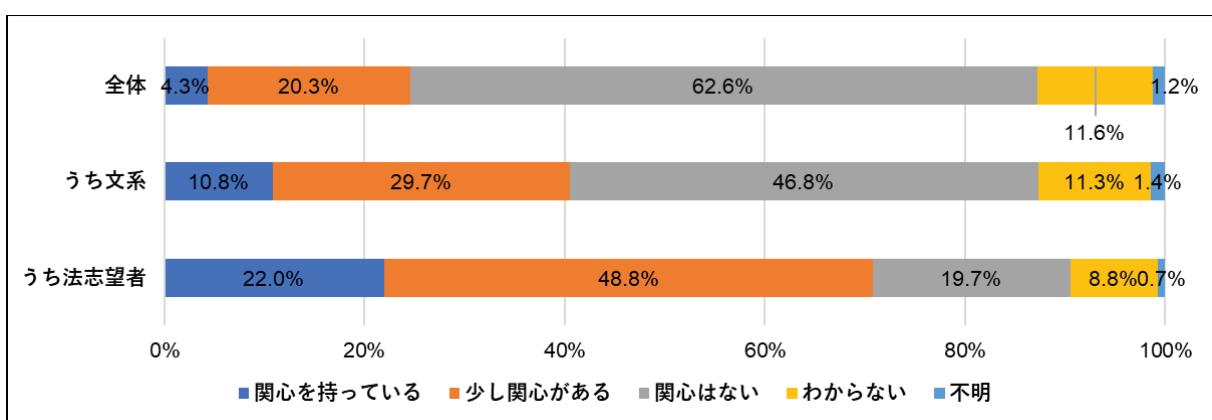


図 3-1-8 法曹コースに関心があるか

I-7 あなたは法曹(裁判官、検察官、弁護士)にどのようなイメージを持っていますか。(1)から(9)のそれぞれについて、もっともあてはまるもの1つに○をつけてください。

法曹のイメージについて 4 段階尺度で尋ねたところ、肯定的な回答が多かった上位 3 つは、「(3)人や社会の役に立つ職業だ」、「(1)経済的に安定している職業だ」、「(5)人々から尊敬される職業だ」だった。「(9)性別に関係なく活躍できる職業だ」の値も「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の 2 つを足し合わせて 73.5% と大きい値を示す。安定、貢献、尊敬、平等というのがおよそのイメージだろう。

他方で、「(8)仕事と家庭を両立できる職業だ」については、66.1% の生徒が否定的な回答を示している。活躍はできるが、ワークライフバランスの点で難があるというイメージが強いようだ。また、「(2)人から恨まれる職業だ」に 61.7% が肯定的な回答を寄せていることも特記しておきたい。

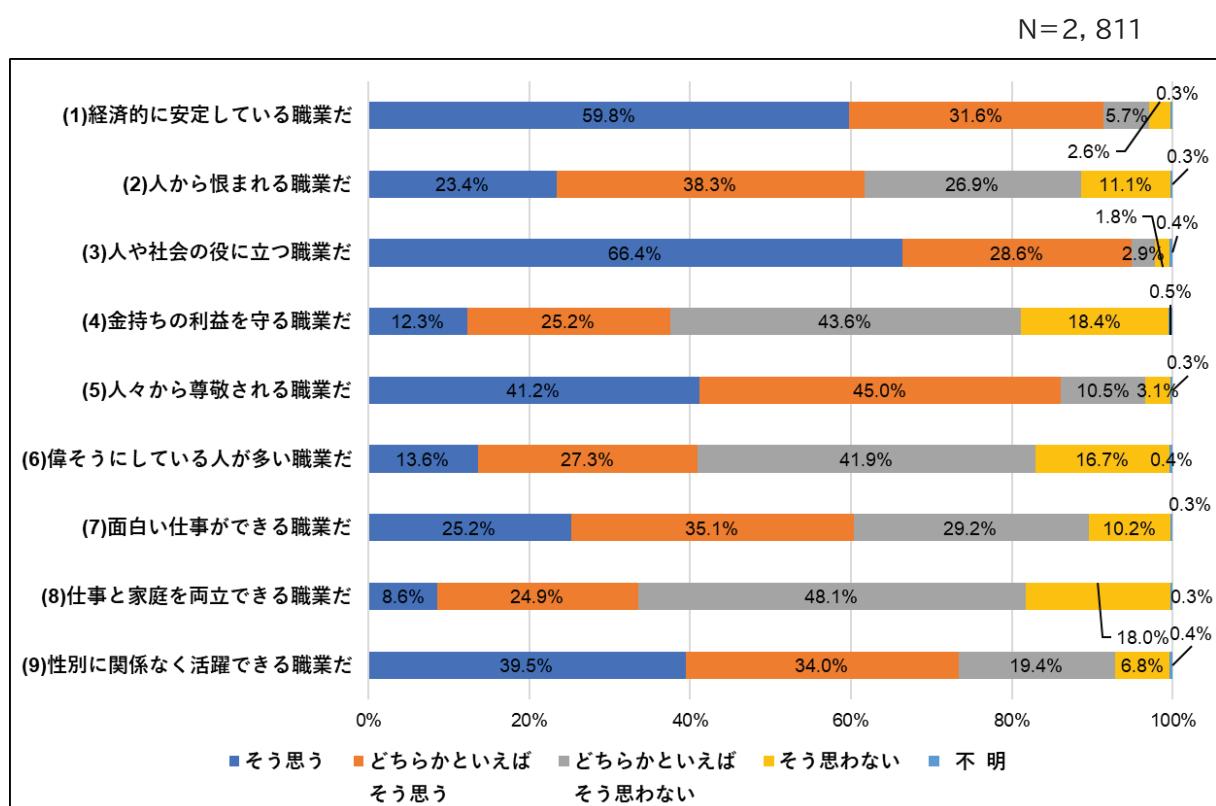


図 3-1-9 法曹のイメージ

II 将来の職業イメージに関する質問

II-1 あなたが将来の職業を考えるにあたって、以下のことはどの程度重要だと思いますか。(1)から(7)のそれぞれについて、もつともあてはまるもの1つに○をつけてください。

職業選択において重要なことを聞くと、「(1)経済的に安定した職業であること」、「(4)面白い仕事ができる職業であること」、「(6)仕事と私生活のバランスがとれる職業であること」の3つに「そう思う」の高い回答比率が確認された。I-7で法曹のイメージが「活躍はできるが、ワークライフバランスの点で難があるというイメージが強い」というものだということについて触れたが、だとすれば、高校生の志向と法曹のイメージの大きなギャップは、仕事と生活とのバランスの点にあるといえそうだ。

また、法曹は周囲から尊敬される職業というイメージも強かったが、尊敬される職業かどうかはあまり重要ではないという結果も確認された。

N=2,811

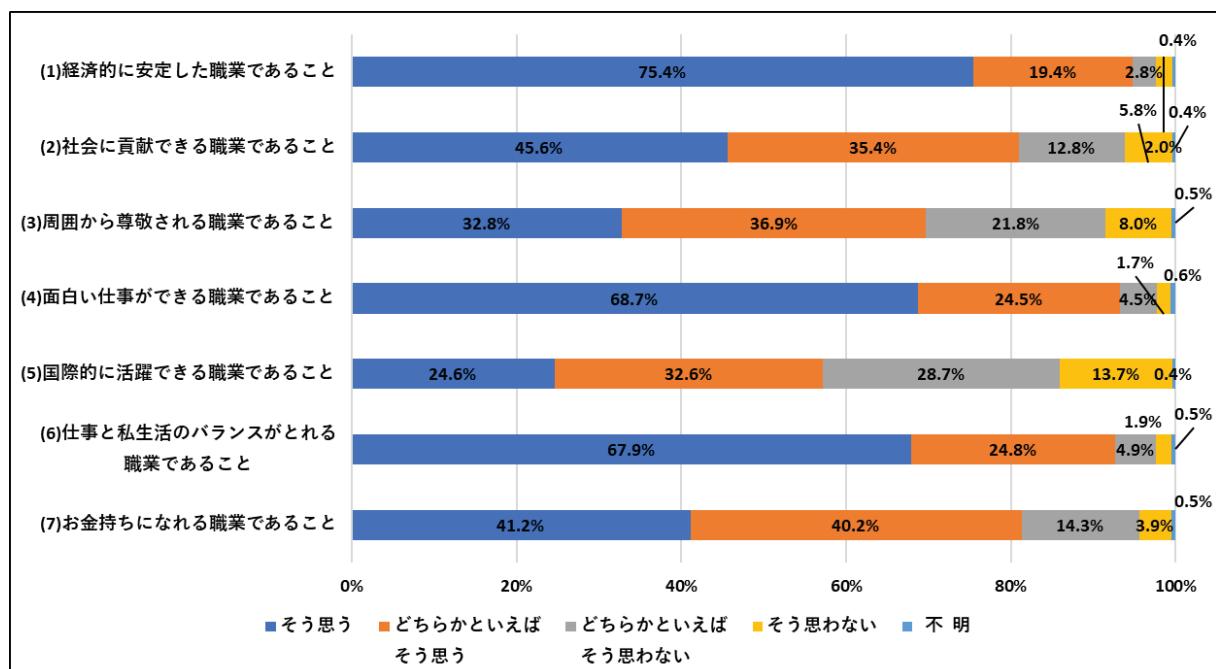


図 3-1-10 将来の職業を考えるにあたって重要なこと

II-2 あなたは、将来自分が働く職業として、以下の職業を視野に入れていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

将来働く職業として視野に入れているものを複数選択式で尋ねた。回答者全体で 2 割を超えたのは、「国家公務員・地方公務員」、「医師」、「大学教授・研究者」、「エンジニア・プログラマー・ゲームクリエイター」、「会社員(事務系・営業系)」の 5 つだった。

文系のみにしほったところ、もっとも高い比率がみられたのは「国家公務員・地方公務員」の 43.2%、そして「会社員(事務系・営業系)」39.9%と続くが、その次が「弁護士」31.6%だった。なお、「教師・教員」「起業家」も 2 割を超える回答が確認される。

表 3-1-2 将來の職業として視野に入れているもの

N=2,811(文系 770)

	全体	うち文系
1 弁護士	13.7%	31.6%
2 裁判官	7.8%	16.9%
3 檢察官	7.5%	17.9%
4 国家公務員・地方公務員	27.0%	43.2%
5 医師	27.3%	2.1%
6 薬剤師	15.1%	1.7%
7 看護師	4.6%	3.2%
8 栄養士・管理栄養士	4.2%	3.0%
9 教師・教員	15.9%	22.3%
10 大学教授・研究者	23.1%	12.3%
11 建築士・設計士	11.1%	3.9%
12 公認会計士	10.8%	19.6%
13 エンジニア・プログラマー・ゲームクリエイター	21.3%	5.5%
14 心理カウンセラー	7.1%	10.8%
15 シェフ・パティシエ・料理人	2.7%	3.0%
16 歌手・ミュージシャン・芸能関連	6.8%	9.2%
17 YouTuber など動画配信者・ゲーム実況者	7.6%	5.1%
18 起業家	19.4%	21.6%
19 会社員(事務系・営業系)	27.5%	39.9%
20 スポーツ選手	2.3%	3.0%
21 その他	8.0%	11.0%
22 未定・視野に入れている職業はない	10.2%	7.9%
23 不明	1.4%	0.9%

II-3-1「II-2」で「1 弁護士」「2 裁判官」「3 檢察官」の少なくとも1つを選んだ人におたずねします。1~3に複数○をつけた人は、そのなかでもっとも強く考えている職業の番号を以下に記入したうえで、その職業についてこの後の質問に答えてください。

法曹になることを視野に入れている回答者に、「弁護士」、「裁判官」、「検察官」のどれになることをもっとも強く考えているかを尋ねたところ、「弁護士」が 63.0%ともっと多かった。そして「裁判官」16.7%、「検察官」20.0%であり、ともに 2 割前後といった分布である。

表 3-1-3 もっとも強く考えている職業(法曹三者のうち)

N=479	
1 弁護士	63.0%
2 裁判官	16.7%
3 檢察官	20.0%

N=479

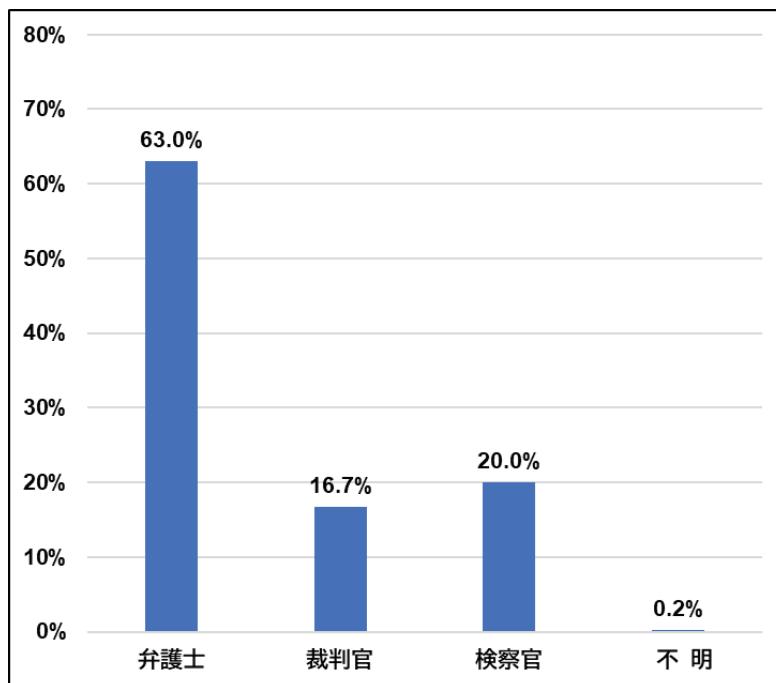


図 3-1-11 もっとも強く考えている職業(法曹三者のうち)

II-3-2 その職業はいつ頃から視野に入るようになりましたか。

「弁護士」、「裁判官」、「検察官」を視野に入れるようになった時期については、「中学生の間」がもっとも多く45.1%だった。ただ他方で、24.2%が小学6年生までに視野に入れていたと回答しており、7割ほどが小中学生のあいだにすでに考えているという理解も重要だろう。

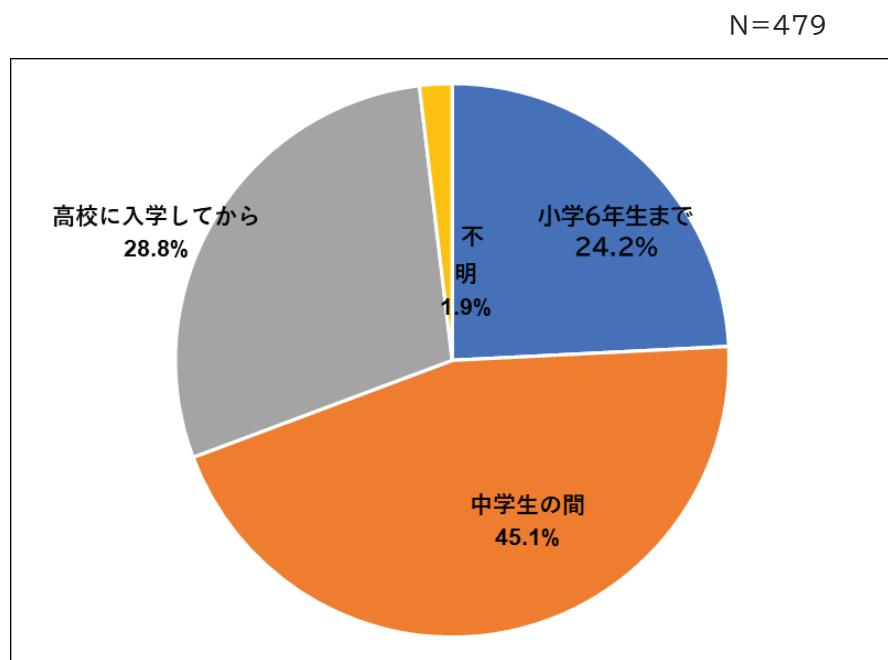


図 3-1-12 その職業はいつ頃から視野に入るようになりましたか(法曹三者のみ)

II-3-3 その職業が視野に入ったきっかけは何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「弁護士」、「裁判官」、「検察官」を視野に入れたきっかけについて聞いたところ、「ドラマ・映画」を選んだ回答者の比率が圧倒的に高く、40.3%だった。そしてその次に高かったのは、「小説・漫画」であり、24.2%。他方で、3位の「学校での訪問授業や講演」は19.0%であり、学校が提供する意図的な取組みよりは、むしろ日常生活、余暇の時間のなかで触れた情報が大事だということがうかがえる。他方で、学校での取組みはメディアと比較すれば広く生徒が触れるものではないであろうことを考えると、約2割が挙げたことは今後の取組みにも参考にしうる積極的な評価も可能かもしれない。

表 3-1-4 その職業を視野に入れたきっかけ(法曹三者のみ)

	N=479
	全体
1 学校での訪問授業や講演	19.0%
2 小説・漫画	24.2%
3 新聞・雑誌等の記事	17.1%
4 ドラマ・映画	40.3%
5 ドキュメンタリー番組など	10.2%
6 SNS や YouTube 配信	10.6%
7 親族にその職業の人がいるから	9.4%
8 知り合いにその職業の人がいるから	9.2%
9 実際にその職業の人に会った経験から	10.0%
10 家族に勧められたから	16.1%
11 友達が目指していたから	6.1%
12 その他	11.9%
13 不明	2.5%

職業を視野に入れたきっかけについての回答を「弁護士」、「裁判官」、「検察官」ごとに分析したのが表 3-1-4a である。「ドラマ・映画」、「小説・漫画」が 1 位、2 位にあがるのはどの職業でも変わらないが、第 3 位は、「弁護士」では「学校での訪問授業や講演」(20.7%)であるのに対し、「裁判官」では「その他」(20.5%)、検察官では「新聞・雑誌等」(22.6%)であった。また、「弁護士」では、「家族に勧められたから」も他の職業と比べると多く、19.0%であった。「検察官」では、「ドラマ・映画」を選んだ回答者の比率が他の2つの職業と比較しても圧倒的に高く、52.7%だった。なお、「学校での訪問授業や講演」は、「裁判官」でも「検察官」でも第 4 位(裁判官:19.2%、検察官:15.1%)であり、訪問授業等の取組みは、ドラマや小説ほどではないとはいえ、一定のインパクトは与えているといえよう。

表 3-1-4a その職業を視野に入れたきっかけ(法曹三者のみ、職業ごと)

		弁護士(N=295)	裁判官(N=78)	検察官(N=93)
1	学校での訪問授業や講演	20.7%	19.2%	15.1%
2	小説・漫画	24.4%	21.8%	28.0%
3	新聞・雑誌等の記事	15.9%	16.7%	22.6%
4	ドラマ・映画	38.6%	37.2%	52.7%
5	ドキュメンタリー番組など	9.2%	10.3%	14.0%
6	SNS や YouTube 配信	12.5%	7.7%	7.5%
7	親族にその職業の人がいるから	9.5%	12.8%	6.5%
8	知り合いにその職業の人がいるから	9.5%	10.3%	7.5%
9	実際にその職業の人には会った経験から	10.8%	12.8%	5.4%
10	家族に勧められたから	19.0%	14.1%	10.8%
11	友達が目指していたから	5.8%	9.0%	5.4%
12	その他	9.2%	20.5%	14.0%

II-3-4 その職業を目指すにあたって、以下のような不安を感じていますか。(1)から(7)のそれぞれについて、もっともあてはまるもの1つに○をつけてください。

「弁護士」、「裁判官」、「検察官」を目指すにあたって、何が不安か、7つの項目から質問した。もっとも「不安である」という回答が集中したのは、「(2)資格試験に合格できるかどうか」であり、また、「(3)職業に就くまでにかかる時間的負担」の比率も大きい。「(4)職業に就くまでにかかる経済的負担」ならびに「(5)自分にその職業に就く適性があるか」の2つから確認できる不安の大きさも看過できない。

他方、「(1)生活するのに十分な収入を得られるか」、「(6)その職業を目指すことに親が反対するか」の2つについては、不安は小さい。そして、上述(I-7)のように、仕事と家庭を両立できる職業だという点で否定的な回答が多かった法曹だが、目指している人たちに限定すれば「(7)家庭を持っても続けられるか」についての不安は半々に分かれている。ただ、半々の回答分布というのは、肯定・否定がはっきり半々に分かれている場合のほかに、判断がつかない人が大勢であるときも生じる。高校生にとっては、法曹として働く人の家庭と仕事のイメージがほとんどついていないということかもしれない。なお、回答者の性別は、男子58.5%、女子34.6%であることを改めて記載しておく。

N=479

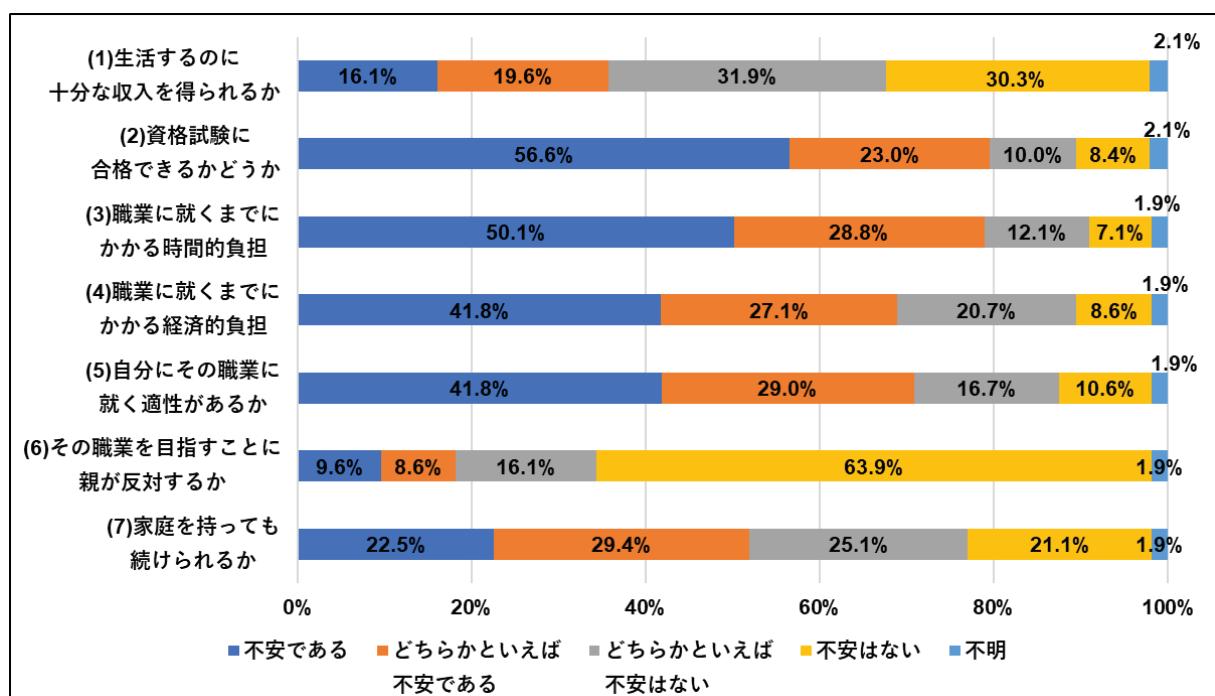


図 3-1-13 その職業を目指すにあたっての不安

II-4-1 「II-2」で 4~21 の職業の少なくとも1つを選んだ人におたずねします。4~21 に複数○をつけた人は、そのなかでもっとも強く考えている職業の番号を以下に記入したうえで、その職業に関してこの後の質問に答えてください。

法曹以外の職業も視野に含めているとした回答者に、どの職業をもっとも強く考えているかを尋ねたところ、以下のような分布になった。「医師」22.2%が最も高く、そのあとは1割前後の「エンジニア・プログラマー・ゲームクリエイター」11.4%、「大学教授・研究者」10.2%、「国家公務員・地方公務員」9.8%、「会社員(事務系・営業系)」9.8%と続く。

複数選択だと選ぶ生徒が多かった「起業家」は、単一となると 5.3%まで下がる。興味はあるが、現実の選択肢というほどではないようだ。

表 3-1-5 もっとも強く考えている職業(法曹三者以外)

N=2,428

4 国家公務員・地方公務員	9.8%
5 医師	22.2%
6 薬剤師	5.1%
7 看護師	0.9%
8 栄養士・管理栄養士	0.8%
9 教師・教員	4.7%
10 大学教授・研究者	10.2%
11 建築士・設計士	3.9%
12 公認会計士	3.2%
13 エンジニア・プログラマー・ゲームクリエイター	11.4%
14 心理カウンセラー	1.2%
15 シェフ・パティシエ・料理人	0.3%
16 歌手・ミュージシャン・芸能関連	1.7%
17 YouTuber など動画配信者・ゲーム実況者	1.4%
18 起業家	5.3%
19 会社員(事務系・営業系)	9.8%
20 スポーツ選手	0.5%
21 その他	7.2%
不明	0.5%

II-4-2 その職業はいつ頃から視野に入るようになりましたか。

法曹以外の職業を視野に入れるようになった時期については、「中学生の間」がもっとも多く40.4%だった。ただ他方で、30.0%が小学6年生までに視野に入れていたと回答しており、7割ほどが小中学生のあいだにすでに考えている。そしてこの分布は、II-3-2でみた法曹を考え始めた時期への回答とほぼ同じである。

参考までに、もっとも強く考えているのは「医師」だと回答した者に限定してこの分布をみると、53.6%が「小学6年生まで」と回答している。ここに「医師」と「法曹」の大きな違いがあり、法曹の魅力を伝えるタイミングを考える際のヒントをみることができるように思われる。

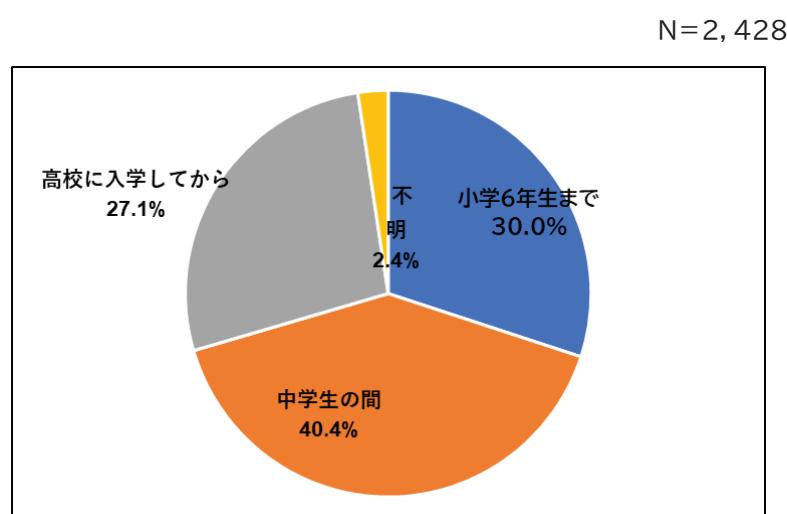


図 3-1-14 その職業はいつ頃から視野に入るようになったか(法曹三者以外)

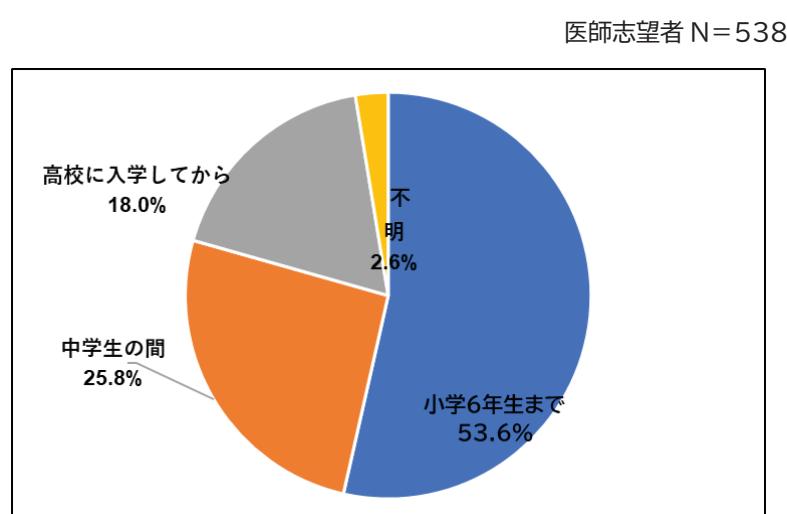


図 3-1-15 その職業はいつ頃から視野に入るようになったか(医師志望者のみ)

II-4-3 その職業が視野に入ったきっかけは何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

法曹以外の職業を視野に入れたきっかけについて聞いたところ、回答が集中する選択肢はとくにないといえそうだ。多くが1～2割という値を示しており、唯一「友達が目指していたから」の比率の小ささが目立っている。

一方で、医師になることを強く考えている回答者に限定すれば、親族、家族、知り合いに関する選択肢における高い比率が注目される。「ドラマ・映画」を選んだ回答者の比率が圧倒的に高かった法曹と対照的である。また、「実際にその職業の人会った経験から」と回答した者の割合が高く、法曹とは20%以上の開きがある。

表 3-1-6 その職業を視野に入れたきっかけ(法曹三者以外)

N=2,428(医師志望者 538)

	全体	うち医師のみ
1 学校での訪問授業や講演	14.7%	11.0%
2 小説・漫画	15.4%	17.3%
3 新聞・雑誌等の記事	13.5%	8.2%
4 ドラマ・映画	16.7%	27.1%
5 ドキュメンタリー番組など	10.7%	13.8%
6 SNS や YouTube 配信	14.2%	5.8%
7 親族にその職業の人がいるから	21.8%	35.7%
8 知り合いにその職業の人がいるから	10.4%	16.4%
9 実際にその職業の人会った経験から	19.0%	30.9%
10 家族に勧められたから	17.3%	27.0%
11 友達が目指していたから	4.7%	8.2%
12 その他	18.1%	9.3%
13 不明	2.7%	2.4%

II-4-4 その職業を目指すにあたって、以下のような不安を感じていますか。(1)から(7)のそれぞれについて、もっともあてはまるもの1つに○をつけてください。

法曹以外の職業を目指すにあたって不安に思っていることについても、職業を視野に入れたきっかけと同様、特徴的な傾向はみられない。ただ、法曹同様、その職業を目指すことに親が反対することが不安だという回答はほとんどみられないことは興味深い。親が子どもの志向を尊重しているのか、子どもが、意識的なのか無意識なのか、親の意向を汲んでいるのか、そのどちらでもないのかまでは不明だが、親子の間で意見が割れるということは、少なくとも進学校の高校生にとってはほとんどみられないことだといえる。

なお、ここでも、医師になりたい人を抽出し、不安の状況を確かめたグラフも載せておいた。「(2)資格試験に合格できるかどうか」、「(3)職業に就くまでにかかる時間的負担」、「(4)職業に就くまでにかかる経済的負担」、「(5)自分にその職業に就く適性があるか」に不安だという回答が多くみられるという点は法曹の分布と同様である。ただ、不安という回答比率は、医師の場合、法曹よりやや小さい。

ドラマや小説を機会に中学生ぐらいから目指し始めるが、不安が大きい法曹。家族や親族、知り合いをきっかけに小学生から目指し始め、実現するまでの不安も感じてはいるが、法曹ほどではないという医師。単純にまとめれば、このような傾向を指摘できるだろう。

全体

N=2,428

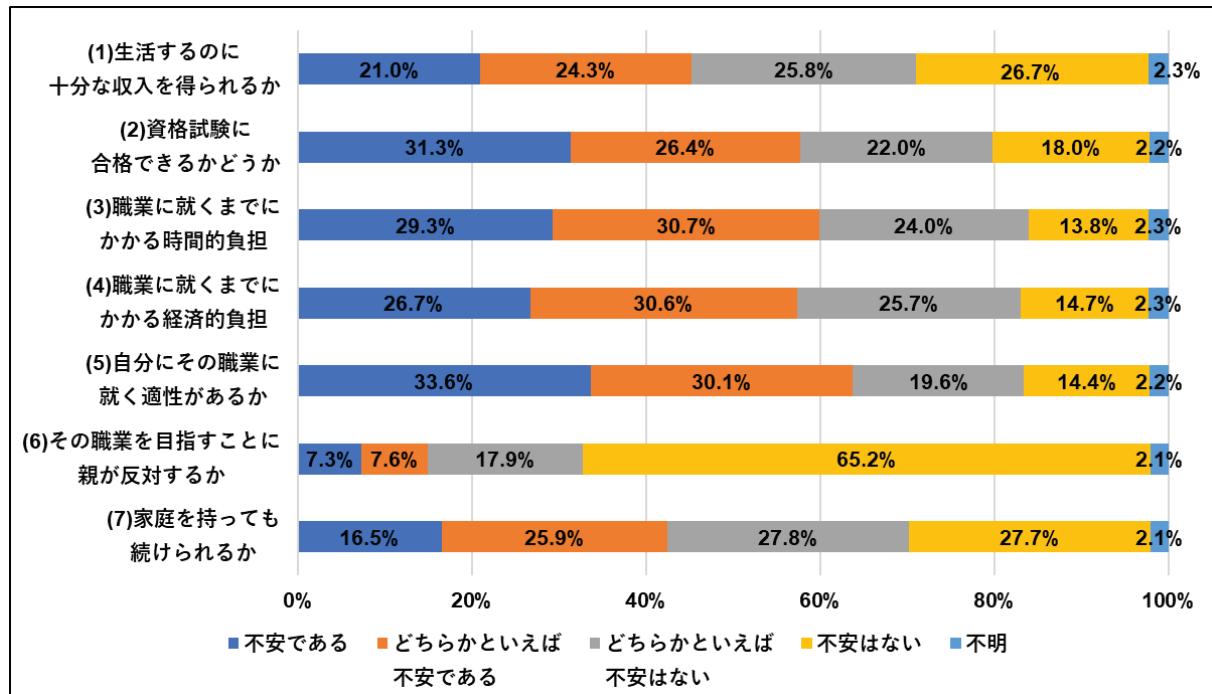


図 3-1-16 その職業を目指すにあたって不安を感じているか(法曹三者以外)

医師志望者

N=538

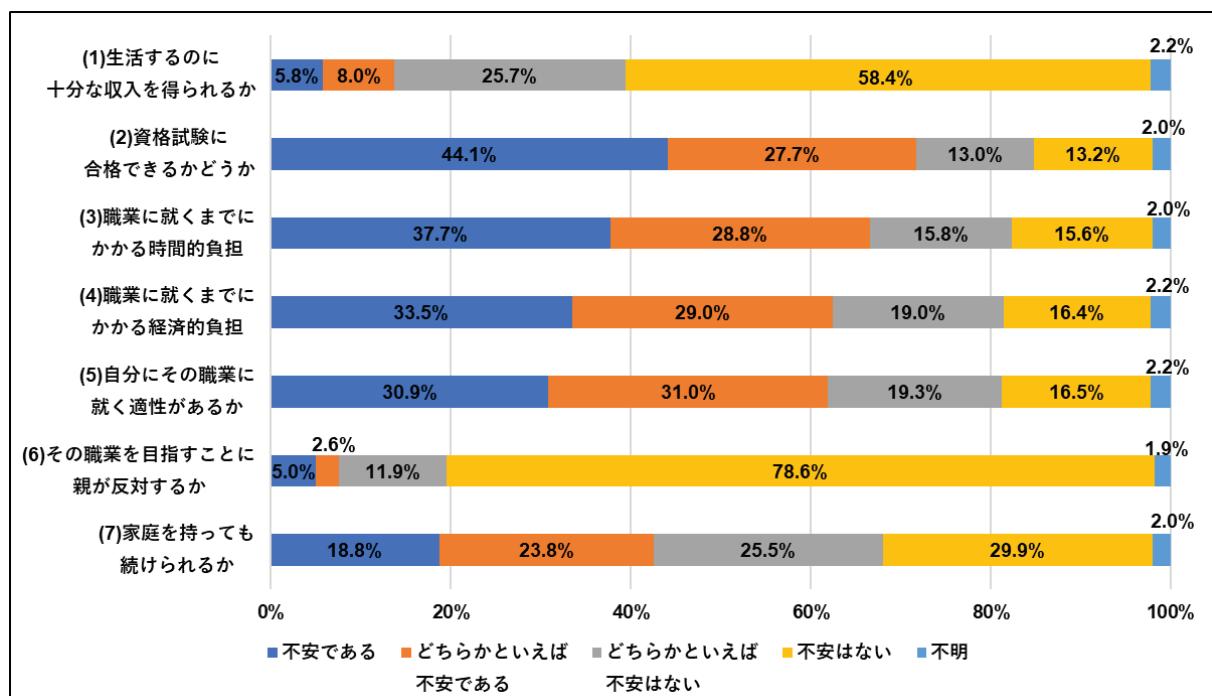


図 3-1-17 その職業を目指すにあたって不安を感じているか(医師志望者のみ)

2 保護者アンケートの結果

(1) 調査票の構成

すでに序章3(2)の調査方法のところで説明した通り、本調査は、親子共に大学進学を希望している、と答えた高校生の保護者に対して行われたものである。

スクリーニングにより条件に該当する者に本調査が行われたが、その調査項目は、大きく3つの要素によって構成されている。

第一は、法曹になる過程に関する知識やイメージに関するものである（「I あなたのお子さまの高校卒業後の進路に関する質問」）。ここでは4つの大問が設定され、次の順序で並んでいる。

1. 大学で法律学を学ぶことに対するイメージ
2. 司法試験を受験するための2つのルートについての認知
3. 「法曹コース」（連携法曹基礎課程）の認知、および「法曹コース」の情報源
4. 「法曹コース」への関心

第二は、子どもの将来に関するものである（「II お子さまの将来の職業イメージに関する質問」）。ここでは4つの大問が設定され、次の順序で並んでいる。

1. 子どもに将来就いてもらいたい職業
2. 子どもの職業選択にあたって重要視すること
3. 法曹に対するイメージ
4. 子どもが将来法曹を目指すといったときの反応（肯定的な反応の場合には、子どもが法曹を目指すうえで有益と考える事項について、消極的な反応の場合には、その理由について、それぞれ追加的に尋ねている）

第三に、属性に関する質問が置かれている（「III あなた自身について」）。具体的には、以下の3点につき、この順で尋ねている。

1. 職業
2. 最後に通った学校
3. 世帯年収

(2) 結果の概要

回答者の属性

前述したように、本調査は、「親子共に大学進学を希望している」と答えた高校生の保護者に対して行われたものである。また、不誠実回答にあたるとみなされたものは、サンプルから除外されている。したがって、この保護者調査に関する結果は、親子共に大学進学を希望している(と考える)高校生の保護者であり、かつ不誠実回答とみなされる回答がなかった者から得られたデータに基づくものである。なお、これもすでに指摘した通り、全体で2,000人から回答を得ているが、高校1年生の男女、高校2年生の男女の子どもがいる保護者が各300人、さらに高校3年生の男女の子どもがいる保護者が各400名となるように調整されている。このように本調査の対象には限定や調整が加えられていることに留意する必要があるが、その属性について以下でみていく。

まず、質問票「Ⅲあなた自身について」の Q9では、回答者の職業を尋ねているが、その結果は下表の通りである。正規社員・公務員が63.9%と圧倒的に多く、パート・アルバイト・契約社員・派遣社員・嘱託が15.2%、専業主夫・主婦が8.9%であった。

表 3-2-1 回答者の職業

		N = 2,000
1	正規社員・公務員	63.9%
2	パート・アルバイト・契約社員・派遣社員・嘱託	15.2%
3	会社経営・役員	4.5%
4	裁判官	0.2%
5	検察官	0.0%
6	弁護士	0.1%
7	「弁護士」以外の自由業	0.9%
8	自営業	4.6%
9	内職・家族従事者(家族の事業に従事する人)	0.2%
10	専業主夫・主婦	8.9%
11	学生	0.1%
12	無職	0.8%
13	その他	0.9%

続いて Q10では、回答者が最後に通った学校が尋ねられている。在学中や中退の場合も含めて尋ねられているため、いわゆる最終学歴と厳密に一致するものではないが、それに近似する変数と理解してよいであろう。結果は、下表の通りである。法学系か否かを区別せず、大学・大学院と答えた数を合計すると1,302人であり、全体に占める割合は65.1%である。

表 3-2-2 回答者が最後に通った学校

N = 2,000	
1	中学校 0.4%
2	専修学校 0.2%
3	高等学校 13.2%
4	専門学校(専修学校専門課程) 8.5%
5	高等専門学校 2.1%
6	短期大学 10.1%
7	大学(法学系の学部) 6.2%
8	大学(法学系の学部以外) 50.0%
9	大学院(法学系の研究科) 0.5%
10	大学院(法学系の研究科以外) 8.6%
11	答えたくない 0.6%

さらに Q11では世帯年収(税引き前)を尋ねている。その分布は、下表の通りである。世帯年収が高い方に分布が集中しており、1,000万円以上の者だけでも589人で、「わからぬい・答えたくない」を除けば、回答者1716名のうち、34.3%を占める。

表 3-2-3 回答者の世帯年収(税引き前)

N = 2,000

1	なし	0.3%
2	100万円未満	0.7%
3	100万円以上200万円未満	0.8%
4	200万円以上300万円未満	2.1%
5	300万円以上400万円未満	3.1%
6	400万円以上500万円未満	5.4%
7	500万円以上600万円未満	7.1%
8	600万円以上700万円未満	8.5%
9	700万円以上800万円未満	10.0%
10	800万円以上900万円未満	8.7%
11	900万円以上1,000万円未満	10.0%
12	1,000万円以上1,500万円未満	21.8%
13	1,500万円以上	7.7%
14	わからない・答えたくない	14.2%

また、調査票には組み込まれていないが、モニターとして登録している情報から、回答者の性別と年齢についてもデータが収集されている（居住している都道府県についても収集されているが、ここでは省略している）。それぞれの分布は、下図の通りである。回答者の7割弱が男性である。また、年代についていえば、本調査の対象が高校生の子どもを持つ保護者であるため、30代と60代以上が極端に少なく、ほぼ40代か50代である。

N=2,000

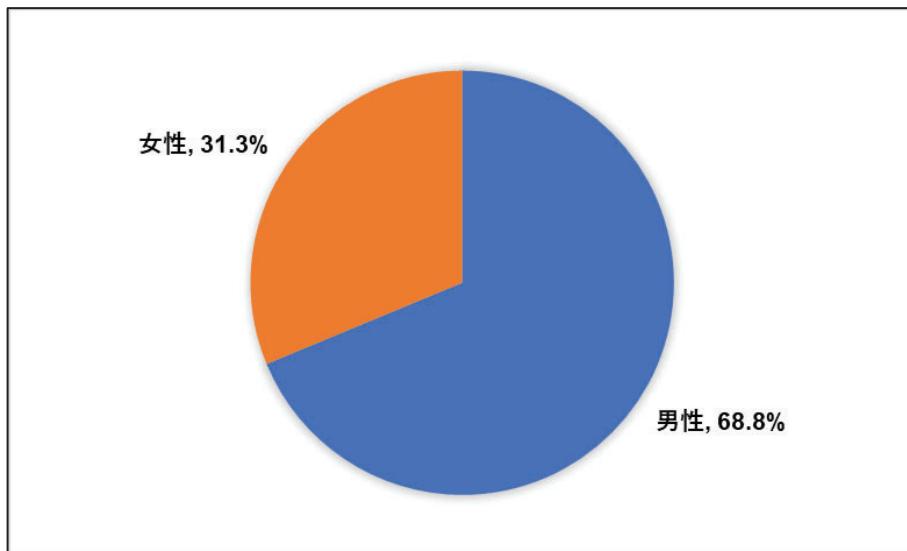


図 3-2-1 回答者の性別

N=2,000

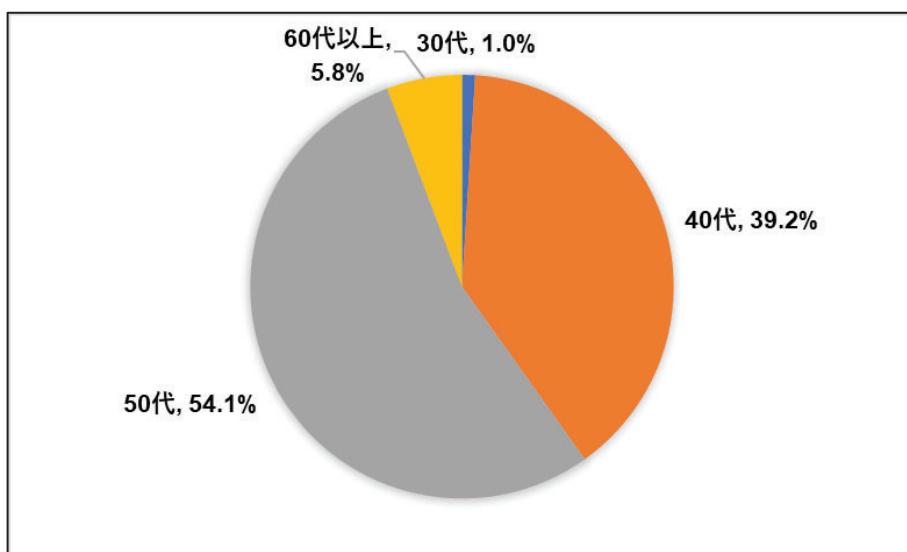


図 3-2-2 回答者の年代

I-1 あなたは、大学で主に法律学を学ぶこと(法学部・法学科への入学など)にどのようなイメージを持っていますか。あてはまるものをそれぞれ1つお選びください。

「I あなたのお子さまの高校卒業後の進路に関する質問」の冒頭 Q1 では、大学で法律学を学ぶことのイメージについて8項目から尋ねたところ、その結果は下図の通りである(なお、項目(4)は、「そう思う」を選択するよう指示しており、この指示に反した回答を除外するためのものであるため、ここでは省略している)。概して、(3)勉強が忙しそう、(7)その学部・学科への進学がむずかしそう、(9)卒業が大変そうといった、「大変そう、むずかしそう」といった印象が強いようである。その反面で、(8)就職に有利そうについても、それらと同程度の割合で肯定的な回答がある。(5)大学生活が楽しそうであるという印象については、肯定的な意見が相対的に多いが、(1)勉強が楽しそうという印象については否定的な意見の方が多い。

なお、将来の職業に関するイメージでいえば、(2)公務員を目指す人が多そうや、(6)法曹(裁判官、検察官、弁護士)を目指す人が多そうという印象はそれなりに強いようである(前者は58.6%、後者は64.4%)。

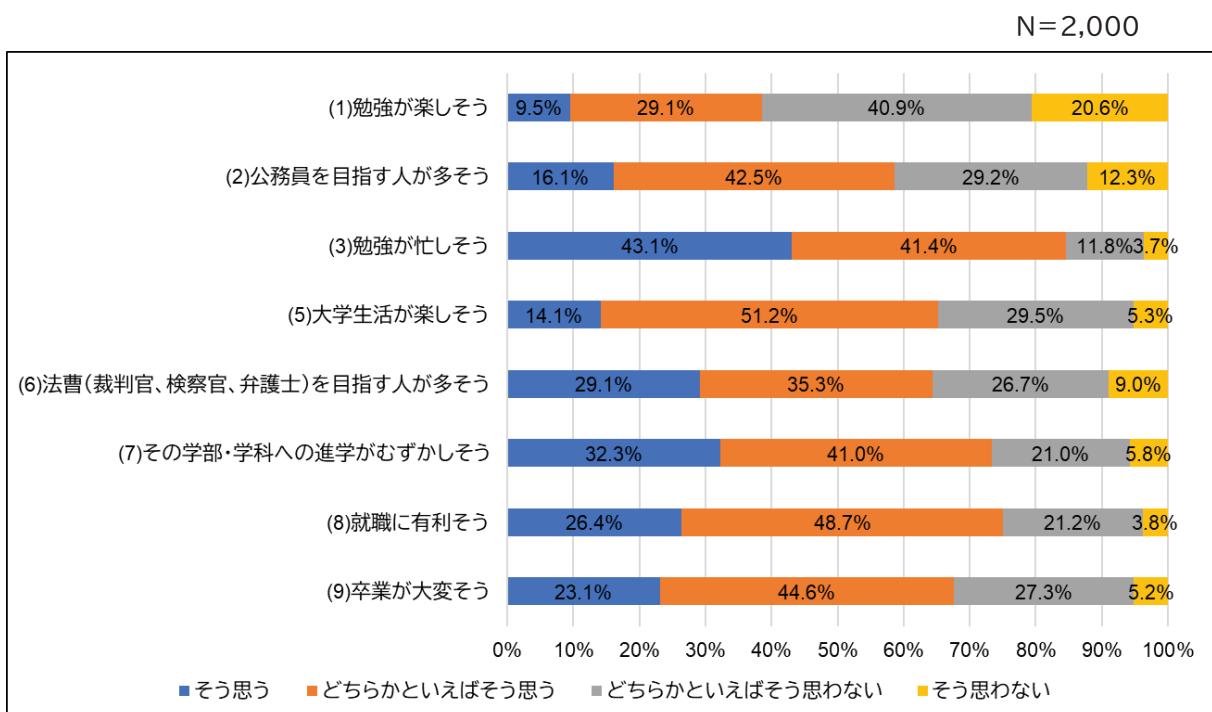


図 3-2-3 大学で法律学を学ぶことのイメージ

I -2 法曹(裁判官、検察官、弁護士)になるためには、司法試験に合格する必要があります。司法試験を受験するためには、(A)大学卒業後に法科大学院(ロースクール)に進学して所定の単位を取得するか、(B)(受験資格に制限のない)司法試験予備試験に合格する必要があります。あなたは、司法試験受験資格を得る(A)と(B)の方法について知っていましたか。

法曹資格を取得するプロセスについての保護者の知識を問うものである。結果は、下図の通りである。法科大学院と予備試験の両方について知らなかったと答えた者が37.4%であったが、逆にいえば残りの6割強は、法曹資格取得に関するプロセスについて一定の知識があったことになる。

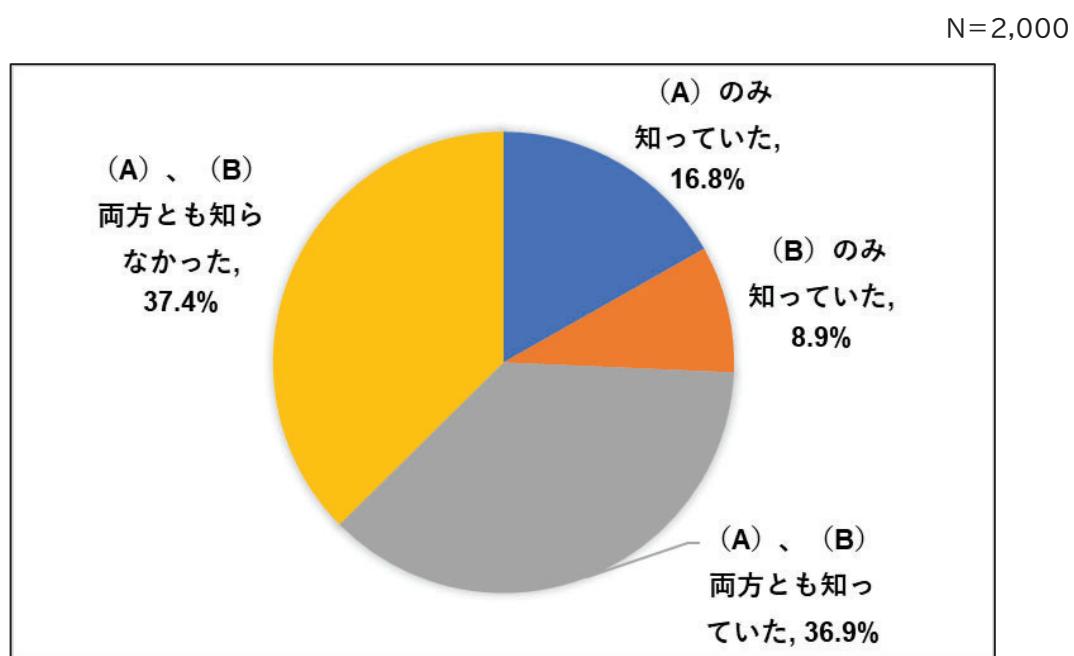


図 3-2-4 司法試験の受験資格について知っていたか

I -3 令和2年に、大学の法学部を3年で卒業し、法科大学院に進学して法曹を目指す「法曹コース(連携法曹基礎課程)」が創設されました。あなたは、この「法曹コース」について知っていますか。

近時創設された「法曹コース」についての保護者の認知度を問うている。結果は下図の通りである。司法試験受験資格に関しては一定の知識を有していた保護者が6割強であったが、法曹コースについては、「聞いたことはあるがよく知らない」まで含めれば32.7%となるが、近時新設された制度であるためか、その認知度は必ずしも高くない。

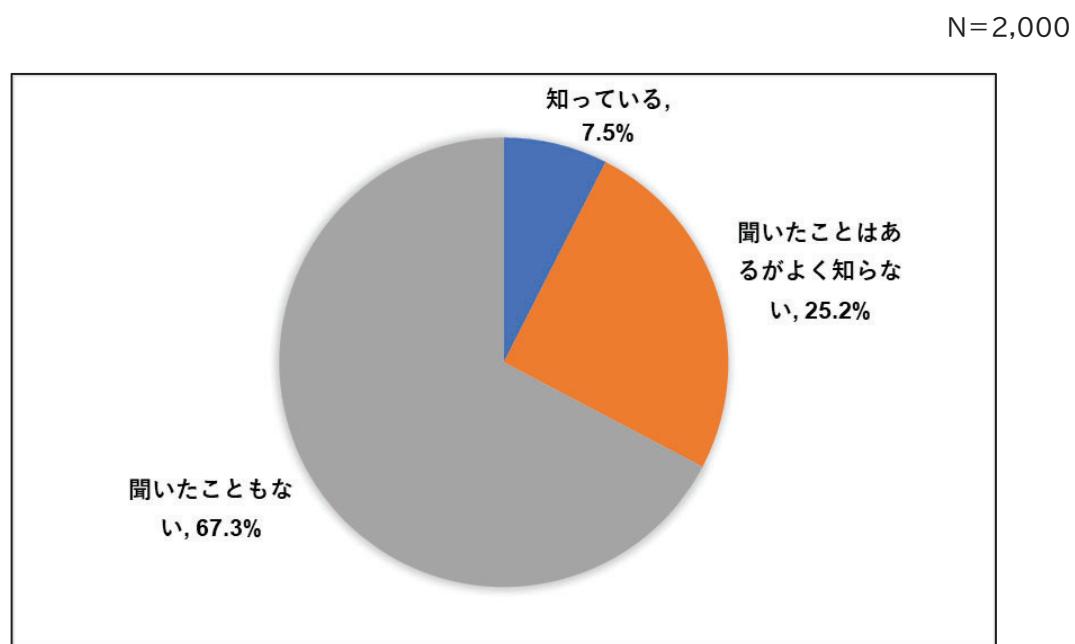


図 3-2-5 法曹コースについて知っていたか

なお、後述するII-5において、将来の子どもの職業として希望するものを尋ねているが、そこで法曹(裁判官、検察官、弁護士)を選択している保護者は、そうではない保護者よりも、法曹資格取得に関するプロセスについて、より詳しい知識を有しているかもしれない。そこで、II-5において、子どもに就いてもらいたい職業として裁判官、検察官、弁護士のうち少なくともいづれか1つを選択している保護者を「法曹志望あり」とし、それ以外の保護者を「法曹志望なし」として、本問の回答傾向を比較したのが下図である。やはり、「法曹志望あり」の保護者の方が「法曹コース」に関する認知度が高い傾向が認められるが、それでも「知っている」と答えられる保護者は17.8%にとどまっている。

法曹志望あり:N=208、法曹志望なし:N=1,792

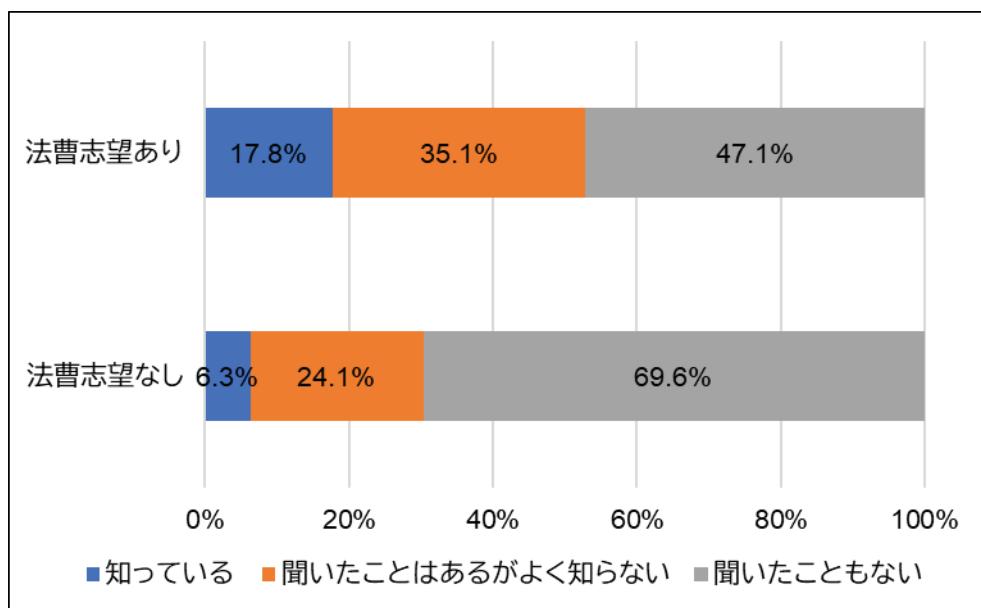


図 3-2-6 法曹コースについて知っていたか(法曹志望の有無別)

I -3-1 「Q3」で「(知っている／聞いたことはあるがよく知らない)」と答えた方におたずねします。「法曹コース」のことを知った情報源は何ですか。あてはまるものをすべてお選びください。

I -3において、「法曹コース」について「知っている」あるいは「聞いたことはあるがよく知らない」と答えた保護者に対して、その情報源を、複数選択を許容するかたちで問うている。結果は、下図の通り。情報源は圧倒的に新聞やネット記事が多く(74.8%)、家族や友人・知人からが、それに続いているものの21.4%にとどまっている。学校や塾といった教育機関が情報源となることは、まったくないわけではないが、比較的稀なことのようである(学校は10.1%、塾は3.4%)。

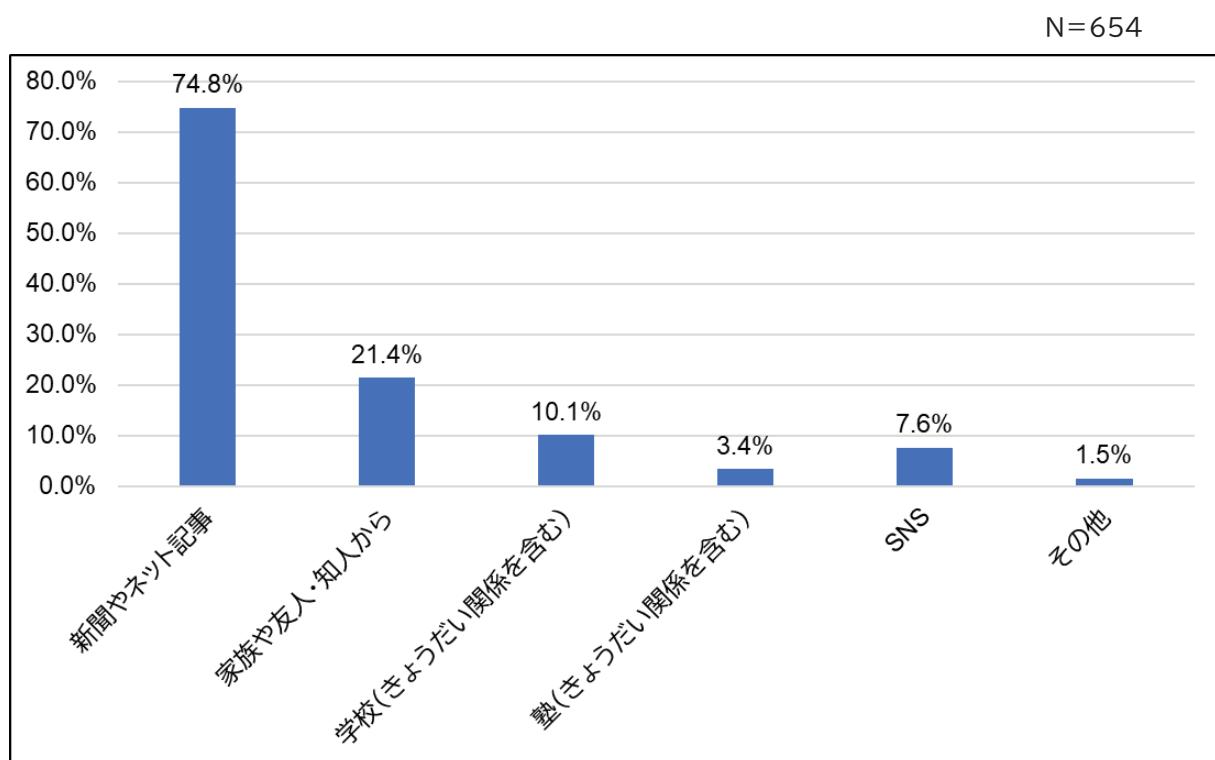


図 3-2-7 法曹コースを知った情報源

I-4 あなたは、自分の(高校1年生 男子／高校1年生 女子／高校2年生 男子／高校2年生 女子／高校3年生 男子／高校3年生 女子)のお子さまが法曹コースに進学することに関心がありますか。

法曹コースに子どもを進学させることへの関心度を尋ねている。結果は下図の通りであり、関心はないが最多で55.3%である。

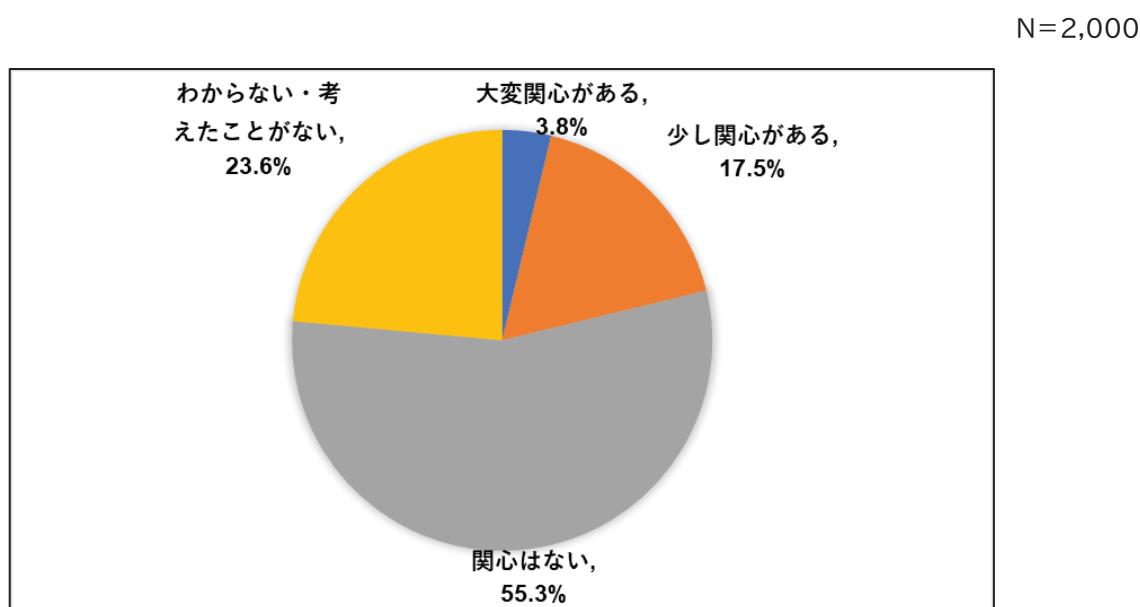


図 3-2-8 子どもが法曹コースに進学することに関心があるか

ただし、I-3に関連してすでに述べたが、本保護者調査においては、後述するII-5の結果に基づいて指摘するように、必ずしも子どもの職業として法曹を希望していない保護者が大部分であり、法曹コースに対する関心が低いのは、極めて自然な結果である。そこで、I-3と同様に、保護者を「法曹志望あり」と「法曹志望なし」に分けて本問の回答分布をみたのが下図である。ここでも、「法曹志望なし」の保護者に比して、「法曹志望あり」の保護者の方が、関心が高く、「大変関心がある」と「少し関心がある」とを合わせると、関心がある保護者の割合は75.9%である。

法曹志望あり:N=208、法曹志望なし:N=1,792

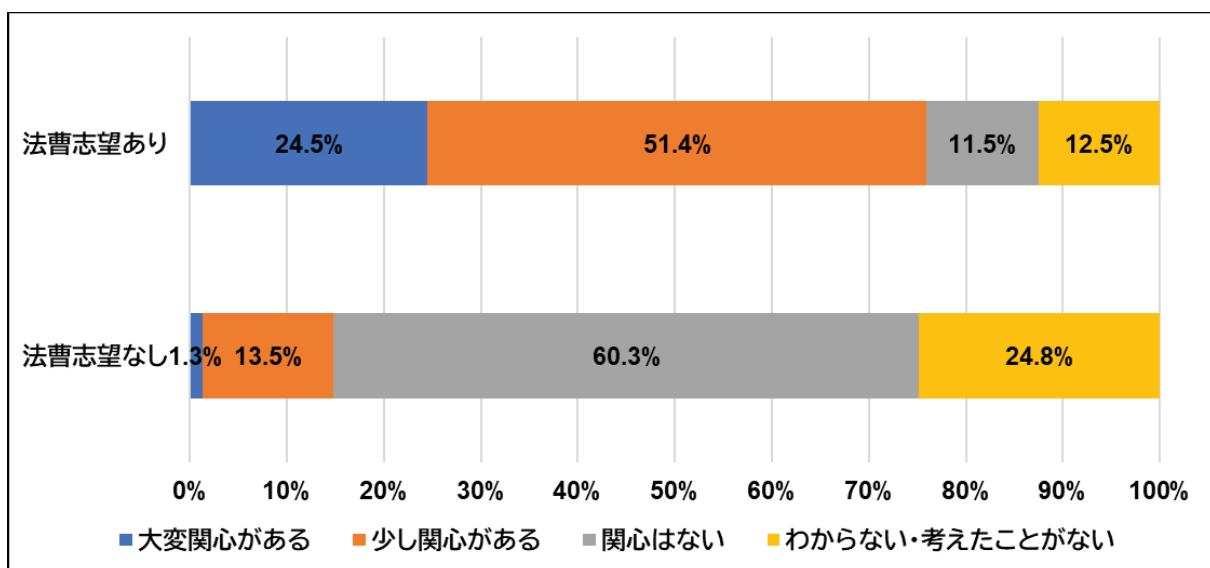


図 3-2-9 子どもが法曹コースに進学することに関心があるか(法曹志望の有無別)

II-5 あなたは、以下の職業のうち、将来(高校1年生 男子／高校1年生 女子／高校2年生 男子／高校2年生 女子／高校3年生 男子／高校3年生 女子)のお子さまについてほしいと思うものにはありますか。あてはまるものをすべてお選びください。

「Ⅱお子さまの将来の職業イメージに関する質問」の冒頭Q5では、子どもの将来の職業に関する親の希望を、複数選択を許容するかたちで尋ねている。ただし、「本人の意思を尊重したい」と「以上のいずれもあてはまらない」は、これらのうちいずれかを選択すると、他の選択肢を選ぶことはできない設計となっている。結果は下図の通りであるが、まず、半数近くの45.1%が「本人の意思を尊重したい」を選択している。それ以外では、公務員を選択する者が多くとも多く24.1%であり、それに次いで17.3%の者が会社員を選択している。専門職という意味では理系のエンジニア等や薬剤師が10%強選ばれているが、弁護士を選ぶ者の割合は8.8%で、これは医師や教師・教員と同水準である。それに比べると裁判官や検察官を選ぶ者の割合はやや低いが、それぞれ、5.4%と5.3%が選択している。なお、裁判官・検察官・弁護士のいずれか1つでも選択している、すなわち、子どもの将来の仕事として法曹を志望している保護者は208人で、10.4%である。

N=2,000

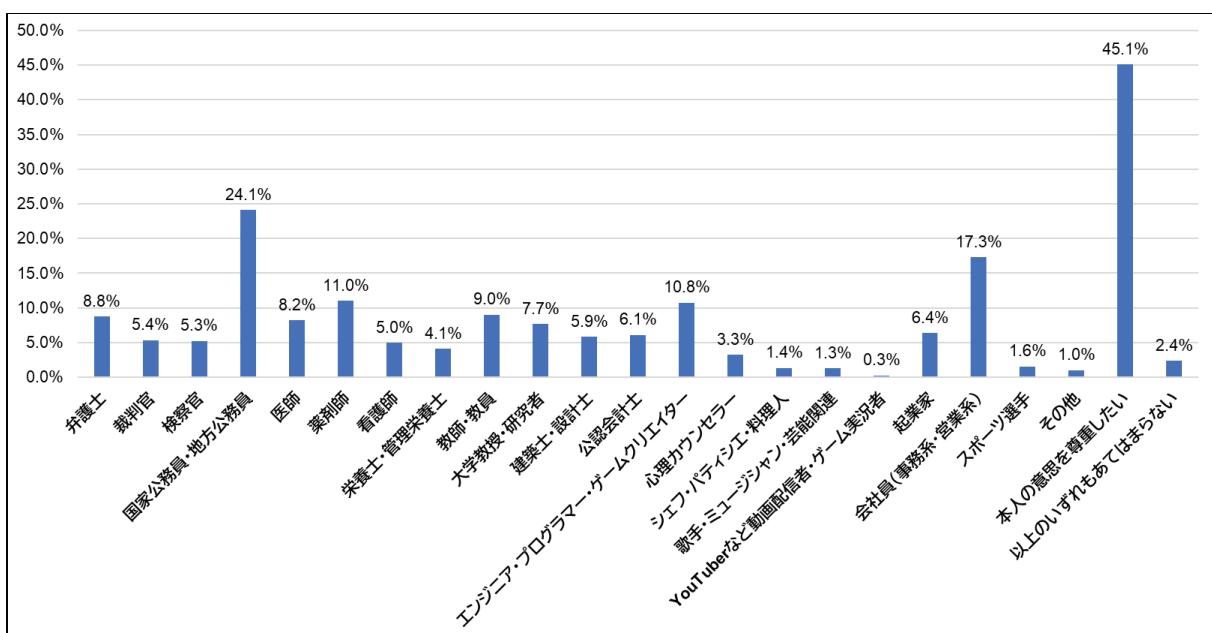


図 3-2-10 子どもに就いてほしいと思う職業

II-5-1 「Q5」で選んだ以下の職業のうち、もっともついてほしい職業は何ですか。

さらに、子どもに就いてほしい職業について、もっとも就いてほしいと思うものを1つ選んでもらっている。この問いは、まずQ5において何らかの職業を選択した者に限定して尋ねられているため(すなわち、「本人の意思を尊重したい」と「以上のいずれもあてはまらない」を選んだ者を除外しているため)、本間に回答した者は1,051人と約半数である。

この回答分布は下図の通りであるが、II-5で示した結果と同様に、公務員と会社員を希望する保護者が多いことが分かる。法曹を子どもの職業の第一希望に考えている保護者も存在するが、その割合は小さい。特に、複数希望を許容していたQ5では、弁護士を選ぶ割合は、医師や教師・教員と同水準であったが、第一希望について尋ねた本問では、弁護士を選ぶ保護者の割合が、これらの職業を選ぶ保護者の割合よりも小さくなっている。また、裁判官・検察官・弁護士のいずれかが、子どもにもっとも就いてほしい職業であると答えた者は75人で、7.1%である。

N=1,051

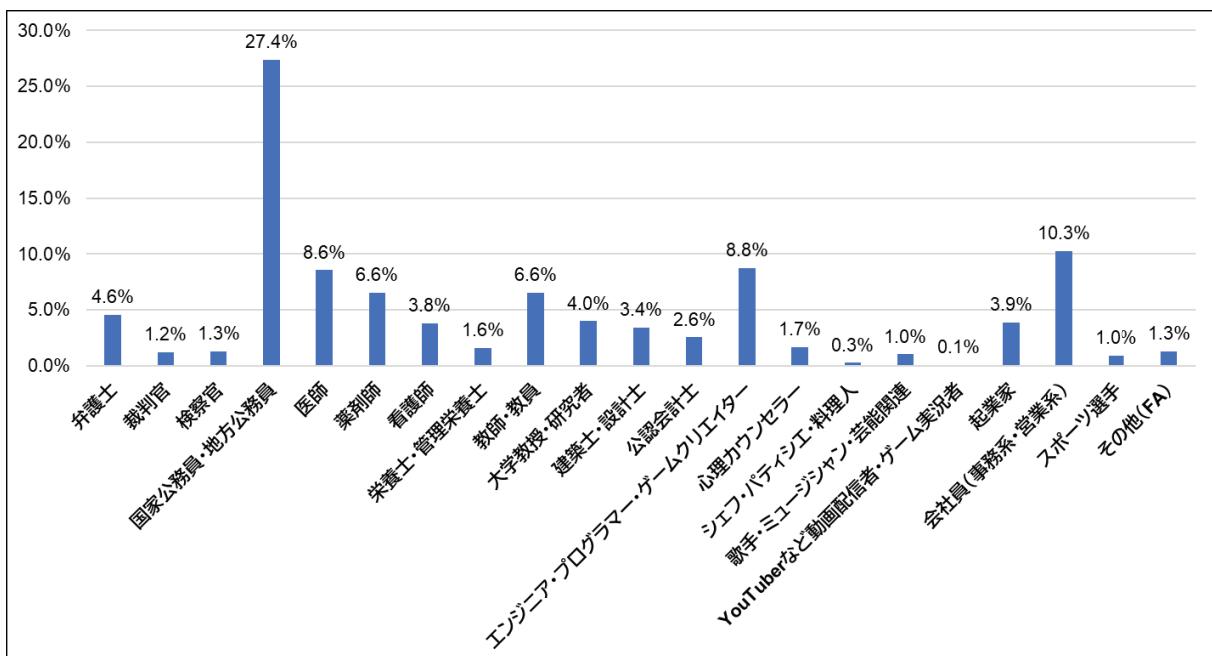


図3-2-11 もっとも就いてほしいと思う職業

ここで、各職業について、複数選択を許容した場合に、その職業を子どもの将来の職業として希望すると答えた者のうち、第一希望を選択するように求めた場合にも当該職業を選択した者の数の割合を算出した。その結果は、下図の通りである。職業ごとに分母の値が異なるために単純な比較はできないが、法曹に関しては、子どもがその職業に就くことを希望する

としても、それが必ずしも第一希望の職業ではないことが多いようである。ただ、法曹全体で括ると、II-5において法曹を希望した保護者は208人で、II-5-1で第一希望として法曹を選択した保護者は75人であったことから、その割合は36.1%である。医師や公務員ほどではないが、法曹になることを希望する保護者は、子どもが法曹となることを第一の希望としている者が一定数含まれているようである。

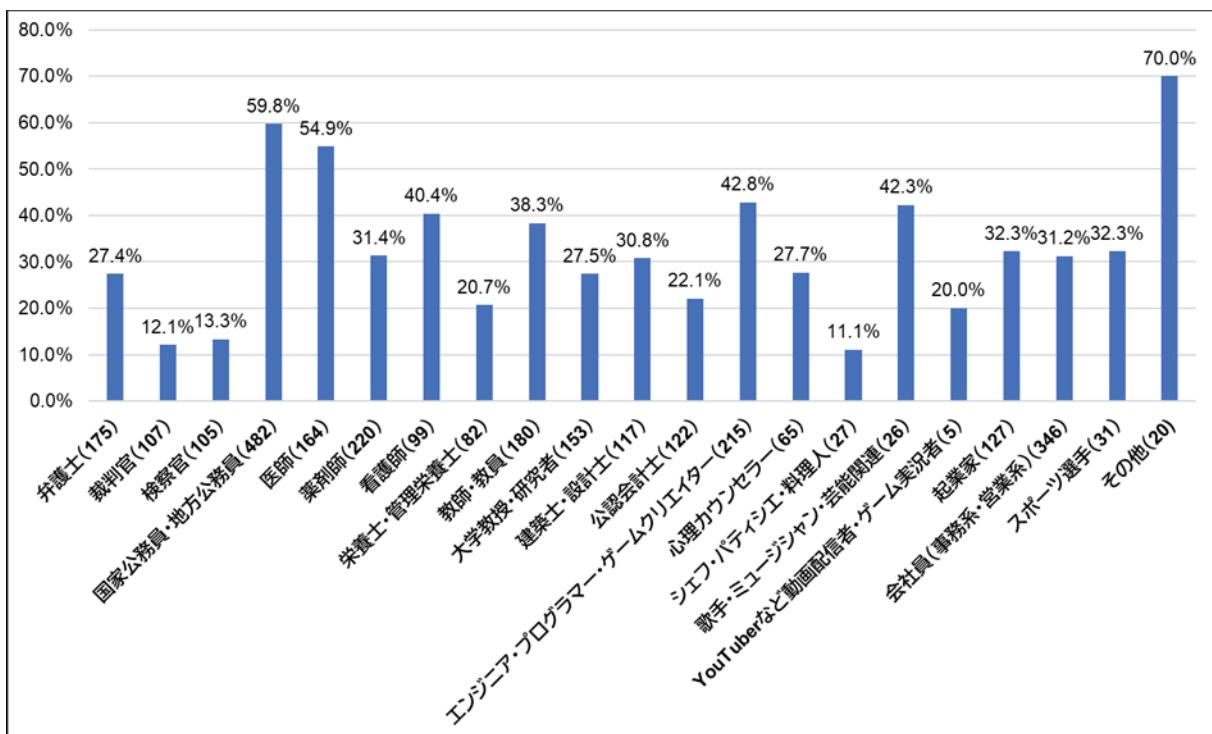


図 3-2-12 もっとも就いてほしいと思う職業

注:各職業名の後のカッコ内の数値はII-5-1で各職業を選択した者の数

**II-6 あなたの(高校1年生 男子／高校1年生 女子／高校2年生 男子／
高校2年生 女子／高校3年生 男子／高校3年生 女子)のお子さまが将
来の職業を考えるにあたって、以下のことはどの程度重要だと思いますか。
あてはまるものをそれぞれ1つお選びください。**

子どもの将来の職業において重視する事柄について7項目から尋ねたところ、いずれの項目についても肯定的な回答が多いことが認められる。とりわけ、経済面への関心が強くみられるが、(7)高収入であることは「どちらかといえば重要である」という意見が多く、それよりも(1)経済的に安定した職業であることが重視されていることが分かる。また、(6)仕事と私生活のバランスがとれる職業であることも重視されており、それに続いて(4)面白い仕事ができる職業であること、(2)社会に貢献できる職業であることが重視されている。それらに比べると、(3)周囲から尊敬される職業であることや、(5)国際的に活躍できる職業であることの重要度は相対的に低いようである。

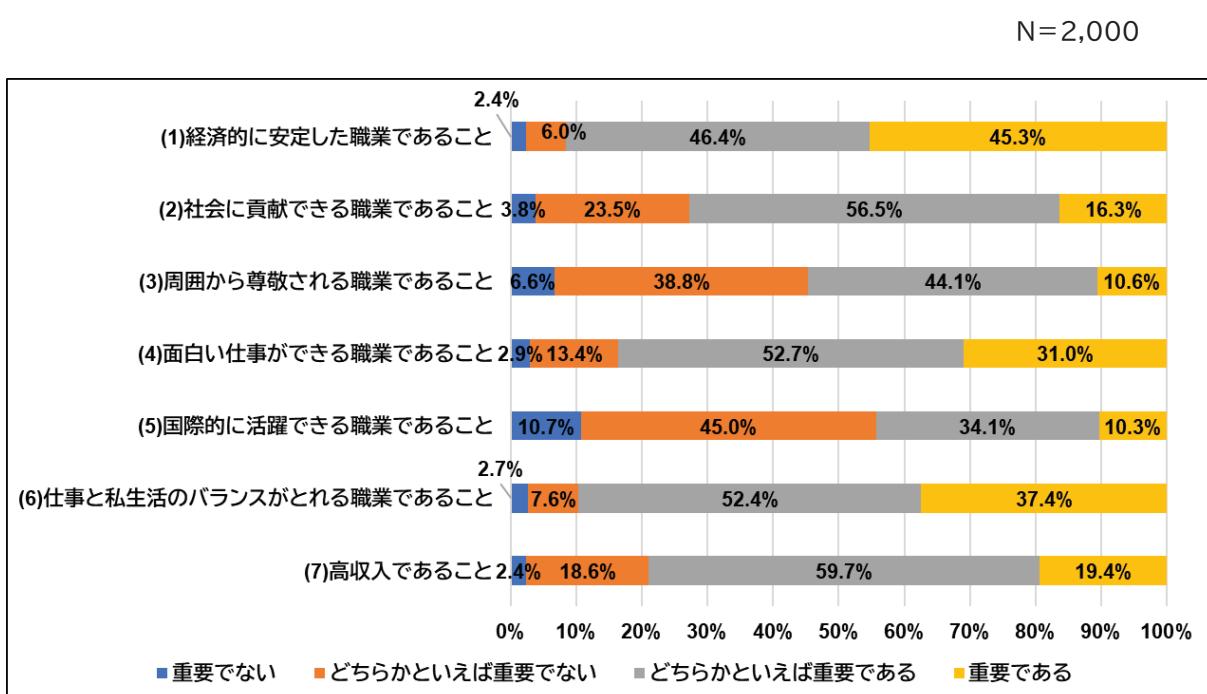


図 3-2-13 将來の職業を考えるにあたって重要なこと

II-7 あなたは法曹(裁判官、検察官、弁護士)にどのようなイメージを持つていますか。あてはまるものをそれぞれ1つお選びください。

法曹のイメージについて 9 項目から尋ねたところ、その結果は下図の通りである(なお、項目(3)は、「そう思わない」を選択するよう指示しており、この指示に反した回答を除外するためのものであるため、ここでは省略している)。法曹に関するネガティブな印象を尋ねた項目(項目(2)、(5)、(7))は、ややネガティブな印象を持つ者の方が多いものもあるが、比較的賛否が拮抗している。

それに対して、それ以外のポジティブな項目については、一部の例外はあるが概して肯定的な意見が多数を占める(項目(1)、(4)、(6)、(10))。まず、(1)経済的に安定している職業だという印象は強く、88.3%がそう思うという方向で回答している。(10)性別に関係なく活躍できる職業だという印象も強く、77.7%がそう思うという方向で回答している。(4)人や社会の役に立つ職業だ、および(6)人々から尊敬される職業だという印象も非常に強く、そう思うという方向で回答している割合は、それぞれ93.2%と84.8%である。

他面で、(8)面白い仕事ができる職業だという印象に肯定的な意見は、ここまで少なくなっているものの、そう思うという方向での回答の割合は48.5%と半数には届いていない。さらに、(9)仕事と家庭を両立できる職業だという印象に至っては、そう思うという方向での回答をする者の割合が28.1%にとどまっている。

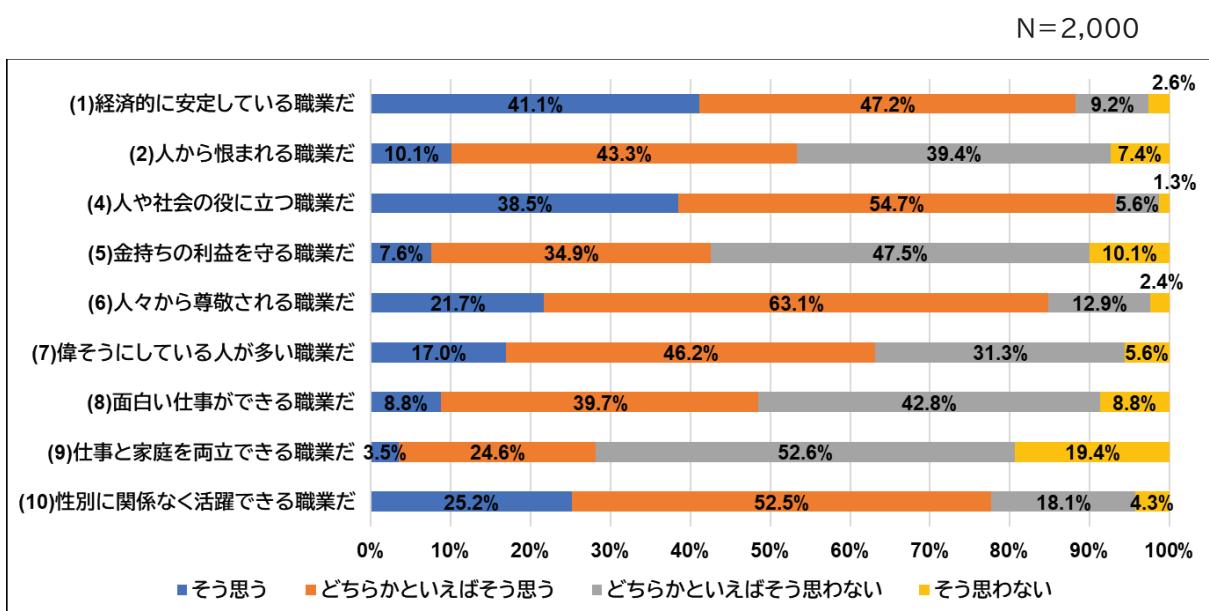


図 3-2-14 法曹のイメージ

II-8 あなたの(高校1年生 男子／高校1年生 女子／高校2年生 男子／高校2年生 女子／高校3年生 男子／高校3年生 女子)のお子さまはすでに将来の進路を決めていらっしゃるかもしれません、以下は仮のお話としてお答えください。あなたは、(高校1年生 男子／高校1年生 女子／高校2年生 男子／高校2年生 女子／高校3年生 男子／高校3年生 女子)のお子さまが将来の職業として、法曹を目指したいと言つたらどのように思いますか。

仮に子どもが法曹を志望すると言ったときに、どのように反応するかを尋ねたところ(Q8)、結果は、下図の通りであった。明確に反対するとの意見はほとんどなく(4.4%)、多くは賛成するとの意見であった。子どもの将来の職業として法曹を第一希望とする保護者は必ずしも多くはないが、子どもが法曹を志望したいと述べた場合には、多くの保護者はそれに賛成するようである。

N=2,000

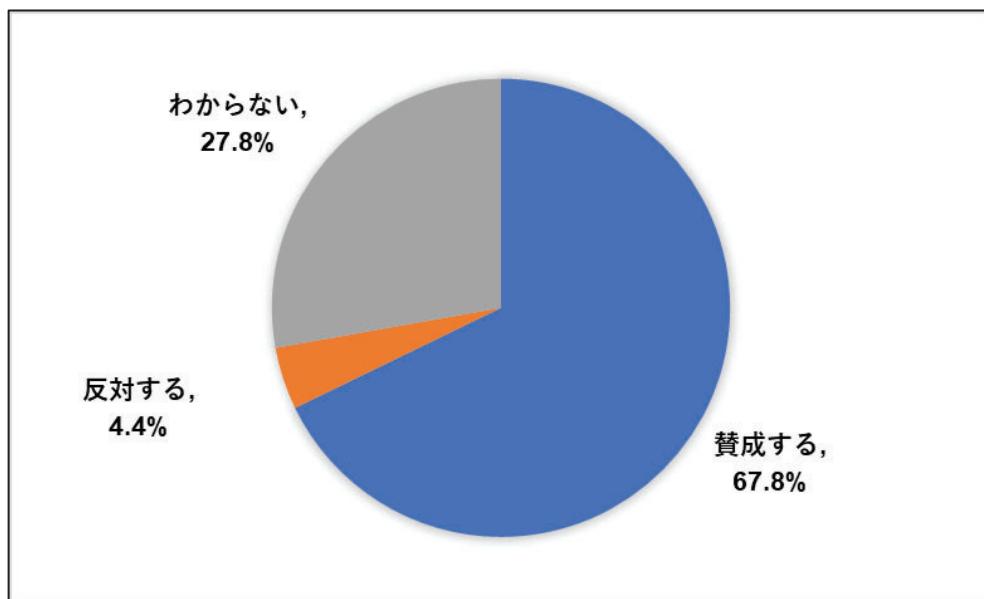


図 3-2-15 子どもが法曹を目指したいと言つたらどう思うか

II-8-1 「Q8」で「賛成する」と答えた方におたずねします。あなたの(高校1年生 男子／高校1年生 女子／高校2年生 男子／高校2年生 女子／高校3年生 男子／高校3年生 女子)のお子さまが法曹を志望される場合、以下のような機会は有益だと思いますか。あてはまるものをそれぞれ1つお選びください。

Q8 で「賛成する」と答えた保護者に、仮に子どもが法曹を志望する場合に、どのような機会があることが有益であるかを、4項目から尋ねた。基本的にいずれの項目も有益であるという評価が高いが、とりわけ(3)法曹の仕事について知る機会の有益性評価が最も高い。

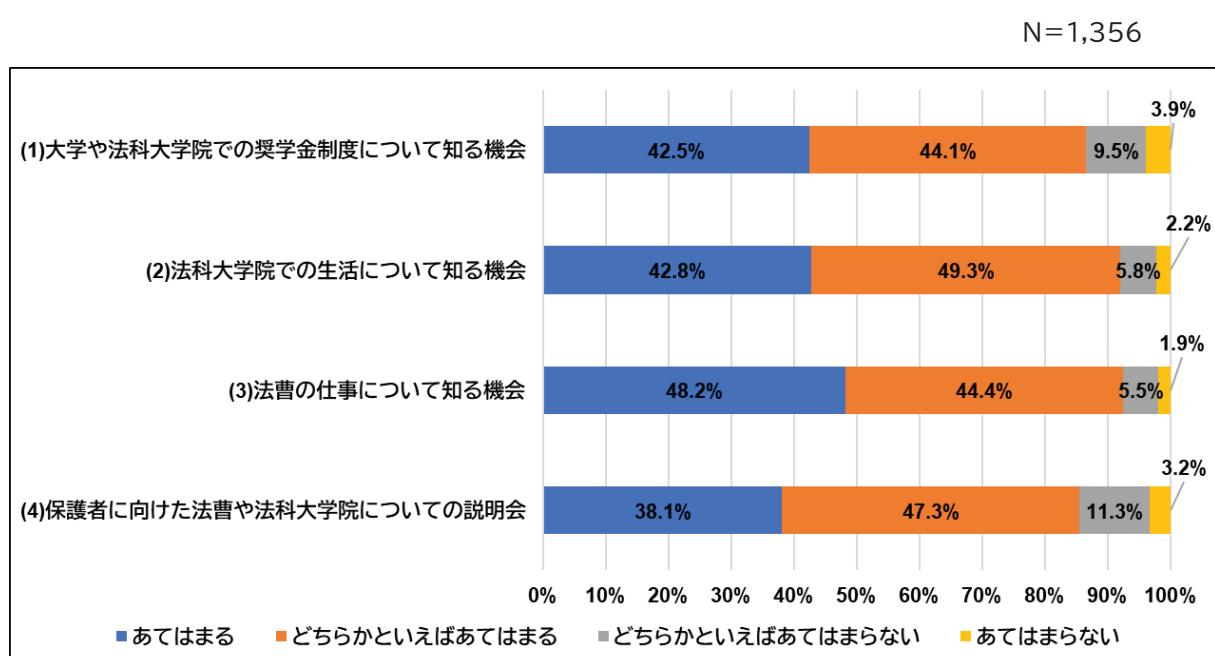


図 3-2-16 子どもが法曹を志望する場合に有益だと思う機会

II-8-2 「Q8」で「(反対する／わからない)」と答えた方におたずねします。 その理由は何でしょうか。あてはまるものをそれぞれ1つお選びください。

Q8 で「反対する」あるいは「わからない」と答えた保護者に、その理由を、7項目から尋ねた。いずれの項目についても概して肯定的な回答が多い。とりわけ、(1)司法試験が難しいから、あるいは(4)子どもに法曹の仕事の適性がないと思うから、といった資格の難しさについて、肯定する意見が多い(前者は77.2%、後者は75.6%)。あわせて、(2)法曹資格取得までの時間的負担が大きいからと、(3)法曹資格取得までの経済的負担が大きいからという、資格取得までの負担の大きさに対する肯定回答も多い(前者は78.3%、後者は74.5%)。また、(5)法曹になつたら家庭との両立が大変そだからや、(7)自分は法曹の仕事には魅力を感じないからにも、それなりの肯定回答が集まっている(前者は68.3%、後者は60.9%)。なお、II-7で述べたように、法曹は経済的に安定しているというイメージが強く、そのことからすれば、(6)法曹になっても十分な収入を得られるかわからないからの肯定回答の割合が51.4%で、7項目中一番小さい値であることは理解できるが、しかし、それでも子どもの法曹志望に対して消極的な保護者においては、経済的な面でも懸念を示す者が、わずかではあるが半数を超えている。

N=644

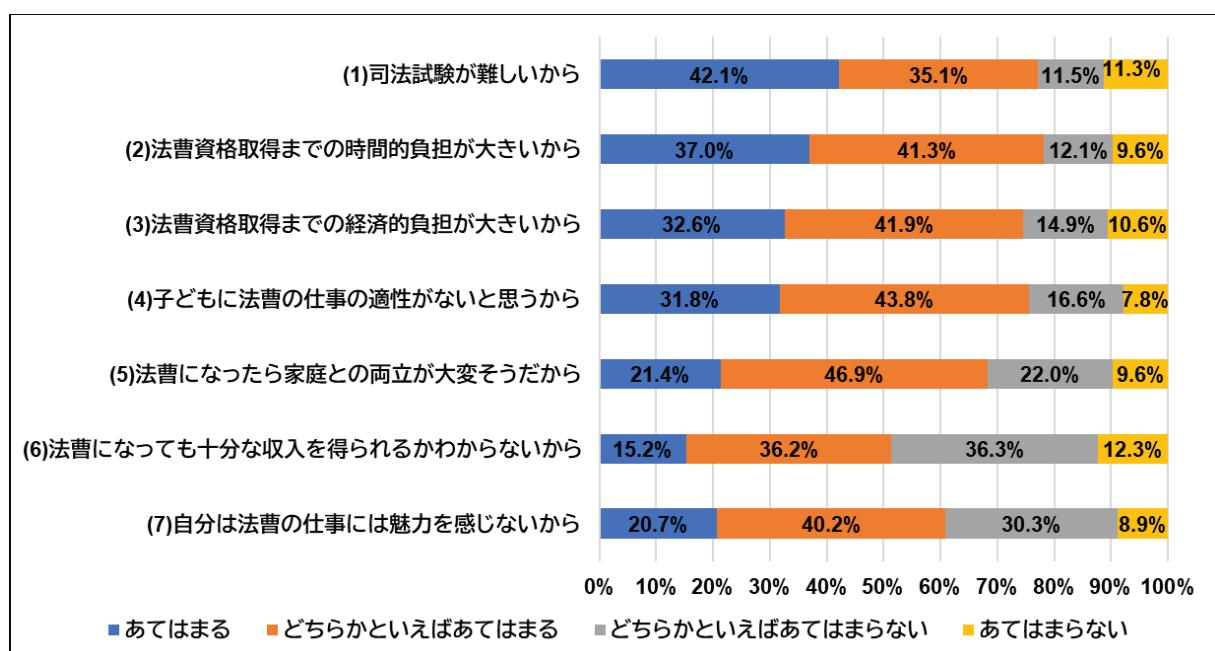


図 3-2-17 子どもが法曹を目指すことに反対する理由

3 若手法曹アンケートの結果

(1) 調査票の構成

本調査は、修習 74 期および 75 期の法曹を対象に、Web 調査として実施した。調査依頼は最高裁判所、検察庁、日本弁護士連合会のそれぞれを通じて行った。配布数は、裁判官 149 人、検察官 142 人、弁護士 2,412 人である。有効回収数は 411 ケースであるが、不完全回答もあるため、以下の分析では合計数が必ずしも 411 とはならない。

質問紙は、フェイスシート項目(QI-1~6)に続き、法曹を将来の進路として視野に入れた時期とそのきっかけに関する質問(QII-1~2)、法曹を将来の第一志望進路とした時期とそのきっかけに関する質問(QII-3~4)、法曹を目指す決意をした後の不安(QII-5)、法曹の魅力(QII-6)を尋ねている。

(2) 結果の概要

回答者の属性(I あなた自身について)

有効回答のうち裁判官は 98 人(回収率 65.8%)、検察官 52 人(同 36.6%)、弁護士 241 人(同 10.0%)となる(QI-3)。現在の職業別に年齢構成をみたものが図 3-3-1 である(QI-1、QI-3)。いずれの職業においても 20 代後半がもっとも多い。また裁判官・検察官について、41 歳以上は 0 人である。また、同じく性別を示したものが図 3-3-2 である(QI-2、QI-3)。女性比率は、裁判官 35.1%、検察官 48.1%、弁護士 20.4%となる(「3 その他・答えたたくない」を除き男女比で計算)。なお、司法修習終了時点での進路別人数では、74 期と 75 期の合計で、裁判官 149 人中女性 53 人で 35.6%、検察官 143 人中 63 人で 44.1%、弁護士 2,102 人中 538 人で 26.0%であった。

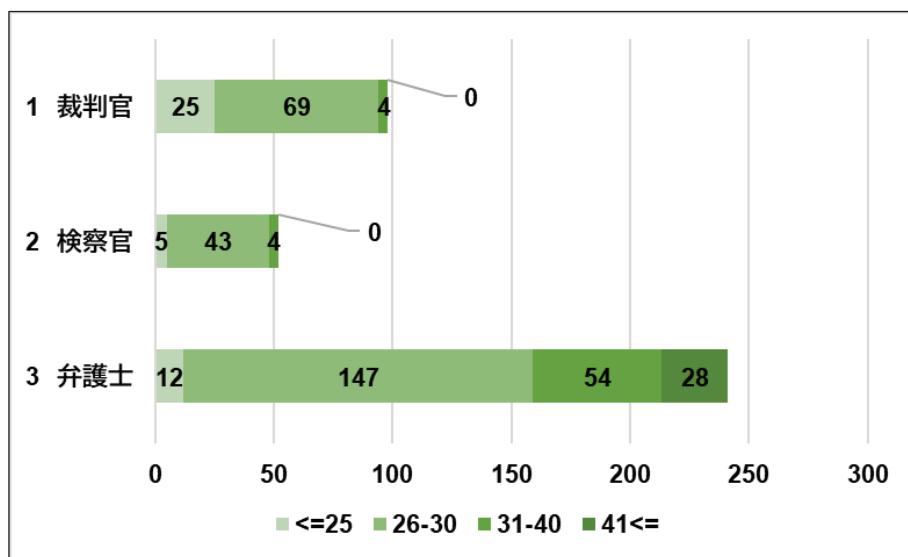


図 3-3-1 職業別にみた年齢構成(人)

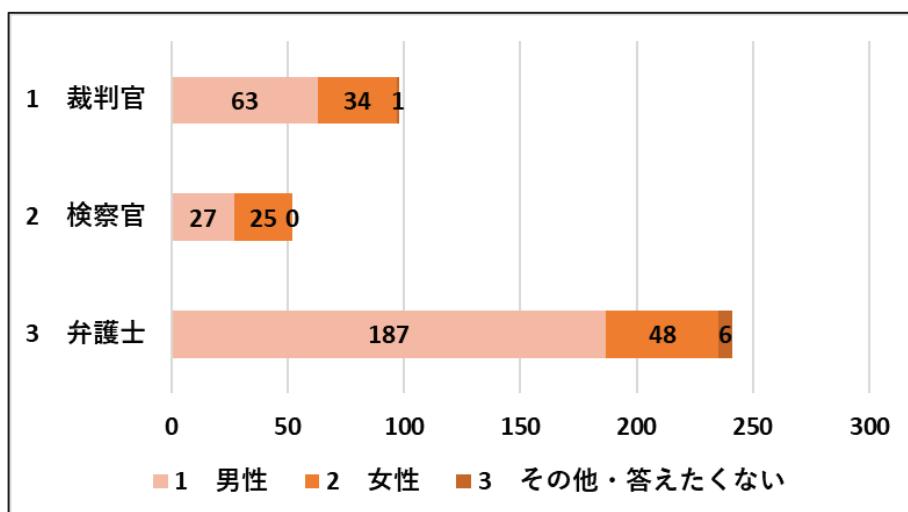


図 3-3-2 職業別にみた性別(人)

弁護士の所属事務所規模を示したものが図 3-3-3 である(QI-3、QI-3-1)。10 名未満の事務所に所属している者が概ね半数となっている。

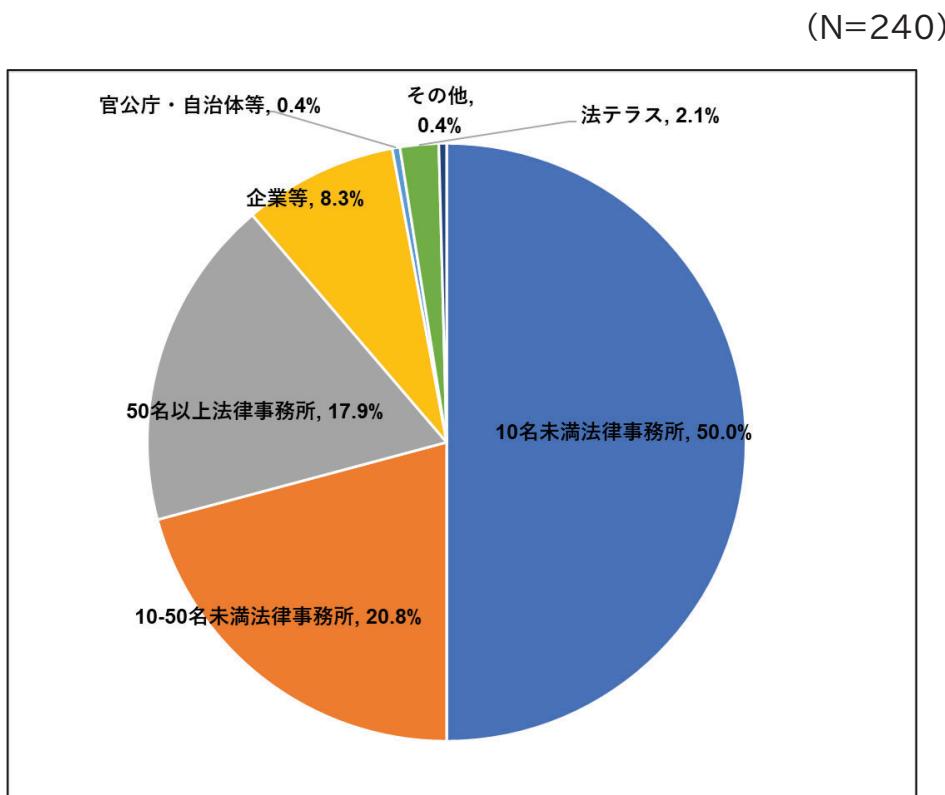


図 3-3-3 弁護士の所属事務所規模別

大学(学部)を卒業した者は、375 人で、内 326 人(86.9%)が法律系の学部を卒業している。法律以外の文系が 41 人(10.9%)、理系が 8 人(2.1%)である(QI-4、QI-4-1)。理系 8 人のうち、裁判官が 1 人で残り 7 人は弁護士である(QI-3、QI-4-1)。

有効回答者のうち、職業別に予備試験の受験者の割合を図 3-3-4 に示した(QI-3、QI-5、QI-5-1)。カッコ内の数字は、合否にかかわらず予備試験を受験したことがあると答えた人数である。すなわち、この質問に回答した裁判官の回答者 96 名のうち、予備試験を受験したことがある者は 86 名であった。そして、裁判官は半数強が予備試験に合格しており、検察官や弁護士よりもその割合が大きい。

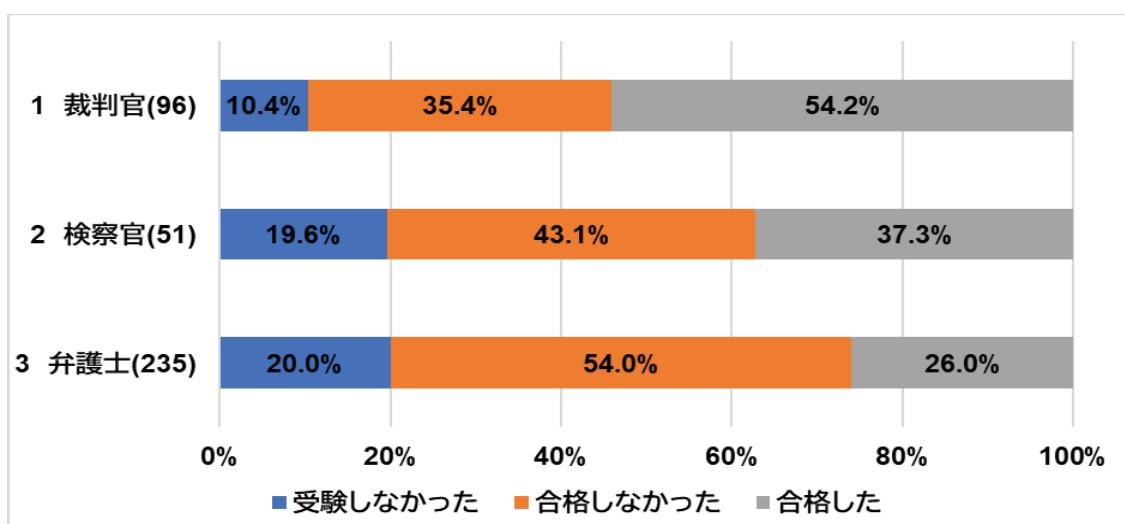


図 3-3-4 予備試験の受験・合格状況

同じく、法科大学院の在籍・修了状況を職業別にみたものが図 3-3-5 である。いずれの職業でも「法科大学院既修修了」が 60% を超えている。他方で、裁判官の「法科大学院在籍なし」の割合が他の職業に比べ大きくなっている。各職業の後ろの数字は、回答者数を表している。

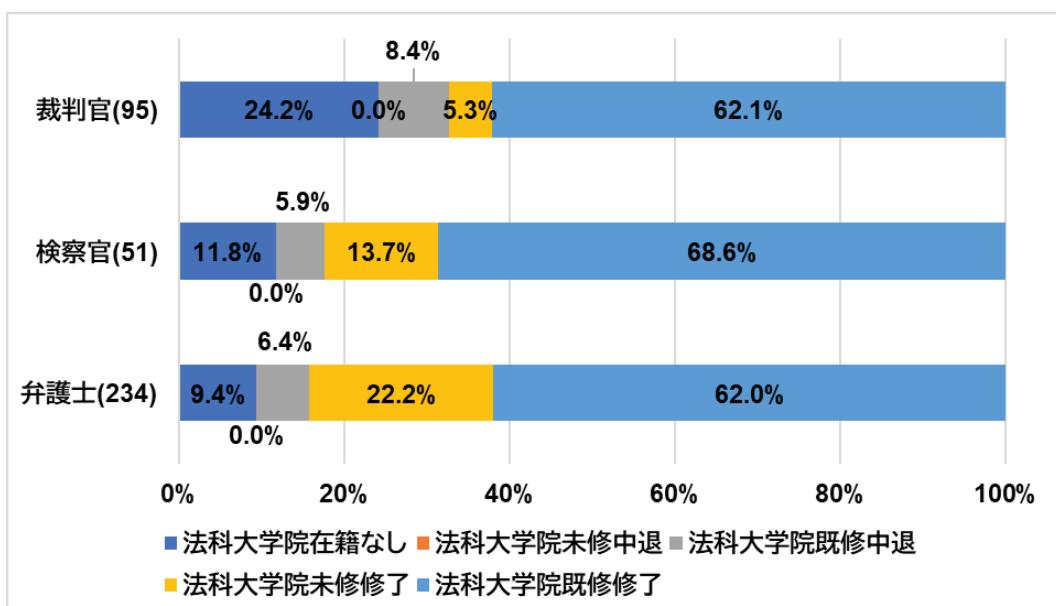


図 3-3-5 職業別の法科大学院在籍・修了状況

II-1～II-4 法曹を志望した時期や契機について

法曹を志望した時期については、まず、小学生、中学生、高校生、大学生、そして社会人の間に、弁護士・裁判官・検察官を含む 20 職種から、視野に入れていた職業をすべて選択するように求めている(Q II-1(1)～(5))。表 3-3-1 に、それぞれの職種について選択された割合を示した。この調査は、結果として現在、法曹三者のいずれかになっている者を対象としていることから、法曹三者に関心を持っている者が多くなることは想定される。その上で、小学生の頃から大学生の頃までの選択率の推移を比較すると、法曹三者(01、02、03)とも徐々にその割合が増えていることがわかる。他方で、小学生の頃には選択率が 10%を超えていた医師(05)、教師・教員(09)、大学教授・研究者(10)、スポーツ選手(20)は成長段階とともにその選択率を下げている。

表 3-3-1 視野に入れていた職業(多重回答)の比率

	小学生 の頃	中学生 の頃	高校生 の頃	大学生 の頃	社会人 の間
有効回答数(n)	378	373	373	367	115
(1-01)弁護士	22.0%	28.2%	40.5%	67.0%	68.7%
(1-02)裁判官	4.8%	9.1%	13.4%	21.3%	17.4%
(1-03)検察官	9.0%	18.2%	26.8%	34.3%	20.0%
(1-04)国家公務員・地方公務員	15.3%	19.8%	23.1%	22.6%	8.7%
(1-05)医師	13.8%	11.0%	8.0%	0.0%	0.9%
(1-06)薬剤師	1.3%	1.3%	0.5%	0.3%	2.6%
(1-07)看護師	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%
(1-08)栄養士・管理栄養士	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
(1-09)教師・教員	10.1%	10.5%	6.4%	3.5%	1.7%
(1-10)大学教授・研究者	11.9%	10.2%	12.1%	8.7%	4.3%
(1-11)建築士・設計士	3.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.9%
(1-12)公認会計士	0.8%	1.1%	1.6%	0.5%	0.9%
(1-13)エンジニア・プログラマー・ゲームクリエイター	4.0%	3.8%	3.5%	1.4%	0.9%
(1-14)心理カウンセラー	1.1%	2.1%	2.9%	0.3%	0.0%
(1-15)シェフ・パティシエ・料理人	4.8%	1.9%	0.3%	0.0%	0.9%
(1-16)歌手・ミュージシャン・芸能関連	3.2%	2.1%	1.3%	0.8%	2.6%
(1-17)YouTuber など動画配信者・ゲーム実況者	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.9%
(1-18)起業家	1.6%	2.1%	2.4%	3.0%	6.1%
(1-19)会社員(事務系・営業系)	9.8%	12.3%	13.4%	15.8%	14.8%
(1-20)スポーツ選手	12.4%	4.8%	2.1%	0.3%	0.0%
(1-21)その他	9.8%	6.7%	5.6%	3.0%	6.1%
(1-22)まだなにもなかった	21.4%	15.8%	10.5%	3.3%	9.6%

QII-3 では、「将来の職業として法曹を第一志望とした時期」を尋ねている。先の QII-1 で弁護士、裁判官、検察官のいずれかを選択しているケースを「将来の職業として法曹を視野に入れた時期」として、QII-3 と組み合わせて人数で示したものが図 3-3-6 である。法曹を第一志望としたのは「大学生の頃」が 109 人(有効 235 人中、46.4%)と半数近い。同じく「小学生の頃」は 44 人(18.7%)、「中学生の頃」は 29 人(12.3%)、「高校生の頃」は 38 人(16.2%)となる。中学生以前に法曹を第一志望としている者は 73 人(31.1%)であり、高校生までの累計では 111 人(47.2%)が第一志望としている。約半数が大学生になる前に法曹を第一志望としている点は注目に値する。

また、「第一志望とした時期」ごとに「(最初に)視野に入れた時期」がいつなのかをみると、「中学生の頃」(29 人中 23 人)、「高校生の頃」(38 人中 19 人)、「大学生の頃」(109 人中 63 人)と、すべて「(最初に)視野に入れた時期」と第一志望とした時期が一致している割合、すなわち視野に入ってきた際に第一志望として志望した割合が一番大きい。

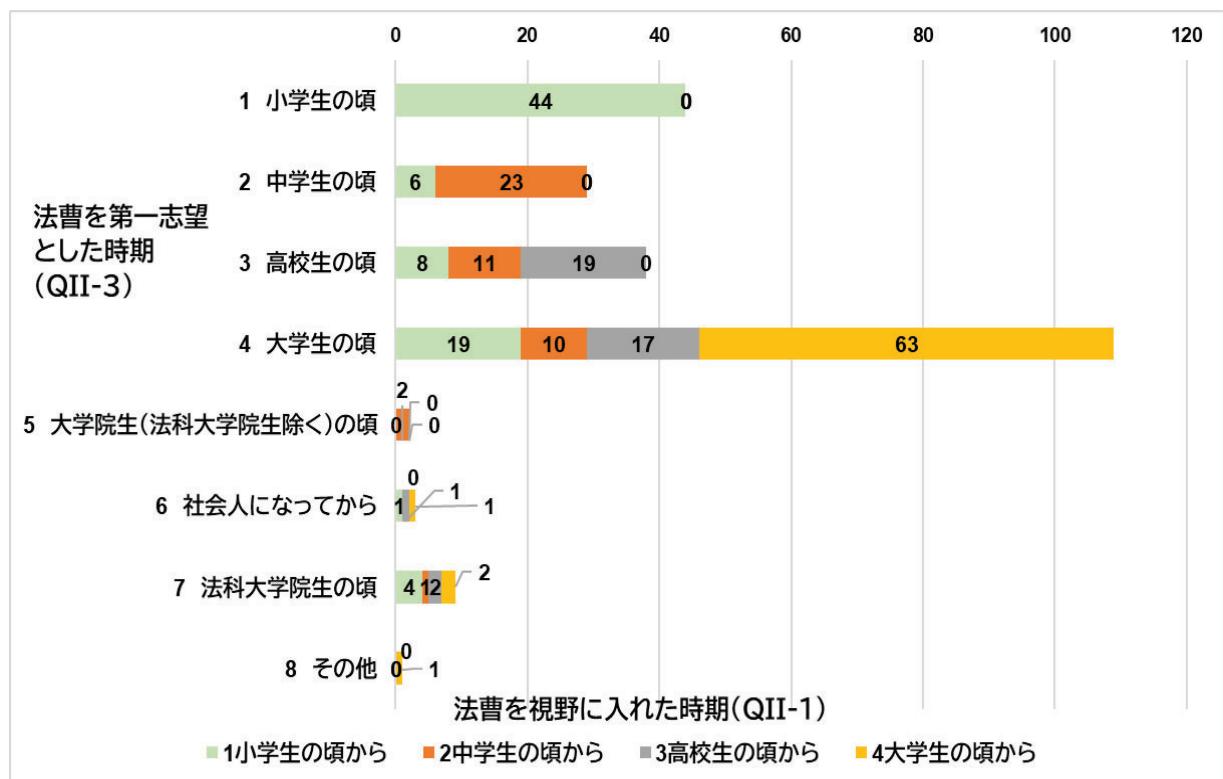


図 3-3-6 法曹を視野に入れた時期と第一志望とした時期

将来の職業として法曹を視野に入れたきっかけについては QII-2(多重回答)でたずね、さらに調査時点からみて現在の職業についているきっかけとして「もっとも重要」だったものについて同じ選択肢で、QII-4(択一回答)で尋ねている。これらを合わせて図 3-3-7 に示した。

「視野に入れたきっかけ」としては、「12 法律学を学ぶ学部・学科に進学したこと」(121人)、「4 ドラマ・映画」(94人)、「9 実際にその職業の人に会ったり、関わったりした経験があること」(84人)である。同じ3項目が「もっとも重要なきっかけ」であり、「12 法律学を学ぶ…」(72人)、「9 実際にその職業の人に……」(68人)、「4 ドラマ・映画」(23人)となる。

これらの選択項目のうちメディア経由である「2 小説・漫画」「3 新聞・雑誌等の記事」「4 ドラマ・映画」「5 ドキュメンタリー番組など」「6 SNS や YouTube 配信」をまとめると「視野に入れたきっかけ」としての選択数合計は延べ 165 人、そのうち「もっとも重要なきっかけ」としては 38 人となる。直接的な人間関係の存在である「7 親族にその職業の人がいること」「8 知り合いにその職業の人がいること」「9 実際にその職業の人に会ったり、関わったりした経験があること」をまとめると「視野に入れたきっかけ」として選択しているのは延べ 121 人、そのうち「もっとも重要なきっかけ」としては 86 人となる。

視野に入れたきっかけで「15 その他」を選択した 53 人中には、「自己・家族・知人の紛争や刑事手続の経験」を挙げているものが 9 人いる。また、訪問授業や講演ではない「学校の(公民科の)授業」に 5 人が言及している。裁判手続を題材としたロールプレイングゲーム(たとえば「逆転裁判シリーズ」)を挙げているものが 5 人である。裁判傍聴を指摘したのは 2 人だけであった。

他方、もっとも重要なきっかけとして「15 その他」を選択した 33 人中 14 人が司法修習に言及している。ただし、この設問では、「自分が現在の職業についているきっかけとしてもっとも重要だったこと」を尋ねており、司法試験に合格し法曹三者のいずれかになる将来がほぼ確定した後で、裁判官、検察官、弁護士の間での選択の決定要因についての回答をしている可能性がある。「学校の(公民科の)授業」は 2 人、「自己・家族・知人の紛争や刑事手続の経験」は 2 人、ゲームは 1 人と「視野に入れたきっかけ」よりも少なくなっている。

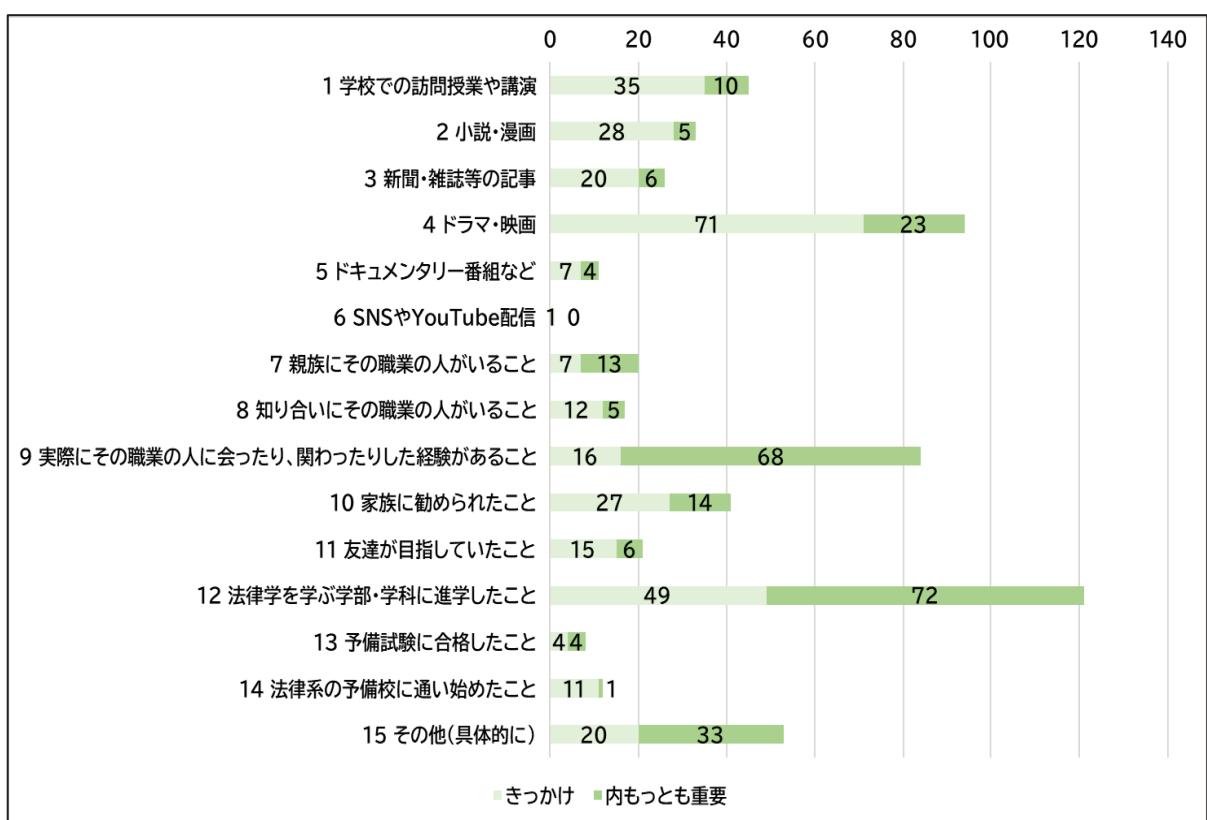


図 3-3-7 法曹を志望したきっかけとともに重要なきっかけ

II-5 法曹を目指す決意後の不安

「QII-5 あなたが法曹を目指すことを決意した後、以下のような不安を感じていましたか」に対する回答を図3-3-8に示した。「1 感じていた」「2 どちらかといえば感じていた」を合わせての合計は有効264人中、「司法試験に合格できるか」が208人78.8%、「合格までの時間的負担」が201人76.1%、「合格までの経済的負担」が172人65.2%、「法曹としての適性があるか」が171人64.8%と、いずれも60%を超えてい。

また、資格取得後の将来的な不安として「法曹になった後、仕事と家庭を両立できるか」は133人50.4%であるのに対し、「資格取得後十分な収入を得られるか」は96人36.4%であり、ワークライフバランスへの不安のほうが大きいことも注目に値する。

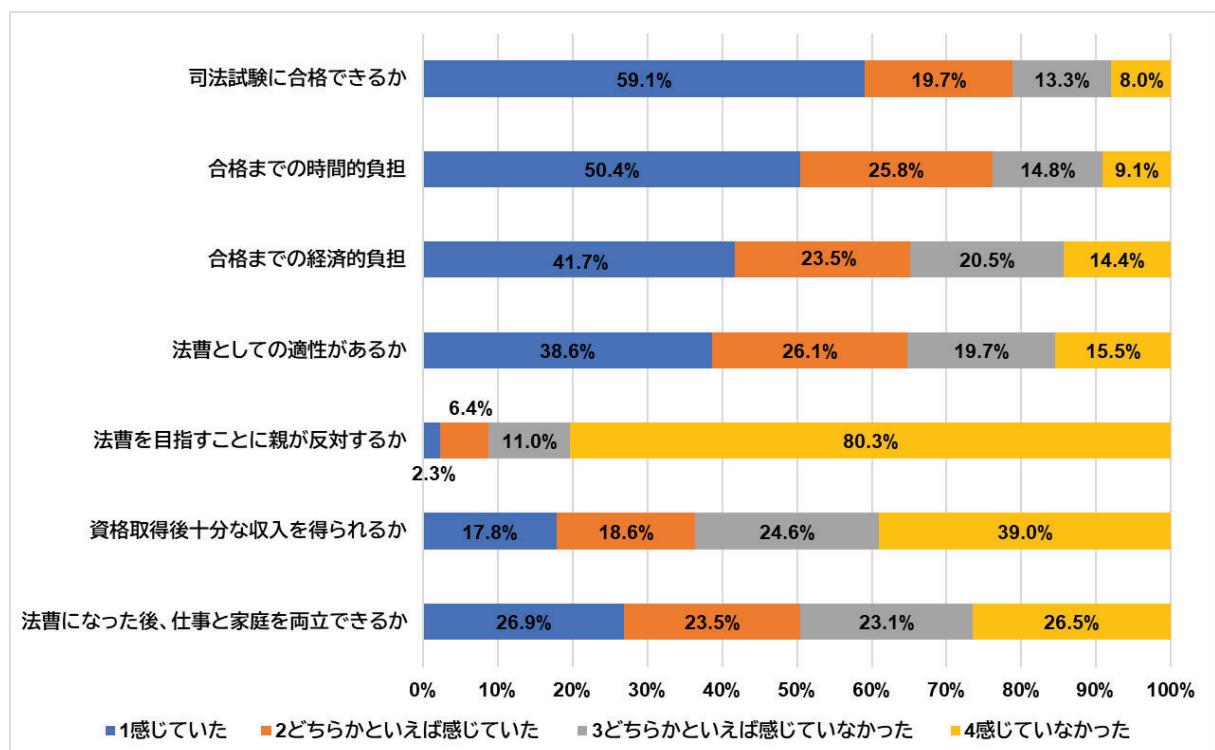


図3-3-8 法曹を目指す決意をした後の不安

II-6 法曹の魅力

法曹の魅力について「Q II-6 あなたは法曹という職業について、以下のことに魅力を感じていますか。」で尋ねている。回答をまとめたものが図 3-3-9 である。「仕事と家庭を両立できること」以外のすべての項目で、「1 感じている」「2 どちらかといえば感じている」の合計の割合が 3 分の 2 を超えている。とりわけ「社会の役に立てる職業であること」242 人(91.7%)、「仕事が面白いこと」235 人(89.0%)、「仕事の内容に自由度が高いこと」221 人(83.7%)の三項目は魅力として挙げている割合が高い。

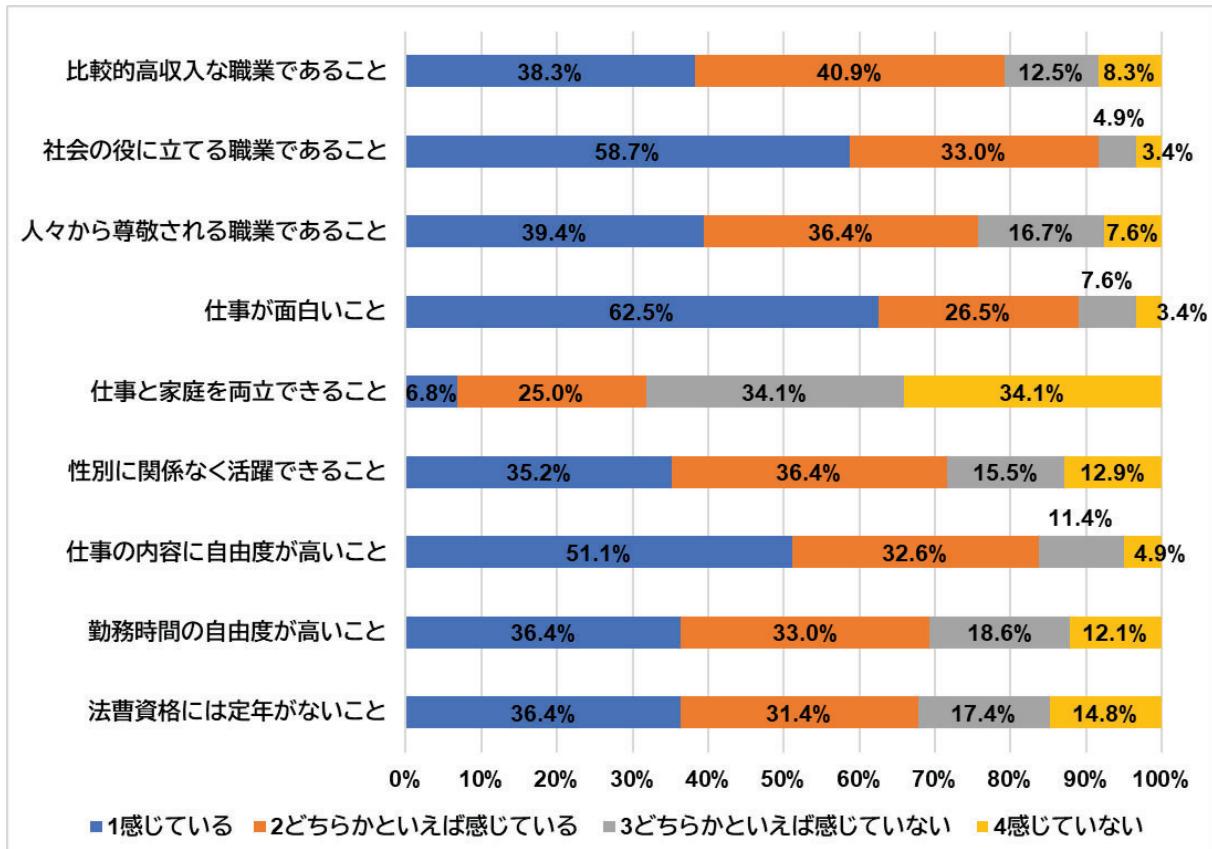


図 3-3-9 法曹の魅力

「Q II-6-1」では、中高生に強調すべき上記以外の魅力について尋ねており、77人が回答している(以下においてはひとりで複数事項に回答しているケースもある点に留意されたい)。それらの中でもっとも多かったものは、弁護士だけでなく裁判官や検察官も含め、自らの意志で開拓することができる広い活動分野についての言及である(17 人)。自らの良心と信念に従って仕事ができることには 3 人が触れている。これらは活動の多彩さと自由度としてまとめられよう。社会のインフラとしての法や社会全体のシステムの維持・構築・改善に関わることができる点を挙げている者が 13 人である。この点に関連して、6 人が社会正義や公益の実現に関われることに言及している。7 人が年代や経験に関わらず対等に自分の意見を言うこ

とができる点を挙げている。当事者の人生の深い部分に関わることは 6 人、そして端的に人助けができるとしているものは 6 人である。

「QⅡ-6-2」では、こうした魅力を中高生にどのような方法で伝えるのがよいかを自由回答で尋ねており、93 人が回答している(以下においてはひとりで複数事項に回答しているケースもある点に留意されたい)。もっとも多かったのは、35 人が挙げている法曹三者が学校に出向いての(出前)授業や講演会である。関連して法曹と直接接する機会を設けることを 14 人が挙げている。さらに多彩な活動をしている法曹の姿を示すべきとしているのが 8 人いる。能動的な学習である模擬裁判・模擬取調べやゲーム、職場見学、裁判傍聴などを挙げている者が 20 人いる。業務内容以外では所得や福利厚生についても伝えるべきとする者が 5 人いる。親しみや楽しさだけを強調するのではなく、憧れや尊敬を喚起するような内容の必要性を指摘する者も 2 人いる。ドラマや映画、漫画などのフィクションについては 18 人、SNS や YouTube などのソーシャルメディアは 22 人が言及している。

第4章 法曹志望者の増加に係る法改正の効果に関する考察

1 各調査から得られた主な知見

◎法科大学院志願者数推移の分析結果(第1章)

- 平成21年度から平成30年度までは法科大学院志願者数は減少傾向にあったが、令和2年度以降は増加傾向にある。志願者数が減少傾向から増加傾向へと転じた要因としては、法曹コースの制度創設、司法試験合格率の上昇、関係機関による法曹の魅力発信の取組みの充実、弁護士の就職状況の改善があると考えられる。

◎法曹コースの制度や在学中受験資格の活用状況等の分析結果(第2章)

- 法曹コースについては、令和5年度の時点で40コース、70協定あり、法科大学院生の母体として、制度設計通りに活用されているといえる。
- 在学中受験資格の活用状況については、令和5年司法試験の結果からは、十分に活用されているといえる。

◎高校生アンケートの分析結果(第3章1)

- 文系の生徒の中では、大学で法律学を学ぶことを視野に入れている回答者は4割程度、将来の職業として「弁護士」を視野に入れている者は3割程度であった。
- 法曹(弁護士、裁判官、検察官)を視野に入れるようになった時期については、「中学生の間」が最も多く、そのきっかけは、「ドラマ・映画」が圧倒的に多い。
- 法曹コースの認知度は、法律学を学ぶことを視野に入れている回答者であっても高くない。

◎保護者アンケートの分析結果(第3章2)

- 保護者の間でも、法曹コースの認知度はまだ高くない。ただし、自分の子どもに法曹になってほしいと考えている保護者は、法曹コースへの関心が高い傾向がある。
- 子どもの将来の職業を考えるにあたっては、経済面を重視する傾向が最も強く、次いでワークライフバランスを重要視する保護者が多かった。
- 子どもが法曹を志望したいと述べた場合、多くの保護者は賛成するようである。そのような保護者の多くが、法曹の仕事について知る機会は有益であると答えた。

◎若手法曹アンケートの分析結果(第3章3)

- 回答者の約2割が小学生の頃から法曹となることを視野に入れており、中学生の頃にはその割合は3割、高校生では4割になる。法曹を第一希望とした時期は、「大学生の頃」が半数近いものの、中学生以前とする者も約3割である。
- 法曹を目指すことを決意した後、司法試験に合格できるか、合格までの時間的負担について不安を感じていたものは75%を超える。
- 自身が感じる法曹の魅力については、「社会の役に立てる職業であること」が91.7%、「仕事が面白いこと」が89.0%、「仕事の内容に自由度が高いこと」が83.7%であった。

2 各調査の結果を踏まえた法改正の効果に関する考察

(1) 法改正の効果について

- ◆ 法曹志望者の増加に係る法改正については、法科大学院志願者数の増加など、一定の効果があったと考えられる。
- ◆ 法曹コースの設置や司法試験の在学中受験資格についても、令和5年司法試験の状況をみる限り、制度設計通りの順調な活用がなされている。
- ◆ 法曹コースについて、法曹を将来の職業として視野に入れている高校生および子どもに法曹になってほしいと考えている保護者には一定の認知度があるものの、まだ広く知られているとは言い難い。

第1章および第2章の分析で述べられている通り、令和2年度以降法科大学院志願者数は減少傾向から増加傾向へと転じている。この結果に法改正がどの程度寄与しているのかを客観的に分析することは難しい。しかしながら、法曹コースの登録者が制度の導入以降、順調に増えていること、高校生やその保護者で自分(または自分の子ども)の将来のキャリアとして法曹を視野に入れている者は、一定程度法曹コースの存在を知っていることなどからすれば、法曹志望者の時間的経済的負担を軽減することを目的とした法改正についての認知が、法科大学院志願者数の増加に寄与していると考えるのが合理的であろう。

実際、令和4年度先導的大学改革推進委託事業「法科大学院等の教育の充実に関する調査研究」成果報告書によれば、法曹コース生へのアンケート調査では、法曹コースについて入学前から知っていたという学生が低学年ほど多い(すなわち、年々認知が高まっている)という結果が出ている²⁸。この数年で大学入学前の認知も一定程度進んでいるものの、高校1年生および高校生の保護者を対象とした今回の調査では、全体としては十分に認知されているとは言えない結果が出ており、より若い層とその保護者への周知活動が必要である。

司法試験の在学中受験資格については、令和5年度に導入されたばかりであり、法改正の効果を検証することは時期尚早である。しかしながら、令和5年司法試験の状況をみる限りでは、募集継続校34校における法科大学院最終年次在籍者1,664名のうち、1,066名が在学中受験資格により司法試験を受験した(募集停止校からの在学中受験者も含めると、1,070名)。そして、このうちの637名が司法試験に最終合格した。これらの人数からしても、割合からしても、現時点では、在学中受験資格は法科大学院生に十分活用されているといえる。この実績が、法曹養成課程における、志望者の将来の予測可能性を高め、法曹志望者数および法科大学院志願者数の増加に寄与することが期待される。

²⁸ 令和4年度先導的大学改革推進委託事業「法科大学院等の教育の充実に関する調査研究」成果報告書 65頁

https://www.mext.go.jp/content/20230822-mxt_daigakuc01-000031482_1.pdf

(2)法改正を踏まえたさらなる法曹志望者数増加のための課題

- ◆ 若手法曹アンケート回答者の多くが、早い段階から将来のキャリアとして法曹を視野に入れていたことを踏まえて、法曹の仕事やキャリアの実態を知ってもらうよう、若年層(小学生、中学生、高校生)へのさらなる発信を継続して行うことが必要である。
- ◆ 法学部や法曹に対するイメージが、高校生も保護者もそれほど異ならないこと、多くの保護者が子どもの将来の職業について、「子どもの意思を尊重する」、法曹を志願したら「応援する」と回答したことを踏まえて、世代を問わず広く社会に対し法曹の魅力を発信していく必要がある。特に、法曹の仕事の魅力を伝えることは重要な課題である。
- ◆ 法曹志望者に対する法曹養成制度の予測可能性を高めるため、適切な学習段階における適切な情報提供が必要である。
- ◆ 医師を志望する高校生との比較を踏まえると、長期的には、より社会のニーズに応える法曹人材を輩出し、法曹がより身近で魅力のある職業であることを若年層が知ると、法曹志望者の拡大にも寄与することが考えられる。
- ◆ 今回の調査は、法改正により直接的な影響を受ける若年層およびその保護者を対象として検討が行われており、法科大学院未修者コースに入学することが想定される他学部や社会人経験者などが主要な検討対象から外れていることに留意が必要である。より多様な人材が法曹を志望するようになるための施策の検討のためには、別の調査検討を要するであろう。

若手法曹アンケートからは、法曹を第一志望とした時期について、約3割が中学生以前と回答している。法曹を「視野に入れたきっかけ」としては、ドラマや映画などのメディアが多いものの、「もっとも重要なきっかけ」は直接的な人間関係の存在を挙げる回答者が多かった。より広い層に法曹の魅力について知ってもらい、将来の職業として視野に入れてもらう「きっかけ」を提供するためには、メディアも含めた若年層(小学生、中学生、高校生)へのさらなる発信が求められる。そして、法教育活動や、関係機関による取組みを通じて、法曹と直接出会うことでも、若年層が法曹を志望する気持ちをより強くすることに重要なインパクトを与える。

高校生アンケートと保護者アンケートでは、「大学で法律学を学ぶことのイメージ」および「法曹のイメージ」について同じ質問をたずねたが、両者で大きな乖離はなかった。「大学で法律学を学ぶことのイメージ」については、法曹・公務員などのキャリアとのつながりが強く、勉強の負荷が大きいと考えている回答者が多かった。「法曹のイメージ」については、経済的に安定していて、社会に貢献でき、人々から尊敬され、性別に関係なく活躍できる職業であるというイメージを肯定する回答者が多かった。他方、法曹のワークライフバランスについては、否定的なイメージを持つ回答者が多かった。現実には、法曹の多くを占める弁護士についてはいわゆる自由業であり、仕事の内容のみならず、時間の使い方にも広い裁量を持つ者が

多いはずであるが、その点はあまり社会一般に知られていない。

序章で述べた通り、今回の調査対象者は、高校生アンケートも保護者アンケートも、一般的の高校生やその親を対象としたものでない場合には留意が必要であるが、法曹を志望する者およびその保護者が多いであろう層を対象としても、法曹の仕事のやりがいや魅力については十分に知られていない可能性が高いことは、今後広報戦略を検討する上でも重要な課題である。

若手法曹アンケートからは、司法試験に合格できるかどうか、法曹になるまでの時間的・経済的負担について、法曹を目指すうえで不安であったと答えた者が多かった。また、高校生アンケートや保護者アンケートでも、法曹を目指すうえでの不安として、同様の項目を挙げる回答が多くいた。資格試験である以上、合格に至るまでは完全には払拭できない不安が存在する点は否めないが、そのような不安を理由に法曹への道のりを断念する者が少しでも減るよう、法曹になるまでの道のりについてさらなる情報公開をすることにより、法曹養成制度における志望者の将来の予測可能性を高めていくことが有益であろう。例えば、文系理系の選択を行う高校1年生までの間に、法曹になるための大まかな道のりを知ることができ、大学受験を検討するまでには法曹コースの存在や、法曹コースの実情などを知り、さらに法曹コース在学中には法科大学院生や若手法曹と直接コミュニケーションをとることができ、実際の勉強や実務の様子を知ることができれば、過度な不安を抱かずに将来に向けた準備ができる学生が増えるのではないだろうか。さらには、法科大学院に進学するかどうかを判断する段階で、自分が司法試験に合格できそうかどうか、ある程度の判断材料を得られるとよいが、現状、予備試験がこのような機能を果たしている部分がありそうである。法曹コースからの司法試験の合格率のデータや、既修者・未修者コースの合格率のデータなどをわかりやすく開示していくことは、制度における法曹志望者の将来の予測可能性を高めることに資するであろう。

高校生アンケートにおける医師を志望する生徒と法曹を志望する生徒との比較からは、医師の方が法曹よりも身近に感じやすく、ロールモデルを持ちやすいことがうかがえる結果が出ている。これは、子どもの頃から病院で医師に会うことは珍しくないが、法曹には会う機会があまり(または全く)ないことが主な要因と考えられる。法曹が社会の多様なニーズにより一層対応し、あらゆる場面で活躍することは、総じて法曹の存在自体を身近に感じさせ、法曹志望者数の増加に資すると考えられる。

もっとも、今回の調査は、今般の法改正によって直接的な影響を受けるであろう、法曹コースにこれから入学しうる高校生およびその保護者を主要な調査対象としている。若手法曹アンケートにおいても、法改正を踏まえて、どの段階でどのような広報活動をすることが、若年層を法曹コースや法科大学院に誘うのに効果的かという視点から質問を行っている。これらの調査は、法曹コースおよび在学中司法試験受験の導入という一連の制度が実行に移された令和5年度に実施する調査としては重要な意義があったと考えられる。しかし、法科大学院未修者コースに入学することが想定される他学部の学生や、社会人経験者などが主要な検討対象から外れていることには留意が必要である。社会の多様化に伴う法的ニーズの広がりに対応しうる人材を、法曹志望者として誘うための戦略、実際に司法試験に合格させ法曹として輩出するための教育の在り方については、別途重要な課題として、今後調査検討が必要と考える。